

3月4日(火)

出席委員

委員長 石田 秀男  
副委員長 ゆきた 政春  
同 山本 やすゆき  
委員 のだて 稔史  
同 やなぎさわ 聡  
同 おぎの あやか  
同 澤田 えみこ  
同 ひがし ゆき  
同 石田 ちひろ  
同 田中 たけし  
同 せらく 真央  
同 松本 ときひろ  
同 新妻 さえ子  
同 えのした 正人  
同 せお 麻里  
同 安藤 たい作  
同 鈴木 ひろ子  
同 横山 由香理  
同 石田 しんご

委員 筒井 ようすけ  
同 つる 伸一郎  
同 あくつ 広王  
同 塚本 よしひろ  
同 まつざわ 和昌  
同 こしば 新  
同 吉田 ゆみこ  
同 松永 よしひろ  
同 高橋 しんじ  
同 西本 たか子  
同 中塚 亮  
同 須貝 行宏  
同 藤原 正則  
同 こんの 孝子  
同 若林 ひろき  
同 西村 直子  
同 高橋 伸明  
同 大倉 たかひろ

欠席委員

木村 健悟

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

## 出席説明員

|                              |           |   |           |
|------------------------------|-----------|---|-----------|
| 区 長                          | 森 澤 恭 子   | 総 務 課 長<br>(秘書担当課長兼務)                           | 勝 亦 隆 一   |
| 副 区 長                        | 堀 越 明     | 戦 略 広 報 課 長                                     | 與 那 嶺 亘   |
| 副 区 長                        | 新 井 康     | 人 事 課 長   | 宮 尾 裕 介   |
| 企 画 経 営 部 長                  | 久 保 田 善 行 | 新 庁 舎 建 設 担 当 課 長                               | 小 林 剛     |
| 企 画 課 長                      | 崎 村 剛 光   | 広 町 事 業 調 整 担 当 課 長                             | 泉 勝 也     |
| 政 策 推 進 担 当 課 長              | 吉 岡 孝 樹   | 地 域 振 興 部 長                                     | 川 島 淳 成   |
| 財 政 課 長                      | 加 島 美 弥 子 | 地 域 活 動 課 長                                     | 宮 澤 俊 太   |
| 施 設 整 備 課 長                  | 長 尾 樹 偉   | 八 潮 ま ち づ くり 担 当 課 長                            | 今 井 達 也   |
| デ ジ タ ル 推 進 課 長              | 横 田 剛     | 地 域 産 業 振 興 課 長                                 | 小 林 徹     |
| 経 理 課 長                      | 佐 藤 聡     | 創 業 ・ ス タ ー ト ア ッ プ 支 援 担 当 課 長                 | 栗 原 あ ゆ み |
| 税 務 課 長<br>(定額減税調整給付金担当課長兼務) | 吉 野 誠     | 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 振 興 部 長                         | 辻 亜 紀     |
| 区 長 室 長                      | 柏 原 敦     | 子 ども 未 来 部 長                                    | 佐 藤 憲 宜   |
| 新 庁 舎 整 備 担 当 部 長            | 黒 田 肇 暢   | 子 ども 育 成 課 長                                    | 藤 村 信 介   |
| 広 町 事 業 担 当 部 長              | 品 川 義 輝   | 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 長<br>(子ども家庭センター開設準備担当課長兼務) | 染 谷 洋 紀   |

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
| 子育て応援課長<br>飛田 則 文  | 品川保健センター所長<br>石橋 美 佳               |
| 保育入園調整課長<br>芝野 諭   | 国保医療年金課長<br>池田 剛                   |
| 保育施設運営課長<br>中島 秀 介                                       | 都市環境部長<br>鈴木 和 彦                   |
| 保育事業担当課長<br>佐藤 裕 樹                                       | 都市整備推進担当部長<br>嶋田 正 明               |
| 品川区児童相談所長<br>原 彰 彦                                       | 都市計画課長<br>高梨 智 之                   |
| 福祉部長<br>寺嶋 清   | 住宅課長<br>川原 由香乃                     |
| 福祉計画課長<br>東野 俊 幸   | 都市開発課長<br>中道 元 紀                   |
| 障害者施策推進課長<br>佐藤 慎  | 建築課長<br>森 雄 治                      |
| 障害者支援課長<br>松山 香 里  | 防災まちづくり部長<br>溝口 雅 之                |
| 高齢者福祉課長<br>菅野 令 子  | 災害対策担当部長<br>(危機管理担当部長兼務)<br>滝澤 博 文 |
| 健康推進部長<br>(品川区保健所長兼務)<br>阿部 敦 子                          | 地域交通政策課長<br>櫻木 太 郎                 |
| 健康推進部次長<br>(品川区保健所次長兼務)<br>(健康推進部地域医療連携課長事務取扱)<br>遠藤 孝 一 | 公園課長<br>大友 恵 介                     |
| 健康課長<br>若生 純 一   | 河川下水道課長<br>北原 淳                    |
| 生活衛生課長<br>赤木 和 貴   | 防災課長<br>平原 康 浩                     |
|  | 災害対策担当課長<br>伊藤 大                   |

会 計 管 理 者  
大 串 史 和

教 育 長  
伊 崎 み ゆ き

教 育 次 長  
米 田 博

庶 務 課 長  
船 木 秀 樹

学 務 課 長  
柏 木 通

教育総合支援センター長  
丸 谷 大 輔

品川図書館長  
河 内 崇

学校施設担当課長  
荒 木 孝 太

区議会事務局長  
大 澤 幸 代

○午前9時30分開会

○石田（秀）委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る2月21日の本会議におきまして38名の委員より設置され、令和6年度品川区各会計補正予算4件および令和7年度品川区各会計当初予算5件の計9件の審査を付託されました。

このたび、委員長の大役を皆様方のご推挙により私が仰せつかりました。重責を担うことになりました。幸いにして各会派より有能な副委員長と理事の方々を選出いただいておりますので、これらの方々と一致協力いたしまして、効率よく実りのある委員会にしていきたいと思っておりますので、ぜひ活発なご議論をお願いしたいと思っております。

委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

それでは、ただいまから着席のまま進行させていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○森澤区長　おはようございます。

去る2月21日の本会議におきまして、令和6年度補正予算ならびに令和7年度当初予算案について、ご提案、そしてご説明を申し上げたところであります。

令和7年度予算案では、令和6年度に編成したウェルビーイング予算を、いま一度、人を基軸として磨き上げ、またこの間、議員の皆様から頂いたご提案も多数盛り込みながら、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を実現すべく編成いたしました。また、予算編成に当たりましては、昨年に引き続き、中・長期的な視点からの施策の不断の検証・見直しやアップデートを図るべく、区政の全669事業を対象とした事務事業評価を行い、それにより捻出した一般会計予算の1%、20億円を主な財源として、ウェルビーイングにつながる新たな施策に大胆かつ重点的に予算を振り向けたところであります。

その結果、一般会計予算案は前年度比プラス15.3%の2,347億6,300万円と、過去最大の当初予算案といたしております。今後も、議員各位ならびに区民の皆様のご理解とご協力を頂きながら、区民生活を守り、支え、そして発展させていくための施策を着実に実現してまいりたいと思っております。

本日から始まる予算特別委員会、皆様のご審議をお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○石田（秀）委員長　それでは次に、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議を致しました。資料「予算特別委員会の運営について」のとおり、お手元に配付させていただきました。

これより、ゆきた副委員長からご説明いたしますので、よろしく願います。

○ゆきた副委員長　予算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。

まず、第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため設置されたものであります。組織および協議事項は資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を8日間とし、その日に予定した審査は、終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更は致しません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては、資料のとおりでございますが、特に開会時間

は、審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。

次に、第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定められた質問時間の枠の範囲内で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通じて、委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含めて、10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含めて1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しください。また資料を提示される場合は、パネル等の取り扱い基準にのっとり、事前に委員長にお申出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても、直ちに切りやめていただきます。

関連質疑につきましては、委員長の許可により5分以内で行うことを可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。

なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順序は大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますよう、お願いいたします。

最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順を進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を放送いたします。

次に、第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくをお願いいたします。

**○石田（秀）委員長** 説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○石田（秀）委員長** ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について、全てご了承を得たものとして決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、第1号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算、第2号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算、および第4号議案、令和6年度品川区介護保険特別会計補正予算を一括して議題に供します。

本日の審査項目は、各会計の歳入歳出補正のほか、一般会計補正予算においては、繰越明許費および債務負担行為の補正でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

**○加島財政課長** おはようございます。本日からよろしくをお願いいたします。

それでは、令和6年度各会計補正予算案、第1号議案から第4号議案まで、予算書を用いまして一括してご説明させていただきます。

恐れ入ります。7ページをご覧ください。一般会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ118億608万6,000円を追加し、総額をそれぞれ2,213億6,600万7,000円とするものであります。

8ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、第1款特別区税から、9ページ、第19款諸収入まで、10ページ、歳出、第1款議会費から、11ページ、第7款教育費まででございます。

12ページをご覧ください。第2表、繰越明許費では、第3款民生費、2項児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付事業ほか4件を翌年度に繰り越すものでございます。

第3表、債務負担行為補正は、振り仮名法制化対応通知作成・発送業務委託ほか6件を追加するとともに、しながわ水族館リニューアル実施設計委託を廃止するものでございます。

36ページをご覧ください。歳入です。第1款特別区税、1項特別区民税は、28億5,800万円を増額いたしまして、532億3,800万円とするもので、決算見込額の増によるものです。

3項特別区たばこ税は1億5,100万円を減額し、32億7,800万円とするもので、決算見込額の減によるものでございます。

第3款利子割交付金、1項利子割交付金は、1億8,000万円を増額し、3億円とするものです。

第4款配当割交付金、1項配当割交付金は、5億円を増額し、12億円とするものでございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金は、3億円を増額し、10億円とするものです。

第6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は、5億円を増額し、115億円とするものです。

第7款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金は、7,000万円を増額し、1億9,000万円とするものです。

第8款地方特例交付金、1項地方特例交付金は、3,838万3,000円を減額し、21億6,161万7,000円とするものです。

第9款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金は、30億円を増額し、468億円とするものです。

第13款国庫支出金、1項国庫負担金は、40ページ、6億5,501万5,000円を増額し、257億1,471万7,000円とするもので、主なものは障害者自立支援給付費の増でございます。

2項国庫補助金は、44ページ、6億3,938万4,000円を増額し、82億5,570万8,000円とするもので、主なものは防災・安全交付金の減でございます。

第14款都支出金、1項都負担金は、46ページ、2億303万5,000円を増額し、77億5,850万9,000円とするもので、主なものは児童保育費の増でございます。

2項都補助金は、56ページ、1億8,739万円を増額し、152億226万9,000円とするもので、主なものは公立学校給食費負担軽減事業補助金の増であります。

第15款財産収入、1項財産運用収入は、58ページ、3,787万9,000円を増額し、7億7,220万4,000円とするもので、2項財産売払収入は3,690万9,000円を増額し、4,172万2,000円とするものです。

第16款寄附金、1項寄附金は、26億5,537万2,000円を増額し、27億5,367万3,000円とするものです。

第18款繰越金、1項繰越金は、60ページ、18億9,419万2,000円を増額し、58

億9,419万2,000円とするものです。

第19款諸収入、4項受託事業収入は、4億7,321万2,000円を減額し、38億6,763万5,000円とするもので、6項雑入は62ページ、3,027万3,000円を増額し、34億7,789万1,000円とするものでございます。

64ページをご覧ください。歳出でございます。

第1款議会費、1項議会費は、688万7,000円を増額し、8億4,739万7,000円とするもので、議会運営費の増であります。

第2款総務費、1項総務管理費は、68ページ、63億9,448万3,000円を増額し、214億2,281万5,000円とするもので、主なものは基金積立金の増であります。

2項地域振興費は、70ページ、4,339万5,000円を減額し、68億8,081万4,000円とするもので、主なものは文化センター運営費の減であります。

3項徴税费は72ページ、6億3,289万4,000円を減額し、26億4,486万2,000円とするもので、主なものは定額減税補足給付金の減でございます。

4項戸籍及び住民基本台帳費は、296万5,000円を増額し、13億3,589万6,000円とするもので、主なものは職員給与費の増であります。

5項選挙費は74ページ、577万9,000円を増額し、6億5,266万7,000円とするもので、主なものは職員給与費の増であります。

6項統計調査費は384万5,000円を増額し、6,285万1,000円とするもので、職員給与費の増であります。

7項監査委員費は677万3,000円を増額し、9,431万3,000円とするもので、職員給与費の増でございます。

第3款民生費です。1項社会福祉費は78ページ、5億4,896万7,000円を減額し、328億2,309万4,000円とするもので、主なものは特別会計繰出金の減でございます。

2項児童福祉費は、84ページ、49億2,654万2,000円を増額し、637億4,178万2,000円とするもので、主なものは基金積立金の増でございます。

3項生活保護費は、86ページ、1億4,395万9,000円を増額し、149億8,564万7,000円とするもので、主なものは国庫支出金返還金の増でございます。

第4款衛生費です。1項保健衛生費は88ページ、5億1,126万9,000円を増額し、92億5,580万7,000円とするもので、主なものは国庫支出金返還金の増でございます。

2項環境費は4,018万2,000円を減額し、22億2,096万8,000円とするもので、主なものは資源再商品化経費の減でございます。

90ページ、3項清掃費は4,600万円を減額し、55億4,437万7,000円とするもので、主なものは車両雇上げ費の減でございます。

第5款産業経済費です。1項産業経済費は92ページ、1億6,672万円を減額し、43億3,636万9,000円とするもので、主なものは各種融資あっせん信用保証料補助金の減でございます。

第6款土木費、1項土木管理費は7,026万5,000円を増額し、14億7,778万3,000円とするもので、職員給与費の増でございます。

2項道路橋梁費は900万円を減額し、25億3,989万7,000円とするもので、補助163号

線整備費の減でございます。

94ページ、3項河川費は4億4,596万9,000円を減額し、37億5,596万8,000円とするもので、主なものは第二戸越幹線整備工事費の減でございます。

4項都市計画費は98ページ、6,652万4,000円減額し、152億2,391万円とするもので、主なものは小山三丁目第2地区再開発事業補助金、および防災生活圏促進事業の用地取得費の減でございます。

5項建築費は、2億9,700万7,000円を減額し、13億8,231万1,000円とするもので、主なものは住宅・建築物耐震化支援事業の減でございます。

100ページ、6項住宅費は946万6,000円を増額し、11億2,302万2,000円とするもので、職員給与費の増であります。

7項防災費は1,612万8,000円を減額し、18億603万2,000円とするもので、主なものは、しながわ防災ハンドブック全戸配布経費の減でございます。

第7款教育費です。102ページをご覧ください。1項教育総務費は23億402万2,000円を増額し、81億4,775万8,000円とするもので、主なものは義務教育施設整備基金積立金の増でございます。

104ページ、2項学校教育費は、2億6,738万3,000円を減額し、175億4,822万1,000円とするもので、主なものは学校環境整備事業の減でございます。

一般会計補正予算は、以上でございます。

続きまして、特別会計でございます。恐れ入ります。15ページにお戻りください。国民健康保険事業会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,062万8,000円を追加し、総額をそれぞれ368億5,251万4,000円とするものであります。

16ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、第1款国民健康保険料から第7款諸収入まで、右側の17ページ、歳出は、第1款総務費から第5款諸支出金まででございます。

恐れ入ります。飛びまして、118ページをご覧ください。歳入です。

第1款国民健康保険料は、2,635万2,000円を増額。

第3款国庫支出金は120ページ、1,869万円を増額。

第4款都支出金は、1億7,549万2,000円を増額。

第5款繰入金は122ページ、1億1,419万7,000円を減額。

第6款繰越金は、1億4,803万6,000円を増額。

第7款諸収入は、625万5,000円を増額するものでございます。

歳入は以上でございます。

124ページをご覧ください。歳出です。

第1款総務費は、6,186万4,000円を減額。

第2款保険給付費、1項療養諸費は2億651万円を増額。

126ページ、4項出産育児諸費は750万円を増額。

第3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は、1億483万円を減額。2項後期高齢者支援金等分につきましては、689万5,000円を減額。3項介護納付金分につきましては、財源更正。

128ページ、第4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、1,953万3,000円を減額。2項保健事業費は財源更正。

第5款諸支出金は、2億3,974万円を増額するものでございます。

国民健康保険事業会計の補正予算は、以上でございます。

お戻りいただきまして、21ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,726万1,000円を減額し、総額をそれぞれ107億609万8,000円とするものでございます。

22ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、第1款後期高齢者医療保険料から第6款諸収入まで、右側、23ページ、歳出は、第1款総務費から第4款保険給付費まででございます。

136ページをお願いいたします。歳入です。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,805万4,000円を増額。

第3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は1,170万4,000円を増額。2項広域連合補助金は354万円を増額するものであります。

138ページ、第4款繰入金は、2億2,348万7,000円を減額。

第5款繰越金は、3,826万2,000円を増額。

第6款諸収入、1項受託事業収入は、997万5,000円を減額。

140ページ、2項雑入は464万1,000円を増額するものであります。

歳入は以上でございます。

142ページをご覧ください。歳出です。

第1款総務費、1項総務管理費は、9,588万3,000円を減額、2項徴収費は100万円を減額。

144ページ、第2款分担金及び負担金は、4,410万円を増額。

第3款保健事業費は、4,851万8,000円を減額。

第4款保険給付費は、1,404万円を増額するものでございます。

後期高齢者医療特別会計補正予算は、以上でございます。

お戻りいただきまして、27ページをご覧ください。介護保険特別会計補正予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億5,522万円を追加し、総額をそれぞれ287億9,389万2,000円とするものでございます。

28ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、第3款国庫支出金から第8款繰越金まで、歳出は、第1款総務費から第5款諸支出金までであります。

152ページをお願いいたします。歳入です。

第3款国庫支出金は、1,121万2,000円を減額。

第4款支払基金交付金は、3,127万3,000円を増額。

第5款都支出金は、728万7,000円を増額。

154ページ、第7款繰入金、1項一般会計繰入金は2億7,804万4,000円を減額、2項基金繰入金は2,479万2,000円を増額。

第8款繰越金は、7億8,112万4,000円を増額するものでございます。

歳入は以上であります。

156ページをお開きください。歳出でございます。

第1款総務費は、2,921万5,000円を減額。

第3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、3,354万8,000円を増額。

第3項包括的支援事業・任意事業費は、財源更正および990万円を減額。

158ページ、第4款基金積立金は、2億972万3,000円を増額。

第5款諸支出金は、3億5,106万4,000円を増額するものであります。

介護保険特別会計補正予算は以上でございます。

以上で、第1号議案から第4号議案まで、各会計補正予算の説明は以上となります。

**○石田（秀）委員長** 以上で、本日の審査項目に関する全ての説明が終わりました。

本日は、33名の方の通告を頂いております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。

なお、質疑に際しましては、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しいただくとともに、答弁に要する時間を考慮の上、ご質問されますよう、改めてお願いいたします。

また併せて、次に申し上げる3点について重ねてお願いいたします。1点目に、質疑の際は、「委員長」とご発声の上、挙手し、指名されてからご発言ください。2点目に、発言・答弁ともに、明瞭をお願いいたします。3点目に、会議中は私語を慎み、質疑を妨げることをないようお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言願います。まつざわ和昌委員。

**○まつざわ委員** おはようございます。これから8日間の予算特別委員会が始まりますが、活発な質疑ができますように、よろしくお願いいたします。

私からは、補正全般と言うとかつこよ過ぎるのですけれども、今回の最終補正予算の特徴に少し触れまして、その後予算書の69ページ、庁舎整備の基金の積立金、20億円余についてお聞きしたいと思います。

初めに最終補正の予算の特徴についてお聞きしたいのですが、今回の補正予算書全体を見ますと、減額補正が目立つように思っていますが、歳入・歳出面における最終補正予算の特徴について、まずはご見解をお聞かせください。

**○加島財政課長** 今回の最終補正予算ですけれども、約118億円の増額補正となっております。

歳出面につきましては、67.2億円の増額補正を行っております。増額補正の主なものとしたしましては、国際交流推進基金、庁舎整備基金、それから子どもの未来応援基金への積立金がございますほか、公定価格の単価改定による増などがございます。また、予算の執行過程におきまして、創意工夫を凝らして一層無駄をなくすため歳出の精査を行い、マイナス9.5億円の減額補正を行っているところでございます。

歳入面につきましては、区民税、それから特別区財政調整交付金の伸びを活用いたしまして、一部歳出にもかかりますが、公共施設整備基金や義務教育施設整備基金への積立てを行っております。将来の財政需要に対応し得る補正予算となっていると考えております。

**○まつざわ委員** ありがとうございます。

明日からは、いよいよ当初予算の査定、審査が始まりますけれども、無駄をなくすということにあまり着目し過ぎてしまうと、新規事業を実施する際には視野を狭めてしまわないか、大変心配しています。無駄の削減というように、令和6年度の最終補正予算において、先ほどお話があった、積立てられた基金というものが、令和7年度の当初予算においてはどのように活かされているのか教えてください。

**○加島財政課長** 先ほどと答弁が一部重なってしまうのですが、最終補正予算におきましては、区民税、それから特別区財政調整交付金の伸びを活用いたしまして、公共施設整備基金、義務教育施設整備

基金に積立てを行わせていただきました。これらの基金を活用いたしまして、令和7年度予算案におきましては、ハード整備、それから学校改築推進経費に係る歳出を支えてまいりたいと考えております。

予算編成上のあくまで一般論ですけれども、歳入と歳出というのは同額で組む必要がございます。歳入については、過大に見積もりますと、財政上、大変な場合には破綻を招くおそれもございますので、一定の合理性の中でやはり固めに見積もっていかざるを得ない部分もございます。そのため、固めに見積もらざるを得ない歳入規模を補う手段として基金を機能させることで、適切な歳出規模の事業を当初予算から組むことができていると考えております。

**○まつざわ委員** ご説明ありがとうございます。今の話で、積み立てた基金をしっかりと正確に使っているという確認が取れました。ありがとうございます。

次に、庁舎整備基金の積立金20億円余についてお聞きしたいと思います。今回、工事費が見直しによりまして増額となりました。基金も新たに積立てを行ったと認識しておりますが、改めてこの基金の増額の理由を教えてください。また、これに伴って庁舎整備全体の資金、また財源の構成というのはどうなっていくのか、お聞かせください。

**○加島財政課長** 新庁舎建設につきましては、当初の頃より、基金および起債で負担するという考え方を一貫して踏まえております。このたび建設費に対しまして、一般財源の負担が20億円ほど必要となるという試算ができましたので、庁舎整備基金にその分を積み立てさせていただきました。

また、新庁舎整備工事費なのですけれども、本体工事費のみで約673億円ございます。そのうち、国・都の負担金を除きまして、553億円が区負担となります。区負担553億円のうち、起債により約413億円を調達いたします。それから、庁舎整備基金から約140億円を繰入れすることにより、区負担分の財源を確保してまいる計画でございます。

**○まつざわ委員** ありがとうございます。区債を組むというのは、将来にわたって、負担のバランスというのですか、負担の平準化というのですか、そういうものを図るという部分では意味があると考えます。今、起債の話が出ました。413億円。これは区の借入れですね。区の借入れとなるため、私たち区民の中には心配に思われる方もいらっしゃると思いますが、返済計画等の概要といったことについて教えてください。

**○加島財政課長** 起債分の413億円につきましては、工事年度ごとに分割して借入れを行う計画でございます。それぞれ、今現在、計画の中では、借入れにつきましては5年満期一括償還を予定しております。減債基金に計画的な積立てを行うことによって、元金の償還、将来の償還に対応してまいりたいと考えております。そのため、令和6年度まで庁舎整備基金に30億円積立てを行っていましたが、こちらを新庁舎整備、学校改築に係る起債償還用としてスイッチいたしまして、今後は減債基金に積み立ててまいりますので、区民に何か過大な負担をかけることはないかと考えております。

**○まつざわ委員** ありがとうございます。区民に負担がかからないことの確認が取れました。

新庁舎ですけれども、総事業費が700億円余と聞いていますが、これは想定より上がったものではないでしょうか。改めて、この工事費の見直しの要因というものをお聞かせください。

これは代表質問でも聞かせていただきましたけれども、地下というのは、掘れば掘るほど何が出てくるか分からない。そうすると、またそこでいろいろな予算がかかってしまうのではないかとということがあります。また、建設資材の納期の遅延、また2040問題をはじめとする作業員の人手不足というのも、今後、引き続き懸念される重要な事項です。だからこそ、これから先の検討というのは相当難しいのではないかと考えています。しかし、そういったイレギュラーにはしっかりと対応していただか

ないと、工事業者の方も大変困るといふのがありますので、契約後にそういったイレギュラーな事案というものが発生した場合の契約の変更の考え方を教えてください。

**○小林新庁舎建設担当課長** 2つのご質問のうち、最初に工事費の見直しの要因についてお答えいたします。

大きなところといたしましては、建設業界における労務単価の上昇や建設資材の高騰などが影響しているところでございます。基本設計中間段階の、令和6年2月に設定したところでございますが、その後も、これらの影響が続きまして、さらなる検討、見直しというものを余儀なくされたところでございます。区としましては、コスト削減策としまして、設計者や発注者の支援を頂いておりますコンストラクション・マネージャーらと広く検討を進めてきましたが、今回改めて見直しを行わせていただいて、予算として提案するものでございます。

2つ目の、イレギュラーな事象が発生した場合の契約変更でございます。委員から今お話がありましたように、例えば地下の中のことでいきますと、地中障害あるいは土壌汚染などが想定されるところでございます。新庁舎につきましては地下2階と、非常に深いところまで土を掘ることとなります。設計段階では想定し得ない事象も工事中に発生することも考えられますが、現段階で可能な限りの調査は行って、設計には反映させているところでございます。

また、コストにつきましても、特に人件費につきましては、先日、令和7年度の労務単価等が国から示されまして、引き続き、高い上昇率が示されているところでございますけれども、これらも一定程度加味した費用を予算の中に含ませていることから、発注金額につきましては、今回ご提案した予算の中で収まるものと考えてございます。

また、発注後の物価高騰への対応につきましては、ほかのいわゆる工事案件と同様に、インフレスライドの適用など、関係課と調整し合いながら、契約変更の手続を行うことになるかと考えているところでございます。

**○まつざわ委員** ありがとうございます。しっかり対応してくれるということを知って安心しました。本当に難しい工事になっていくのかと思いますけれども、しっかりフォローしてあげてほしいと思います。

また、工期やコスト、ネガティブになる部分というのを多く取り上げてしまいましたが、新庁舎を造るメリットというのは大変多くあるものだと思っています。例えば現庁舎として課題とされているものでは、バリアフリー化、また庁舎が3つになっているので分かりづらいというところがあります。庁舎として求められる環境面、また防災面は、どのように考えているのでしょうか。

また、隣接して整備を進めている、JRの「OIMACHI TRACKS」と名づけられたエリア。まちのにぎわいをつくり出そうとしていると思いますが、庁舎もしっかりと連携することで、にぎわいの相乗効果というものが生まれ、新庁舎整備の区民のメリットというものがさらに高まると思っております。

新庁舎の設計の中で、区としてどのように工夫を考えているのか。また、駅に隣接した新庁舎も今回の特徴であると思っています。他自治体の庁舎建設の事例と比較して、特に品川区ならではのといった特徴があるのか、教えてください。

**○小林新庁舎建設担当課長** 大きく4つのご質問でございます。まず最初に、現庁舎の課題の解消というところでございますが、委員から今お話がございましたバリアフリーの観点、あるいは庁舎の動線の複雑さなどが挙げられているところでございますが、当然ながら新庁舎整備の際には、それらが解消

されるように設計を進めているといったところでございます。

また2点目の、環境や防災面の対応でございますが、これにつきましても、当初の段階から、現庁舎と比較してより向上させたものとして検討を進めているところでございますので、その考えには変わりはないところでございます。

それから、にぎわい創出の必要性和工夫という観点かと存じますが、これにつきましても、区としましては、JR街区が近接してございますので、連携した取組というのは、まちづくりの観点からも必要なものと考えてございます。設計上の工夫としまして、今回、新庁舎の敷地の中に新たに広場を整備する計画でございます。この広場でございますけれども、イベント等の活用も想定したしつらえとなっているところでございまして、また場所につきましても、JR街区と近接したところに位置しているところでございます。運営方法等につきましても、関係者と調整を進めている最中ではございますけれども、にぎわい創出につなげていければと考えているところでございます。

最後に、品川区ならではの観点でございます。委員からお話がありましたように、今回の新庁舎の敷地につきましては大井町駅に近接した場所でございますが、この特性を活かしながら、大井町駅の改札から傘なしで、新庁舎のエントランスに直結するようなデッキ通路を計画しているところでございます。これは私が調べる限りではございますけれども、他区の状況を見ますと、JRの主要駅から直結するような庁舎事例というのはあまり見受けられるところではございません。区民の利便性向上に大きく寄与するものでございますので、そういうところは品川区の今回の新庁舎ならではの特性かと思うところでございます。

**○まつざわ委員**　そうですね。やはり駅から直結というのは、私もいろいろ調べましたが、なかなか。これは品川区新庁舎の本当に強みだと思っています。また、広場の建設というものを今言っていましたけれども、それでにぎわいがまた生まれる。これは大変期待が高まっていることであります。

しかし一方で、開発されてしまうと、補助26号線を歩く人が少なくなるということが懸念されているかと思っています。新庁舎ができた後というのは、現庁舎の跡地活用もあり、既存の大井町、要は東急電鉄の高架下といった店舗の周辺を取り巻く環境が大きく変わってまいります。庁舎跡地の活用検討をどのように考えているのかお聞かせください。

**○泉広町事業調整担当課長**　庁舎跡地の活用検討というところでございますが、こちらは当初予定では本年1月から計画の策定に着手するとしてございましたけれども、新庁舎整備の工期が見直されたところから、計画の着手時期につきましても、再度検討しているというところでございます。こちらは、着手の時期にかかわらず、区民ニーズの実現と区民負担の軽減に向けまして、引き続き検討を進めてまいります。

また、周辺地区との連携というお話が今ございましたけれども、こちらは、令和2年に策定いたしました大井町駅周辺のまちづくり方針、また今年度の6月まで開催してまいりました、跡地の活用検討委員会の検討の結果を踏まえながら、補助26号線沿線の店舗や周辺地区との連携によりまして、地区全体のにぎわいの向上、また魅力の向上に向けて取り組んでまいります。

**○まつざわ委員**　ありがとうございます。広町が品川区の中心になりますように、また品川区の象徴となる庁舎建設が、妥協を一切許さない、しっかりした施設になるように願ひまして、質問を終わります。

**○石田（秀）委員長**　次に、新妻委員。

**○新妻委員**　おはようございます。本日からよろしく願ひいたします。

49ページ、在宅子育て支援事業、81ページ、八潮在宅子育て支援施設の整備、43ページ・49ページ、病児・病後児保育委託、85ページ、病児保育新規開設運営補助経費、49ページ・83ページ、ベビーシッター利用支援事業費から、関連して伺ってまいります。

まず初めに、49ページ・81ページに記載されております予算額が、ともにマイナス補正となっておりますので、この内容をお知らせください。

**○藤村子ども育成課長** マイナス補正の金額につきましては、工事契約の落差額分という形になっております。

**○新妻委員** 子育て支援施設、待望の八潮地域での開設となります。令和6年7月1日に行われました総務委員会では契約案件として、また文教委員会では品川区立子育て支援施設条例の改正の審議が行われました。その際の資料の設計図には、会派からも要望しておりました、飲食ができるパパママカフェとの表記があり、軽食程度の簡単に作れる飲食の提供があるというご説明だったかと思いますが、予定されていた場所には絵本の森が設置されるという変更がされたというふうになっております。

これまで私は、高齢者が多く住まわれている都営住宅の1階に開設されるということで、多世代交流の観点から、住民との交流が持てることを要望してまいりました。地域の方々も施設に行って施設内にも入れることを含めて、多世代交流ができること、また、施設内では飲料等の自動販売機が設置され、飲食は可能であるとの確認をしております。ファミリー世代が集まる場所での飲食は楽しみの一つではないかと思っています。

話は変わりますが、先々月、八潮団地内の大きなスーパーの食料品売場が、リニューアルのために3週間ほど閉店いたしました。その際に自治会長から、高齢者の方の買物が不便になるとの声が上がりまして、八潮まちづくり担当課長にご尽力いただき、年末年始の大変、年の瀬も迫った時期ではありましたが、都の事業である買物弱者支援事業を活用して、都営住宅の敷地内で移動販売を行えるように体制を取っていただきまして、現在もそれは活用されているという状況です。

この事業は移動販売の事業ですけれども、この施設の中では、軽食等が作れる飲食の場がないが、飲食はできるということであります。ぜひこの事業を活用して、東京都と連携を取っていただきながら、キッチンカーの誘致をぜひしていただけたらと思っておりますが、見解を伺います。

**○藤村子ども育成課長** 委員のご説明のとおり、今回の八潮の子育て支援施設におきましては、キッチン機能の整備はございませんが、飲食など、多世代交流という観点も踏まえて運営していきたいと考えております。

また、こちらの地域や八潮まちづくり担当と連携いたしまして、イベント等でのキッチンカーの活用などといった観点も含めて運営もしていきたいと考えております。

**○新妻委員** ぜひよろしく申し上げます。地元の地域の人も、キッチンカーの誘致というのは大変期待しているところでありますので、もし何かそういう声が上がっているようでありましたら声をここでお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○今井八潮まちづくり担当課長** 委員よりご紹介いただきましたとおり、今年の1月に東京都と覚書を締結いたしまして、品川区として都営住宅における買物弱者支援事業ということで実施させていただいているところでございます。

現在の実施内容といたしましては、都営住宅の敷地の中に、生鮮食品を中心とした移動販売を導入いたしまして、高齢者を中心とした買物困難の解消と、買物を通じた地域住民同士の交流の機会の創出を図らせていただくところでございます。

地域の中からは、生鮮食品だけではなくて、例えばキッチンカーやお弁当の販売といった、食の充実の部分も望まれているといったお声も聞かせていただいているところでございます。所管といたしましては、都営住宅の敷地活用、キッチンカーの導入なども含めて積極的に調整を図らせていただいて、実現に向けて努めてまいりたいと思っております。

**○新妻委員** ぜひよろしく願いいたします。

続いて八潮の立地についてです。施設ができるかと思うのですがけれども、八潮の団地の中は非常にいい雰囲気です。品川区全域から来てもらいたいと思うと、少し不便な地域かと思っております。橋を渡り、運河を超えた先にある八潮の環境についてですが、八潮団地の中に入るには、八潮橋、かもめ橋、勝島橋から入ってまいります。補助26号線の整備に伴って東急バスが開通いたしました中で、私は武蔵小山から八潮団地までつなげてほしいという要望をさせていただきましたけれども、残念ながら、大井町からゲートウェイに向かってしまう路線となりまして、荏原地域と八潮を結ぶ動線がかなわなかったというのが現状であります。

しかし、八潮はとてもいい環境でありまして、多くの方を品川区全域から誘致していただくために、施設だけのアピールではなく、周辺地域もアピールしていただきたい。例えば八潮橋を渡ると品川総合福祉センターがあります。4月からは、パンを販売するプチレーブが、下神明の駅近くから八潮に移転すると聞いております。そして、かもめ橋から近いこみゆにていぶらぎ八潮では、新年度にはスポーツジムの開設やコース型の運動教室が予定されています。そして、ここにはみんなの食堂があり、ランチやお茶をするコーナーもあります。そして、施設に一番近いのは勝島橋でありますけれども、勝島周辺には、子ども服を売るアカチャンホンポや、飲食店が入るDCMもあります。そして、八潮の中にはコインパーキングもありますので、施設を案内する際にはぜひ、この施設だけではなく八潮地域周辺もアピールしていただきながら、多くの方を施設へと誘導していただきたいと思っておりますが、見解を伺います。

そしてまた、品川総合福祉センターと連携していただきながら、施設内でのプチレーブのパンの販売もぜひご検討いただきたいと思っておりますが、見解を伺います。

**○藤村子ども育成課長** こちらのPRや区内の福祉施設のパンの販売との連携というところなのですが、PRの際には、本施設のみならず、近隣の施設と連携して、なるべく多くの集客ができるように展開してまいりたいと思っております。

また、プチレーブと連携した施設内でのパンの販売といった、福祉施設との連携というところも、しっかり検討してまいりたいと思っております。

**○新妻委員** よろしく願いいたします。

続きまして、病児保育についてお伺いいたします。昨年予算委員会でも取り上げました。現在、病児保育の施設が区内に3か所ということで、限られた地域での展開となっております。多くのマンションが建ち並んだ海辺の地域にもしっかりと開設してほしいということを要望し続けてまいりましたが、現在、新規開設に向けての区の状況の取組や、病児保育を利用したいという区民のニーズを区がどのように把握されているのか、お聞きしたいと思います。

そしてまた、ベビーシッター事業も充実していますけれども、病児シッターがないという課題があります。今後、区においては、ベビーシッターを優先していくお考えなのか、また病児保育をしっかりと広げていくお考えなのか、改めてお伺いしたいと思います。

**○中島保育施設運営課長** 病児保育施設につきましては、昨年の9月に説明会を開催いたしました。今、具体的には、3施設と新規開設に向けて協議しているところでございます。ニーズにつきましても、

新規開設していただきたいとか、あと地域に偏りがあるというお声も頂いておりますので、その声にしっかりと応えていきたいと考えてございます。

また、病児保育の展開の中で、ベビーシッターにつきましても、今現在、活用できるという周知も行っております。新規開設にも当然注力しておりますが、併せましてベビーシッターの周知も進めてまいりたいと思います。

**○新妻委員** 確実に3件増やしていただくこと、また、区民が利用しやすい体制を整えていただきたいことを要望して質問を終わります。

**○石田（秀）委員長** 次に、ひがし委員。

**○ひがし委員** 本日よりよろしくお願いたします。

私からは、品川区各会計補正予算書の43ページの0歳児見守り・子育てサポート事業について、そして83ページのベビーシッター利用支援事業について、順不同で質問いたします。

最初に、ベビーシッター利用支援事業についてお伺いたします。品川区では、日常生活上の突発的な事情、またリフレッシュ等の目的により、一時的に保育が必要となった保護者や、ベビーシッターを利用した共同保育を必要とする保護者に対し、保育利用料の一部を補助し、経済的な負担軽減を図るために、ベビーシッターの利用支援事業を行っていることを認識しております。

今回の最終補正予算において1億129万2,000円の増額となっておりますが、令和6年度当初予算の考え方として想定の人数と金額についてお伺いたします。

**○芝野保育入園調整課長** 今、当初予算の考え方についてのご質問を頂きました。

令和6年度当初予算につきましては、令和5年度前半の実績に基づいて、2,350人程度の利用を想定し、予算額を約2億6,000万円としておりましたが、事業周知が進んだことにより、当初の想定を上回る2,680人、3億6,000万円程度の利用が見込まれることなどから、今回の補正予算を計上しているところでございます。

**○ひがし委員** ありがとうございます。

すごく需要の高まりを感じております。具体的にどのような方が利用しているのか、利用時間帯など、分かる範囲で教えてください。

**○芝野保育入園調整課長** 利用者の状況でございます。利用時間につきましては、10時から17時までの日中の利用が多く、夜間利用は全体の数%程度となっております。

どのような用途でご利用になっているかというご質問でございますが、東京都の補助事業では利用目的までは求めておりませんので、詳細なデータというのは持ち合わせていないところでございます。保護者のリフレッシュや、お子さんの病院の通院など、日常生活上の突発的な事情による一時的利用というのが多いものと認識しております。

**○ひがし委員** ありがとうございます。

今の社会が直面する少子化問題、また共働き世帯の増加に伴って、育児に対する不安や負担を軽減するためにも、このような支援が今後ますます求められていると思っております。ベビーシッターは、その解決策の一環として、現在の育児支援の新たな形を示しており、これからの子育ての環境を考える上で注目すべき存在であると思っております。

現在、児童1人につきひと年度あたり144時間、東京都の登録している事業者のみでこの助成が利用されていると認識しておりますが、東京都のベビーシッター登録制度について、登録団体とその方法についてお聞かせください。

**○芝野保育入園調整課長** 東京都の登録制度についてのご質問でございます。

東京都のベビーシッター利用助成事業における認定事業者ですが、現在、30事業者が登録されているところでございます。

登録に際しましては、都が定める認定基準というものを満たす必要がございますので、施設の要件として法人登記を行っていることが定められております。したがって、現状、個人としての登録は今できない形となっております。

**○ひがし委員** 全国の保育サービス協会によると、現在、個人で活動するベビーシッターが増加しており、個人のシッターの質の担保、そして誰がどの機関が保証していくのか、また保育資格を有していても、個別保育である家庭訪問保育の専門性をどのように学ぶのか、そして研修への参加をどのように呼びかけ、促すのが課題だと、記事が載っておりました。また、ベビーシッターの需要についても、補正予算の金額を見ても高まっているということで、大都市、特に東京はベビーシッターの需要が集中しており、この需要の高まりに対応できるのかというような課題もあると思っております。実際に利用者の方からも、利用したくてもなかなかベビーシッターが見つからないというようにお声があるというのも聞いております。また、保育の基準が、児童1人に対しベビーシッター1人による保育であることとあり、双子などの場合には2人のベビーシッターを手配する必要があるなど、利用しづらいというようなご意見も頂いておりますが、実際に現場の声としてどのような声が届いているのかお聞かせください。また、この需要の高まりに対する対応策、利用者目線の改善も今後必要だと思いますが、区の見解もお聞かせください。

**○芝野保育入園調整課長** 今、2点ご質問いただきました。

まず、利用者増への対応のご質問でございますが、制度利用者が非常に増加傾向にある中、ベビーシッターがなかなか見つからないという声は現場にも届いております。こちらについては東京都の制度でございますので、東京都にしっかりと声を伝えまして、一人でも多くの方が利用できるような制度に変えていきたいと考えております。あと、意見交換の場というのがかなりありまして、そちらを通じて声を聞いているような状況で、人材育成等の研修というものも実施しているということでございます。こちらでも東京都の動きを注視させていただきまして、よりベビーシッター事業を推進していけるように、区としても対応していきたいと思っております。

**○ひがし委員** ありがとうございます。しっかりと都に伝えていただきたいと思っております。

私の知り合いの方で、もともと保育の経験があって、今、個人でベビーシッターをしているという方からもご意見がありました。「助成があるけど私の事業にはなかなか使えなくて」ということです。何か東京都の要件が緩和される、また団体だけではなくて個人の方でも、幾つか研修を受けた上でしっかりと対応が保証されるということが確認できたら利用できるというような仕組みづくりを、ぜひ区としても都に伝えていってほしいと思っております。

次に、0歳児見守り・子育てサポート事業のおむつ宅配についての質問をさせていただきます。こちらの事業は、0歳児を養育している家庭に満1歳までの月1回程度、見守りの相談員が訪問し、養育者と子を見守りを行い、その際に育児用品を手渡すものと認識しております。主な目的は見守りというところ、ご相談を受けるということが主な目的だと認識しておりまして、昨年の決算委員会でもこちらの事業を取り上げさせていただきました。利用率の向上、また利用につながない方の分析を行い、誰一人取り残さない子育て支援の要望をしておりますが、現在の進捗状況などについてお聞かせください。またもう一点、この補正予算の内容を見てみると、国の補助金の金額が減額になっております。そ

れが気になっているのですが、その内容についてもお聞かせいただければと思います。

**○石橋品川保健センター所長** 委員ご質問の0歳児見守り・子育てサポート事業の、利用していない人、登録していない人の分析についてになります。1月末現在で、登録率は88.4%になり、前年度を増えており、多くの方に本事業を登録・利用していただいているものと認識しております。しかし、10%程度の登録・利用していない方がいることが課題と感じております。その中には、里帰りや区外にいる方も含まれております。現在、積極的に勧奨しているところで、登録・利用していない方がどのような理由で利用していないかというところの状況把握につきましては、受託者と現在調整中にあります。引き続き、利用促進および状況把握を実施してまいります。

また、今回の減額補正の理由ですが、本事業は一部、国の補助金を利用して実施しております。その中で、本年度の途中に、国での運用が変更され、国庫補助金の補助額が減少されると通知がありました。そのため、減額の補正をしたものとなります。

今回の事業は一部減額補正ということにはなりましたが、しっかりと計画どおり適切に実施してまいりたいと思います。

**○ひがし委員** 国の補助金が少し減額になっているので心配していたところなのですが、今ご答弁の中で、しっかりと実施していくということが確認できました。区の負担も少し増えたのかとは認識しておりますが、今後もしっかりとこの事業を進めていただき、誰一人取り残さない子育て支援を行っていただければと思います。

**○石田（秀）委員長** 次に、安藤委員。

**○安藤委員** 97ページ、小山三丁目第2地区再開発事業補助金について伺います。

こちらは、武蔵小山駅前のアーケードをまたぐ地域に41階建てビル2棟を建てる計画です。7億7,760万円の皆減ですが、まずこの地区の想定事業費と補助金投入総額は幾らなのか伺いたいと思います。

**○中道都市開発課長** 想定事業費および補助金の金額というところでございますが、今現在、この地区におきましては、地域の方々に今そういったまちづくりを検討している最中というところで、総事業費または補助金といったところは今現在、検討中というところで聞いております。

**○安藤委員** こちらは都市計画決定もされておまして、この時点で想定事業費も補助金総額も答弁しないというのはおかしいと私は思うのですが、もう一回伺います。

**○中道都市開発課長** 事業費につきましては、今現在、準備組合の総会等の中で様々議論されているという状況でございます。区にはまだ正式な報告というのは届いていないという状況でございます。

**○安藤委員** 正式な報告が届いていないと、何を言っているかは分かりませんが、準備組合の書類を見ますと、補助金総額は237億4,000万円と伺っています。

7億7,760万について、皆減した理由を伺います。また、予算説明書の節の区分の欄に、補償、補填および賠償金と書かれているのですが、これはどういう意味なのか、伺いたいと思います。

**○中道都市開発課長** まず補助金の皆減の理由でございますが、令和6年度当初予算におきましては、小山三丁目第2地区の準備組合とヒアリングを行いまして、今年度、市街地再開発組合が設立し、建築設計または権利変換といった形を実施する回答があったことから予算計上を行ったものでございますが、今年度10月に再開発準備組合から、市街地再開発組合の設立ができない旨の報告を受けたため、予算の皆減を申請したというものになります。

また、補助金等の区分でございますけれども、今回、市街地再開発事業の中で、区から補助金を申請

するという形で区分しているというところでございます。

**○安藤委員** やはり無理があるのです。地元の住民の方との話合いの中で、もう組合は設立できないという事態になっているので、これは来年度以降も予算計上しないよう求めたいと思います。

現在、認可申請を狙って、狙っているのでしょうか。地権者との交渉に当たっているのは、準備組合、もっと言えば組合を実質的に仕切っているゼネコン、参加組合員の大成建設なのですけれども、ここの交渉がもめているのだと思います。

11月25日の建設委員会の陳情審査の中で、現在示されている補償額と、都市計画決定前の補償額とのずれが相当あるということについての質疑があって、そのことについて、準備組合も決定前の話ですが、課長は、「示している数字はあくまで1つの案です。決定ではありません」と言って、その時点でのおよその評価額は説明していると言いながらも、課長は「準備組合は任意の団体なので、従前評価の決定権限は持っていない」と答弁されています。つまり、都市計画決定前の準備組合というのは何の担保も持っていないということをお認めだと思うのですけれども、こういうのは、区内で今行われている再開発全般で、どの準備組合も行っています。「それは丁寧な対応なのです」とおっしゃいました。伺いたいのですけれども、小山三丁目第1・第2地区でも従前評価というのは行われたのか、改めて伺います。それが行われた上で、こちらの2地区というのは都市計画手続に入って、手続に入っていると言ったのは、手続に入るのは区ですけれども、都市計画決定が行われたのか確認させてください。

**○中道都市開発課長** 市街地再開発事業の進め方のご質問でございます。

準備組合では、今の従前の資産、また新しいまちにする中で、どのような形で生活再建を行っていくのかということをお話しする場面がございます。それは、地権者の方々から、今、自分の持っている権利にどのような価値があるのかということのご質問が多く、また生活体系を考える際には、やはりそうした視点というのが、非常に地権者の方々が興味を持つ内容であるということからでございます。

また、都市計画決定前におきましても、概算という形で、モデル的な権利変換というのはお話をしていることは聞いてございます。また、都市計画決定後におきましても、その時代に合った権利変換といったものを概算でお示ししながら、皆様、地域の方々が今後進めるか進めないか、またはどのようにまちづくりの将来像を担っていくのかといったところを検討しているという形で進んでいるというところがございます。

**○安藤委員** 分かりました。それで、小山三丁目第1・第2地区でも従前評価が行われて、それが行われた上で、これらの2地区というのは都市計画手続に入って、都市計画決定もされたということなのかということをお伺いしたので、確認させてください。

**○中道都市開発課長** 準備組合から、そういった形で、小山三丁目第1地区、第2地区ともに、モデル的な権利変換というのをご提示しながら進んでいるということは聞いてございます。

**○安藤委員** だから、担保がなく決定権もない、任意団体である準備組合が、当時の説明で行った価格と今の説明がかなり大きくずれているということで、組合認可申請にも至れないというのが今の段階だということだと思います。再開発というのは、もともとそこに住んでいた地権者の方が所有している土地や財産がなければ、ディベロッパーは高いビルを建てられませんし、もうけを上げることはできないということで、再開発というのは法に基づいてという話もよくありますけれども、これが完成地上げと言われているゆえんなのです。今回、決定権がない任意団体である準備組合が示した価格が、都市計画決定後に大きく変わったと。だから、もめて合意にも至らず、一度計上した予算も取り下げざるを得ないような状況になっていると思うのですけれども、前提条件がもう大きく変わっている中、条件が変

わるのに都市計画決定までするというのもおかしな話なのですけれども、前提条件が大きく変わった以上、この都市計画決定そのものを廃止することを考えるべきなのではないかと私は思うのです。名古屋などでもそうですけれども、道路などでは、都市計画決定されて、途中まで造った、建設した道路というのを廃止しています。都市計画決定をした行政として、これは見直す、廃止すべき、というのも1つの選択肢に入ってくるのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょう。

**○中道都市開発課長** 都市計画事業についてのご質問でございます。

市街地再開発事業は、地区内の方々でまちづくりの将来像を検討しながら、進める・進めない、またはどのような形で課題を整理していくかというようなところを検討している事業となります。都市計画に進む際も、地区の方々から企画提案書という形で提出されて進めてきているというものでございます。ですので、またそういった都市計画の変更ないし、そういった形を地区の方々がどのように考えていくのかというところが重要と考えております。

**○石田（秀）委員長** 次に、筒井委員。

**○筒井委員** 私からは、36ページ、特別区民税、特別区たばこ税、38ページ、特別区財政調整交付金、地方特例交付金など、歳入全般についてお伺いいたします。また、69ページの区民保養所経費、97ページ、武蔵小山駅周辺地区再開発事業についてお伺いいたします。

まず、特別区民税等々からお伺いいたしますけれども、特別区民税は今回、増えている。また、財政調整交付金も増えております。一方で、特別区たばこ税は減っており、あと地方特例交付金も減っておりますけれども、それぞれこの4つの増減の理由をお知らせください。

**○吉野税務課長** 特別区民税なのですけれども、普通徴収税に関しましては、納税義務者が、当初の見込みが8万6,000人だったところが8万8,000人と、2,000人増になっております。それから1人当たりの税額は、令和5年度の決算が16万5,000円だったところ、16万4,000円と、ここは前年度並みです。特別徴収税の納付義務者は減ったのですが、1人当たりの税額が、令和5年度の21万9,000円から23万円と、大分増えているような状況です。

**○加島財政課長** まず特別区財政調整交付金ですけれども、こちらの伸びにつきましては、今回、調整税3税の伸びが大きかったところでございます。

地方特例交付金につきましては、実績に基づいて減額をさせていただいた部分になります。

**○吉野税務課長** たばこ税なのですけれども、こちらは実績見合いで減収という形になっております。

**○筒井委員** 分かりました。

地方特例交付金の実績に基づいて減というところを、もう少し詳しくお聞かせください。

あと、結局、区民税は納税者が増えていっているということと、特別区財政調整交付金も増えたということは、それなりに税収が増えていると。いろいろ様々な企業業績や不動産価格の上昇ということもあると思うのですけれども、トータルでざっくり、結局、税収増の傾向は続くのか。これがあと何年続くのか。ただ、一方で人口減少という問題がありますので、大体どの程度で頭打ちが来るのかということとは、お分かりになるでしょうか。お知らせください。

**○吉野税務課長** そうですね。転入の数も増えてはいるのですけれども、実際の納税義務者の部分、30代・40代の部分が減っておりますが、ただ、いわゆる課税標準額でいきますと、こちらが増えて、1人当たりのいわゆる税額がかなり増えてきているというような現象になります。

**○加島財政課長** 私から、特別区財政調整交付金と特別区交付金についてお答え申し上げます。

まず、令和7年度都区財政調整なのですけれども、調整税の原資につきましては、固定資産税、それ

から市町村民税の法人税、法人分、それから特別土地保有税などが調整3税となっております。こちらにつきまして、人口減少というところで、企業活動がもし落ち込んでいくことになれば、法人住民税や、また固定資産税にも影響が出てくるものと考えております。今、総合実施計画を策定しておりますが、総務委員会にご報告させていただいた中では2051年が人口のピークとなりますので、そのところが1つのターニングポイントになってくるかと考えております。

特例交付金の実績減というところなのですけれども、こちらは減税補填分についての実績減となります。

**○筒井委員** 承知しました。そうですね。2051年が人口のピークということで、それまでは、やはり増加の傾向が続くのかと思います。では、比較的健全な財政状況、ある程度、余裕のある運営ができるのかと思いますけれども、その辺りのご所見をお伺いいたします。

**○加島財政課長** 歳入全般というところでのお尋ねかと思いますが、区民税につきましては、ただいま税務課長からございましたように、所得構成や納税義務者数の伸びにより、今、堅調を示していると考えております。

それから都区財政調整につきましても、この間、55.1%から56%へ、配分割合の変更がございました。また、今年度は固定資産税の評価替えがございましたことで、固定資産税も伸びております。2051年までは、こういったものの都区財政調整や区民税の伸びというのが一定程度見込めますけれども、2051年以降、人口ピークを迎えた後につきましては、少子化と高齢化が同時進行してまいりますので、そこから生じてくる課題というものについて対応できるような財政基盤を築いていかなければならない。そのように考えております。

**○筒井委員** ありがとうございます。分かりました。健全な財政を、引き続きどうぞよろしく願います。

続いて区民保養所について伺いますけれども、今回、777万円ほど減になっておりますけれども、その理由をお知らせください。

**○宮澤地域活動課長** 区民保養所の宿泊助成の減額理由でございます。

区民保養所につきましては、区民の方が宿泊された場合に、大人4,000円、子ども2,800円で宿泊助成をしているところでございます。今年度、伊東市にあります品川荘につきまして、空調設備の老朽化に伴いまして更新工事を実施したところでございます。工事の影響によりまして、9月から1月まで休館対応したことによりまして、宿泊助成の実績が減った部分を減額補正しているものでございます。

**○筒井委員** この件は、それで承知いたしました。

ただ一方、この間、築年数も経っているかと思っております。30年程度経っているかと思っておりますけれども、かなり老朽化も進んできているかと思っておりますし、また、事務事業評価を見ますと、稼働率が少し落ちているのかと思っております。保養所を運営するに当たり、課題というのは何かお考えがありますか。

**○宮澤地域活動課長** 区民保養所運営上の課題でございます。

委員がご指摘のとおり、品川荘、光林荘ともに、30年近くの築年数が経ってきているところで、老朽化が進んでいるというところでございます。今後、老朽化に伴う更新工事等が必要な時期というのは来ておりますので、そういったところを実施していくのかというところが課題となっているところでございます。

○筒井委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、もう老朽化が進んできており、そもそもこうした保養所という事業が令和の時代に必要なのかということ。区民に対するレジャー補助が必要なのか。むしろ、品川区内の行政需要に応える事業に集中すべきかと考えております。これは私は1期目から申し出ておるところですけれども、ついに事務事業評価でもC評価がつけました。ぜひ今後の売却ということも含めて、もう、いっそ切りのいいところで、この事業を廃止するということもぜひご検討いただきたいと思っているのですけれども、この点はいかがなのか。そして、事務事業評価にありますとおり、保養所の在り方検討会議を開催し、令和10年度以降の保養所の方向性について検討するとありますけれども、今、この検討会議についてどのような議論になっているのかお知らせください。

○宮澤地域活動課長 保養所につきまして、事務事業評価でもC評価という形でございます。今年度につきまして、関係部署が集まりまして、現状や課題の洗い出しというのを進めてきているところでございます。先ほどのとおり、老朽化も進んでおります。ただ日光にあります光林荘につきましては校外学習施設ということで、子どもたちが校外学習で利用しているという現状もでございます。今後の方向性につきましては、引き続き検討を進めていくというところでございます。

○筒井委員 今現在、民間貸付けによって運営されていると思うのですけれども、貸付け期間が令和10年3月31日までということで、残りの期間も少ないのかと思っております。そういった思い切ったご判断もぜひよろしくお願い申し上げます。

光林荘は確かに教育施設として使っているということはあるのですが、特に品川荘などは、果たして必要なのかということもありますので、ぜひそうしたご検討をよろしくお願い申し上げます。

続いて、武蔵小山駅周辺地区再開発事業に移りますけれども、7億7,800万円程度の減の理由。先ほどお話ししたとおり、再開発組合の設立が断念されたということでもあります。これは、都市開発法の3分の2以上の同意が得られなかったという理由でよろしいのでしょうか。

○中道都市開発課長 今現在、地域の方々が、まちづくりの議論を交わしている最中というところで、まだまだそういったまちづくりを進めるといった形での様々な同意に至っていないということについて、準備組合の報告がございましたので、今回、予算を皆減したというところでございます。

○筒井委員 承知しました。やはり、地元の方で、先ほど安藤委員からもご質問がありましたけれども、事前の概算の額が違ったなど、いろいろな食い違いというか、想定外のことが起きているのかと思っております。再開発の手法で権利変換ということがあると思うのですけれども、今、都心の不動産価格が高騰してきて、特にタワーマンションなどは異常な高騰ぶりでございます。面積を権利変換で行うといっても、今まで住んでいたところよりかなり狭くなってしまうということもありまして、それではやはり、地元の今まで住んでいた人がなかなか同意しにくいということは理解するところであります。今、本当に港区では、無理やり分筆して分母を増やして、同意を強引に取りに行くというようなことも起きているとも聞いておりますけれども、今後、不動産価格高騰について、なかなか再開発の同意が得にくくなるという事象が増えてくると思うのですけれども、その辺りはいかがお考えなのでしょうか。また、再開発も、これから2051年と言いますけれども、人口は順調に減ってくるので、新しく造るより、むしろ施設メンテナンスや老朽化対策が重要になってくると思うのですけれども、その点も含めて、今後の再開発についてどのようにお考えなのかお知らせください。

○中道都市開発課長 まず再開発のまちづくりについてでございますが、まず、まちづくりとしましては、その地域で暮らす人々が自ら住むまちをよりよくするためにどうしたらよいのかを、住民自ら考え、まちの将来像や課題解決に向けて話し合いを重ねるところが重要と考えてございます。まちづ

くりは非常に時間のかかる事業でございますので、そうした中で様々な声というものを区は耳にするというところでございます。そうした中で、区としましては、そういった声を真摯に受け止めるとともに、頂いたご意見を準備組合にお伝えして丁寧な対応を取るなど、皆様のまちづくりの中で円滑に進むよう取り計らっていきたいと考えてございます。

また、今後の再開発というところでございますが、やはりそこにつきましても、地域の方々に今後どのようなまちにしていくのかというところを考えていただきながら、また、区としても頂いたご不安な点などに、丁寧に対応していきたいと考えてございます。

**○石田（秀）委員長** 次に、せらく委員。

**○せらく委員** 私からは、83ページのベビーシッター利用支援事業、85ページ、病児保育新規開設運営補助経費について質問させていただきます。既に話題になっている部分ではありますので、質問項目、質問内容については、かぶらないように気をつけてやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、病児保育についてなのですが、マイナス補正ということで、今年度は新規の増設がなかったということです。今後については、今、3施設、開設へ向けて協議をしていらっしゃるかと先ほどお聞きしました。また病児保育のニーズもあるとご答弁がありました。今年度の受入れ可能数と病児保育利用者数を、前年と比較してお聞かせいただけますでしょうか。

**○中島保育施設運営課長** 病児保育の受入れ可能人数と受入れ実績でございます。

令和5年度、昨年度の状況でございますが、4施設、定員が25名でございました。年間の受入れ可能人数としましては6,000人でございまして、実際に保育を行った人数といたしましては1,426人でございます。今年度につきましては3施設でございまして、定員が合計17名、年間の受入れ可能人数が4,080人でございます。実績としましては、1月末現在の数字でございますが、1,117人という実績でございます。

**○せらく委員** ありがとうございます。やはり日時は集中してしまったりするので、これだけの人数、子どもが使っているということは、ニーズがあるのではないかと感じております。

ベビーシッターについて続いてお聞きしたいのですけれども、こちらは大変ニーズがあり、当初予算よりも大幅に、1億円を超える予算を追加しているということになります。病児受入れができるシッターというのが足りないというお話が、先ほどもあったと思うのですけれども、私としては、ベビーシッターサービスを見ていると、受入れができるという人も見受けられるようになっております。区としては、シッターの病児受入れについては、どのようにお感じになっていらっしゃいますでしょうか。

**○芝野保育入園調整課長** ベビーシッターの受入れ体制でございますが、区としましては、ベビーシッター利用助成支援事業をご利用いただいて、ベビーシッターを派遣させていただいて、病児保育の対応をさせていただいているのが現状でございます。

また、東京都から令和7年度予算の中で、突発的な病気などで保育園に預け入れが難しい未就園児に対して、都が認定したベビーシッター事業者を利用した場合、その利用料の一部を助成するという、ベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業を実施すると示されておりますので、そちらの都の動向を注視して、実施については検討してまいりたいと思っております。

**○せらく委員** ありがとうございます。

子どもの発熱や体調不良で保育施設に通えない場合は、病児保育に加えてベビーシッターを利用するという選択肢が今あるとは思っておりますので、確認させていただきました。

子どもの発熱で、できれば一緒にいてあげたいという思いでありますけれども、やはり職場へ迷惑がかかってしまったり、親へかかる負担も様々にあると思いますので、病児保育施設やベビーシッターに頼れることを行政が支援していくことは、子育て家庭の支えになっていると思っております。

病児保育施設、今後、3施設というのは期待したいところではあります、もう一つ、お話をさせていただきたいと思っております、保育施設で子どもが発熱したとき、園で様子を見ながら保護者にお迎えをお願いし、保護者は職場で調整の後に、仕事を早退して迎えに行き、子どもを連れて病院へ受診するという流れがベースとなっていると思います。通常のルートだと思います。保育施設から病児保育の送迎をしている自治体がありまして、隣の大田区なのですけれども、病児保育送迎事業として、今、試行実施していることを確認しました。お子さんが保育園に通園中に、発熱等の急な体調不良が生じた際に、保護者が仕事などでお子さんを迎えに行くことができない場合、保護者の代わりに病児保育施設の看護師もしくは保育士が保育園へお子さんを迎えに行く制度と記載があります。子どもが小さい頃はよく発熱しますし、会社を早退したという話もよく聞きます。私自身も経験がありますので、思い返しみると、発熱したときというのが一番大変だったかもしれないと思いました。子育て家庭を社会全体で支えていったり、子どもが体調不良になったときには会社が早退や休暇を後押しできるような社会にしていくべきだとも考えますが、1当事者としては、これは育児休業後の社会復帰の安心材料になる制度だと思います。これについて、品川区の見解をお聞かせください。

**○中島保育施設運営課長** 病児保育に関する新しいサービスのご提案を頂きました。

委員がおっしゃるとおり、今、現状では、保育園・幼稚園で園児が体調を崩した場合には、保護者の方に、仕事の最中ではありますけれども連絡させていただいて、迎えに来ていただいているというところでございます。確かにこのようなサービスがあると、保護者の利便性も向上することは十分認識できるところでございますが、現状、今、病児保育、あくまで保育施設でありますので、医療機関で一定程度受診していただいて、それでお預かりするという形にさせていただいているところでございます。つきましては、運用方法や、例えばお迎えに行く体制など課題もあると思いますが、現状の病児保育施設のご意見や、先行の自治体の事例などもお聞きしながら、検討してまいりたいと思います。

**○せらく委員** ありがとうございます。やはり、施設の拡充のほうが優先事項だとは思っております。人手も必要になると理解しておりますので、ぜひ他自治体の事例を調査など、私もお話を聞いてみたいと思いますので、今後議論していければと思います。ありがとうございます。

続きまして、ベビーシッターの利用支援事業に戻るのですが、こちらについては、利用条件について声が届いています。ベビーシッターの需要が高まり、まず予定の合う方を1人探すことが精いっぱい、さらに児童1人に対してベビーシッター1人による保育であることという条件が多子世帯の方にとって高いハードルになります。ベビーシッターの中には、同時保育できる人数を明記している事業者もありますので、一対一の保育という部分を使いやすくさせていただきたいと、以前、私も仲間たちと都へ要望したことがあります。品川区としては、この利用事業補助の利用者が多い中、兄弟、多子世帯がどの程度利用されているかという点をお聞きしたいと思います。

また、キャンセル料についてなのですけれども、ベビーシッターの利用を予約していて、当日、子どもが発熱したとき、ベビーシッターが病児対応していない場合や、病児対応のベビーシッターでも病院受診後でないと受入れができないという場合がほとんどです。そうすると、キャンセルせざるを得なくて、その際、補助金は支給されず、キャンセル料は家庭の負担となります。区としても、Q&Aにこの事項の記載がありますので、この件に関する問合せも一定あると考えられます。診断書の提出で補助申

請を可能にするなど、改善を検討するべきだと考えております。こちらについては、今、都でも定例会の中で議論があると思いますけれども、意見交換の際にぜひお話をさせていただきたいと思います。

多子世帯の利用について、最後、ご答弁をお願いいたします。

○芝野保育入園調整課長 ベビーシッター、多子世帯の利用状況でございますが、正確な数字は分かりかねるところではあるのですが、令和5年度の実績が、1,830人中、大体600世帯程度、ご兄弟がいる方がご利用されているというような、ざっくりとしたデータでございますが、当課で把握しているところでございます。

○せらく委員 ありがとうございます。使いやすさで、ベビーシッターの空き状況にも関係してくる部分だと思いますので、ぜひ引き続きよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、66ページ、人事管理費、103ページ、品川図書館職員給与費についてお伺いいたします。

1点目に、品川図書館職員給与費についてお伺いいたします。まずは、補正の内容をご説明ください。

○宮尾人事課長 まず私から、品川図書館の職員給与費に関する補正の内容についてお答えを申し上げます。

こちらは、各目で計上させていただいている職員給与費につきましては、まず職員数の変動に対応するものでございます。と申しますのは、職員給与費につきましては基本的に、当初予算では前年度10月1日現在の現員現給の数字を使わせていただいておりますので、その関係で職員数の変動が生じることに対応するもの、それからもう一点が、人事委員会の勧告に伴う給与改定に対応するもの。こうしたことから、品川図書館の職員給与費につきましては、1,779万4,000円の増額の補正を提案させていただいているところでございます。

○横山委員 ご説明ありがとうございます。理解いたしました。

2024年12月に文部科学省が、公共図書館の運営基準を見直す方針を固め、有識者会議で議論を始めて、2026年度に新たな基準を適用するとの報道がありました。学校図書館との連携強化、地域書店との連携促進、バリアフリーへの対応、効果的なデジタル活用、司書教諭や学校司書、司書の配置の充実、絵本専門士などの読書推進人材の活用などを検討し、文字・活字文化の振興につなげるとのことです。読書離れの背景を捉える際に、労働と読書の歴史を紐解くことも重要だと私は考えています。2025年の新書大賞を、平成生まれ初、最年少で受賞された、文芸評論家の三宅香帆さんの著書、「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」から引用します。「明治から戦後の社会では、立身出世という成功に必要なのは、教養や勉強といった社会に関する知識とされていた。しかし、現代において成功に必要なのは、その場で自分に必要な情報を得て、不必要な情報はノイズとして除外し、自分の行動を変革することである。そのため、自分にとって不必要な情報も入ってくる読書は、働いていると遠ざけられることになった」とあり、三宅さんは、働きながら本を読める社会の実現のためには、読書で自分に関係のないノイズの文脈を取り入れる余裕を持つことのできる半身労働社会が必要として提案しています。旧来の全身社会と比較して、半身社会は、他人との協力、自分自身の調整、様々な文脈を許容する面倒さなど、複雑なことに耐えることも必要になるため、より複雑で面倒であるとも指摘しています。また、何かに全身全霊を傾けたほうがいいタイミングは人生のある時期には存在するとしつつも、仕事と家庭などへのケア、疲労から回復するための休息、文化や趣味を楽しみ、余暇を過ごすことが両立する社会を半身社会として、まだ絵空事かもしれませんが、全身で働くことで疲弊し、バーンアウト

や鬱病になってしまう人が減る社会へと変えていきたいとして、読者一人一人へ半身の働き方への協力を呼びかけています。

私は今、三宅さんがノイズと表現する、他者や歴史や社会の文脈に注目しています。知識と情報の差を、情報はノイズの除去された知識のことを指すとしています。インターネットは、欲しい情報そのものを手に入れる手軽さや速さがあり、読書は欲しい情報以外の文脈やシーンや展開そのものを手に入れることに向いています。ノイズを排除するような社会に向かっていく流れの中でも、読書習慣を身につけることによって、より複雑なことに耐える力を育てていくことができるのではないのでしょうか。

ティーンズの不読率の改善については、幼少期からの読書習慣など、大人の読書離れの背景とは異なる部分もあるかと思いますが、子どもたちも少なからず、大人たちが読書をノイズとして排除してしまっている姿勢から影響を受けている可能性があるのではないかと考えます。

文部科学省の、公共図書館の運営基準の見直しで示されている議論のポイントも大事な論点ですが、読書離れの根本である、なぜ本が読めなくなっているのかという背景を押さえながら、新しい子ども読書推進計画を進めていただきたいと思います。区のお考えをお聞かせください。

**○河内品川図書館長** 私からは、まず背景からご説明申し上げます。

背景でございますが、当該計画におきまして、区民の方にアンケートを実施しております。区立学校の5年生と8年生にアンケートを実施いたしました。まず不読率なのですが、5年生が10%、8年生が31.2%というところで、おのおの1%、5%、悪化というか、上昇しているところでありまして。こうした背景は何かというところで、理由を問うたところでございますが、1つが、「テレビ、ゲームのほうが楽しい」、エンタメ性の引力とともに、やはり「勉強・部活などで時間がない」というようなご意見が多かったところがございます。こうしたところは、やはり読書習慣、読書環境をしっかりと整備することが読書の向上につながるというところで、計画を進めたところがございます。

全体といたしましては、社会の一層のデジタル化を踏まえまして、デジタルもアナログも含めて読書活動を広く、さらに、図書館・学校・家庭・地域など大人たちが一致団結いたしまして、子どもの読書環境・読書機会を多く創造していくということが、やはり子どもの読書につながり、ウェルビーイングにつながるものとして、計画を進めたものでございます。

**○横山委員** 背景のご説明をありがとうございます。

テレビゲームが楽しい、時間がないなどというお話は、大人でも同じようなことが、著書では言われています。三宅香帆さんご自身も、本がすごく大好きで読まれる方だったのですけれども、新入社員の1年目に全然本を読まれていないということや、ある映画の事例を出していただきながら、その中でやはりスマホやテレビやゲーム、インターネットは、時間がない中でもできるのだけれども、本だとなかなか読めないというような事例も紹介されていまして、そういった、これからの社会の流れを見ながら、どうすれば子どもたちが読書習慣を身につけつつ、そういった時間を持つていけるのかというところを、大人自身も含めて、一緒に団結しながらということでお話しいただきましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

2点目に、人事管理費についてお伺いいたします。昨年度の休暇の取得状況について教えてください。令和4年度は令和3年度と比較して10日以上有給休暇を取得した割合が上昇したと思いますが、管理職の取得状況もご説明ください。前回、そして今回の品川区の新年度予算は全国的にもさらに注目されているかと思いますが、報道やインターネット、SNS等のお声でも、スピード感を持って果敢にチャレンジを続けていることが分かります。こんなに優秀な首長がいるのだなといった内容の書き込み

を見まして、まだ知らなかった方もいたのだと、私は驚きましたし、政策を実現していく区の職員の皆さんの力量が本当に素晴らしいということを再認識しているところです。

ただ、どのように優れたプランであっても、新しいチャレンジが1度でうまくいくことは少なく、試行や修正を繰り返しながら進めていくこととなります。業務効率化を進めている中でも、慣れない新規事業や想定外の業務が発生した際には、一般職の方も管理職の方も戸惑い、無理を重ねてしまわないか心配になるときもあります。職員、教職員の皆さんが、日々お仕事を常に全身全霊で頑張っているのは疲れ果ててしまいますから、働きながら本が読める区役所ではないですけども、人によって、それは読書ではなくて、ご家族との時間もかもしれませんし、休息や趣味、推し活などかもしれませんが、今後も引き続き14日以上の割合を増やすなど、年次有給休暇の取得促進を進めていただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。また、管理職の方々が率先して取得していただけるよう働きかけていただくとともに、働き方改革も進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○宮尾人事課長** 休暇に関するお尋ねを頂きました。

まず、全体の状況といたしまして、令和5年度の職員の平均の年次有給休暇の取得日数が16.5日、そのうち10日以上取得した職員の割合は約8割でございます。一昨年度前、令和4年度が同じく15.0日、それから10日以上が74%でございましたので、若干であります但し向上していると考えます。

管理職ですが、令和5年度は平均が13.9日、うち10日以上取得した者が約7割、令和4年度は同じく12.4日で、10日以上取得した者が約6割ということになっているところでございます。

委員から今お話のありましたように、良質な区民サービスを提供するために、職員の健康管理、健康であることというのはもう大前提のことかと思えます。今後も、休暇の計画的な取得を含め、職員の働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと思えます。

**○横山委員** ありがとうございます。今回、予算特別委員長のお話の中で、「楽しくやっていきましょう」というお話がありまして、私はすごく素晴らしいと思えました。ウェルビーイング、真剣にやることと、真面目にやることと、楽しくやることというのも、私は実現できると思っております、楽しいというのも人によって感じ方が違うかと思えますし、また、お休みやリフレッシュの取り方というものも人によって違うかと思えますので、それぞれの職員の、何というのでしょうか、自己実現やリフレッシュなどの時間、大切なものを大切にしてくださいということをお願いいたします。

**○石田（秀）委員長** 次に、こしば委員。

**○こしば委員** 私からは、95ページ、下水道管改修事業についてお伺いいたします。

先月の1月28日に発生しました埼玉県八潮市の道路陥没事故、トラックの運転手が巻き添えとなりまして、いまだに行方不明のままでございます。埼玉県はこの陥没事故を受けまして、関係します12市町の住民に対しまして、洗濯やお風呂の利用を控えてもらうよう要請されたということでございます。

下水道整備は地下で行われていることなので、なかなか区民には分かりづらいことと思えます。分かりづらい中で、老朽化により下水道の管が破損し、そこに土砂が流入し、空洞が発生し、悲惨な事故が起きたと言われております。私が住む地域からも、下水管の老朽化対策が進んでいるのか、品川区は大丈夫なのかという心配の声も上がっております。

先般の代表質問では、我が会派のまつざわ幹事長から、八潮市の陥没事故を受けて、地盤の調査についての質問がございました。答弁は、空洞調査や、AIを活用した路面点検の結果を再確認し、異常がないことを確認したとの答弁であったと認識しております。下水管改修事業は、地域で暮らす区民の生

活、ひいては命を支えるインフラの整備でございますが、補正予算を見ますと、マイナス補正となっております。まず、このマイナス補正となりました理由について教えていただければと思います。

**○北原河川下水道課長** こちらの事業につきましては、下水道管整備後、老朽化が進んでいるエリアにおきまして、都下水道局が事業を行っているものの一部を下水道局から受託して実施しているものです。減額補正の理由につきましては、工事を実施するに当たりまして、下水道局が実施する下水道管の調査に基づき設計検討を行った結果、健全である既設の管渠をそのまま活用できるなど、予算時に想定したより安く工事が発注可能となった等の理由により、減額を行っているものになります。

**○こしば委員** 調査により健全性を確認できたということを理解いたしました。

そうなりますと、点検により健全性が確認された下水管というのは、そうはいいまして、今後、必要な期間を経て点検が必要になってくると思いますし、また八潮市の陥没の事故を受けまして、点検の頻度を上げていくことも必要ではないかと思いますが、お答えをお願いいたします。

**○北原河川下水道課長** 点検のタイミング等についてのご質問かと思えます。

まず、下水道管の管理・点検については、東京都下水道局で実施しているものでございまして、日頃から巡視・点検を行うとともに、腐食するおそれが高い下水道管については5年に1度、それ以外の管については30年に1度など定期的に調査を行って、補修等を行っているものと伺っています。本日出た意見については、都下水道局に伝えてまいりたいと考えております。

**○こしば委員** ありがとうございます。やはり、都下水道局が主体となる。その一部を品川区が受託しているということでございますが、やはり東京都との連携が必要不可欠になってくるわけでございます。

今、品川区で、八潮市の事故もありましたけれども、東京都に対しまして下水道事業の拡充等を要望していると思うのですが、その中身について、東京都に要望していることについて教えていただければと思います。

**○北原河川下水道課長** 東京都への要望についてですけれども、23区では品川区長が会長となりまして、特別区下水道事業促進連絡会というものを組織しておりまして、浸水対策の実施、老朽化対策の整備促進、耐震化の促進など、要望を都知事宛てに行っている状況になります。

**○こしば委員** ありがとうございます。下水道事業の老朽化で、また耐震化の事業を、森澤区長が筆頭になって東京都知事をお願いしているということを確認いたしました。

一方で、点検の上、補修工事が必要になってしまう場合のことについてもお聞きしたいと思います。下水管とインフラ整備の歴史を紐解きますと、昭和32年に下水道法が整備されまして、そこから1970年代にかけて、都内の下水道事業が進んだことと認識しております。1950年代後半から東京オリンピックを過ぎまして、1970年代と認識しておりますが、それから50年、60年と時間が経過しております。品川区の下水道管の老朽化が大分進んできているところでございますが、補強工事の進捗、品川区の状況について教えていただきたいのと、また今後の見通しについても併せて教えていただければと思います。

**○北原河川下水道課長** 品川区で一部を受託して進めております老朽化対策工事についてですが、現在は、老朽化が特に進んでおります目黒川の左岸側のエリアを中心に事業を進めておりまして、品川区の多くのエリアを占める右岸側の広いエリアについては、それ以降に実施するエリアで、事業着手に向けた検討を開始している段階と伺っております。

**○こしば委員** ありがとうございます。

今後の見通しということについてもお答えいただきました。区民の方は、やはり今回の事故も含めて大変心配されております。憂慮されております。そういったことで、やはり今、品川区、都下水道局が取組を行ってきておりましたけれども、区民の安心のレベルというものを上げていくためにも、ぜひその辺の報告といいますか、周知ということ、広報しながらなどありますけれども、そういった媒体を使ってぜひ進めていただきたいと思います、見解を教えていただきたいと思います。

**○北原河川下水道課長** 本事業につきましては、下水道局が進めている事業ということもございまして、今の段階で何ができるかというのはお答えしづらいところもございまして、例えば道路課でやっている空洞調査の状況等も含め、情報共有をやっていける方法がないかということは検討してまいりたいと思います。

**○こしば委員** ありがとうございます。品川区が主体となって、こちらも東京都の事業でもございましてけれども、着実に耐震化を進めていくことは、大規模地震などが起きた場合の2次災害を防ぐことにつながると考えております。一方で、まちに住む区民の家から流れる汚水が排水管を通過して下水道管に流れるわけでございますけれども、実際に例えば私道の下に流れています排水管が、例えば老朽化によって破損して、それに起因する道路の陥没というのが実際に品川区の中でも幾つか散見されるというんですか、あるのも事実でございます。

私道の下水道管というのは、本来の下水道管とは、違うものでございまして、都下水道局が動くことは難しいかもしれませんが、また私道を通る方も当然区民でございまして。そういった私道の中の埋設物・配水管の老朽化対策も、今後、これは本来は民有地のものでありますので、当然、土地の権利者が主体となって行っていくのが大原則でありますけれども、私道・公道によって不利益を被るということがまた変わってくるというのはおかしいと思います。その辺り、私道整備というのは、大原則が民間の民有地なので民間に頼むものではございましてけれども、ぜひ区にできること、例えば補助金、また点検であれば点検のやり方といったものをレクチャーしていくような試みも必要だと思いますが、時間が、もし答弁できましたらお願いします。

**○森建築課長** 私道整備助成の中で、下水道管を直すこともできます。

**○石田（秀）委員長** 次に、つる委員。

**○つる委員** 36ページ、特別区民税、67ページ、庁舎管理費、55ページ、公立学校給食費負担軽減事業補助金、105ページ、学校給食無償化について伺っていきたいと思います。

補正ですが、品川区の歳入を増やすというところに関連して、報道ベースですが、今年の東京都内の落とし物の現金が45億円。そのうち、届出がなくて都の歳入になったのが6億6,000万円と聞きました。毎年、これは増加傾向にあるらしいのですが、警視庁のお仕事でやっているの、東京都の歳入にということはあるのかと思いますけれども、区内でどれだけ落とし物あるのか。この分もいろいろな形で品川区にも入ってきているのかと。もちろん、持ち主に返っていくことが一番いいのでしょうけれども、少し気になったところがありました。

そうした中で、先ほど質疑がありましたけれども、品川区の人口が全体では転入増になっている。一方で、30代、40代が減少しているというところで、世代の転入・転出があったり、また世帯の収入での転出入というのものもあるのかなというところでもあります。

過日の区長の施政方針の中でも、品川区民の幸福度が非常に上がってきているというのは、品川区の施策の展開において幸福度が増しているというのは、かなり大きいウエイトがあるのかなという理解もしているところでありますが、令和6年度については、世帯収入として、納税義務者の方ですけれど

も700万円超、これは12.5%の方々に区民税の47.2%を納めていただいているという状況で、本当に高所得の方々に区民税の大半を納めていただいている。そして、区独自の展開、自治体を先行するような展開ができているとも理解しています。

まず、その中で、品川区の平均世帯所得が分かれば教えていただきたいのと、転入人口ではどういう世代、またどういう所得層の方々が増えてきているのか教えてください。

**○吉野税務課長** 課税標準なのですけれども、先ほどの答弁でありましたとおり、30代、40代の方たちなのですけれども、こちらの課税標準額が大分、増えている状況です。実際には、1,000万円以上の方たちがかなり増えておまして、前年と比較しますと30代1,000人、40代、49歳ですと700人といった形で、大分増えているところです。

**○崎村企画課長** 人口動態の特徴というところで少し補足させていただきますと、品川区は今、人口が増加傾向にあるというところで、その多くが単身者の転入となっております。中でも、20歳から29歳の単身者の転入が圧倒的に多いという状況でございます。

**○つる委員** ありがとうございます。大卒、ご答弁いただきました。ありがとうございます。

そうした中で、これは一般論ですが、いろいろ所得税などもろもろ、税金なども当然、世帯によって、おさんがいらっしゃるとかいないとか、今あったように単身とか、いろいろあるのですが、いろいろな税金や、いわゆる可処分所得の部分で見ると、年収のコストパフォーマンスというところでは600万円ぐらいがちょうどいいのではないかと思います。全国、名古屋とか、そういうところは別にしても、住民税は10%で来ているというところでは、品川区の付加価値というのは非常に高いとは理解しています。そういったところも幸福度の引上げにもつながっているのかと思うのですが、ただ一方で、先ほどあった30代、40代が世帯で減少していて、20代から29歳、恐らく単身の方が多いのではないかと、想像の世界ですけれども、そうなってくると、今、品川区は様々、提案もさせていただいている中で、ベーシックサービスの展開をやっている。そうすると、その恩恵を受けたい所得層、世帯層といった方々が、これは先ほどの質疑でもちらっとあったのですが、一昨年度と比べても、令和6年度は200万円以下の方というのが減少していて、それ以上の方が軒並み、そういう課税標準の金額でいうと増加傾向にあって、700万円以上の方もプラスに転換という中では、そういう恩恵を実際に受けたいと思う中間というか、そういう所得層や世帯層の方々が品川区を出ざるを得ない状況にもあるのではないかと。

もう一つは、単身者、単身世帯のベーシックサービスの展開を今後どうしていくのかというところでは、これは非常に大きな課題で、国で本来はというところは当然あるわけですが、先行して事例を示していく品川区として、先ほどありましたけれども、20代から29歳のいわゆる若者や単身者、単身のみ世帯といったところのベーシックサービスの展開というのは、今後どういったことが考えられるのかということも1つ、伺いたいと思います。そうした中で、転出されていく人たちが、課税標準で見た場合にここ品川区に住み続けられない現状も、実際はあるのではないかと、住まいへの支援というところは、一定程度、何かしら施策展開として考えていく余地はあるのではないかと。人口は増えていっています。それで、品川区はどこまで人口を増やせるのかということと、逆に言うと政策的に、どこまで品川区の人口を増やしていくのか。これは、所得層もいろいろあるわけでありすけれども、高所得の方々に来ていただければ、その分、区でいろいろお支えできる収入も増えるわけでありすけれども、そういったことも含めて、今質問したことを幾つかご答弁いただければと思います。

**○崎村企画課長** 委員からベーシックサービスのお話がございましたけれども、先ほど20歳か

ら29歳までの単身者が増えているというお話を少しさせていただきました。一方で、では夫婦と子どもがいる世帯については、やはり新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、在宅勤務がかなり進んだことにより、ファミリー世帯の転出超過というのは大きくなってきたところでした。令和3年をピークにして、ただ、次第に年々、減少傾向に今あるところがございます。委員からお話があったように、やはり東京、23区、特に住宅事情がかなり高いといえますか、住宅確保にも窮するような状況がございます。こういったファミリー世帯については、特に近隣3県への転出が増えているような状況でございます。

こういった世帯に対して何を行っていくのかということかと思えますけれども、単身世帯については、今後検討をしていかなければいけない部分かとは思いますが、ファミリー世帯については、転出をなるべくしていただかずに、品川区で引き続き子どもを育てていただけるように、子育て世帯に対する不安の軽減、特に経済的負担の軽減というものにこれまでも取り組んできましたし、令和7年度についても、新たな施策ということで幾つかご提示させていただいているところですので、こういったことを着実に進めながら、人口動態をしっかりと確認しつつ、引き続き検討していかなければいけないと考えております。

**○つる委員** 大枠でありありがとうございました。

ダイレクトに恩恵がなくても、例えば子育て世帯を支援することで、元気に品川区で育てていただいて、職に就いていただいて、将来、例えば介護や、様々な病気も含め、その恩恵にあずかる人材を、社会全体、品川区全体で人を育てているのだというふうに見れば、単身の方も当然、恩恵というか、間接的・直接的にかかわらず、恩恵という意味合いは広く取っていけるのかなというところがあります。一方で、品川区にずっといていただいて、品川区はずっと「協働」という表現があったわけではありますが、地域の様々な品川区の事業展開においても、ある意味で無償的な形で、協働という名でご協力いただいている展開が幾つかあろうかと思えます。これは、品川区に生まれ育った方々は、地域の隅々までよく分かっていらっしゃる方が多い。ただ、生まれ育った方々が、ある一定の年代となると、出ざるを得ない状況になるというのは、やはり対応していかななくてはいけないことなのかなとは思いますが、また別の場所でも伺っていきたく思います。ぜひ品川区としても、ベーシックサービスの展開をやっている中では、財源については国でしっかりと将来的には手当てをしていくのはあるわけでありましてけれども、先進事例を示していく品川区としての責務として、単身者やファミリー世帯をどうやっていくか。これはやはり期待されているところでもあると思しますので、ぜひお願いしたいと思えます。

次に、庁舎管理費に関連してなのですが、エレベーターの保守に関連して伺いたいと思えます。

エレベーターの保守の経費削減という観点であります。もちろん、2006年の港区のシンドラ社のエレベーターの事故を受けて、安全性が第一だということを徹底しているのはよく理解しているわけですが、一方で保守については、いわゆるメーカー系と独立系とがある。全国的にも9対1のメンテナンスの事業の採用があるというものはあるわけでありましてけれども、ある自治体の事例では、独立系のメンテナンス事業者を採用したら、約6割、保守経費が削減できたという事例があります。まだこれで全部ではないと思うのですが、品川区が保有している全てのエレベーターの保守点検経費を足し上げていったら、9,094万円、約1億円ぐらいだと。これが6割削減できるとなったら、相当大きな経費削減効果があると思えます。大前提は、安全性が第一ということでありましてけれども、独立系でも今、様々な企業努力があって、メンテナンスの技術や、また部品の確保、技法など、いろいろ様々な経過があって、今、確保されているわけでありまして。この辺については、例えばエレベーターを入れる

ときの箱のイニシャルも含めたメンテナンスも、グロスで見ていくなどという契約の考え方もあるのかもしれませんが、安全性はもちろん第一。その上で経費をいかに削減していくかということも大事だという視点で、お考えをお聞きしたいのですが、現在、エレベーターの保守については、経費は所管課長が権限を持っていらっしゃるというところであると思います。改めて、その権限の根拠や、金額の根拠についても教えてください。

○佐藤経理課長 私からは、エレベーターの保守契約の部分についてお答えいたします。

エレベーターの保守に関しましては、委員のご指摘のとおり、大きい事故があったという経緯も踏まえまして、メーカーに関係するメンテナンス会社を主としまして契約を進めておるところです。長期的・継続的な保守が求められるというところで、随意契約で結んでおります。

○つる委員 金額や課長の持っている権限の根拠もお願いします。

○佐藤経理課長 失礼いたしました。各課長に権限があるというところは、契約事務規則の中で、原則としては入札ですけれども、それ以外の理由によって入札ではなくてもできるというところで権限を移譲しております。

○つる委員 ありがとうございます。今のところなのですが、金額については、幾らまでが随意契約で、所管課長の権限なのか。別表第1の(20)の、昇降機等の保守についてというところであると思います。金額については、幾らまで随意契約でいけるのか教えてください。

○佐藤経理課長 課長への権限の移譲の部分ですけれども、エレベーターの保守に関しましては、金額ではなくて契約内容に基づいて課長に権限を移譲しているという形でございます。

○つる委員 分かりました。では、別表2に工事など、そういったものが130万円とあり、その他だと50万円などという表示があるのですが、それは関係ないということで、今ご答弁がありました。

それも含めて、保守契約の経費削減という考え方。あとはメーカーでは、例えば保守で、会社としては大きく、ホールディングスといったところで考えたときの利益をしっかりと勝ち取っていく。イニシャルを下げて保守でしっかりと取っていく。これは民間企業ですから、あると思うのですが、その上で、独立系を活用したときには、それだけの保守点検の削減効果があるというところも、随意契約といえども、そのメーカーの関連するメンテナンス会社ともしっかりと交渉して、少しでも経費を削減していく努力というのは各課長等もできるのではないかと思います。最後、時間がないですが、ご提言いただければと思います。

○佐藤経理課長 繰り返しになりますけれども、エレベーターに関しては非常に安全性が強く求められる設備だと思いますので、今後とも安全をまず第一に考えて、契約形態については考えていきたいと思っております。

○石田(秀)委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 私からは、64ページ、総務費、デジタル推進費から、ガバメントクラウドについてお聞きいたします。

現在、地方公共団体は、システム標準化法により、主要業務、品川区は18業務について、国が定める標準仕様書に準拠したシステムの導入が義務づけられており、そして国が用意するクラウド環境に構築された標準準拠システムのサービスを利用することが努力義務とされております。自治体ごとにシステムを構築するよりは、共通のインフラを利用することでコストが抑えられる、政府の厳格なセキュリティ基準に準拠したクラウド環境を利用できる、各自治体や省庁が共通の基盤を利用することでシステムの管理がしやすくなる、行政のデジタル化を加速し住民サービスの向上につながるといったメリッ

トがある一方で、クラウドへの依存のリスクや、クラウド上でのデータの取扱いに関しての規制や管理強化といった課題があります。

まずは、品川区のガバメントクラウドの事業者、また移行の進捗と、既に移行した事業部署の状況、今後のスケジュールについてお伺いします。また、品川区は令和5年度からガバメントクラウドの早期移行団体検証事業公募に参加しておりましたが、他自治体に比べて早く進んでいるのか、併せてお聞きします。

**○横田デジタル推進課長** 私からは、システム標準化の状況についてお答えいたします。

令和6年度の標準化といたしまして、住民基本台帳、印鑑、国民健康保険、年金、選挙人名簿管理をガバメントクラウドに移行しております。

品川区におきましては、早期移行団体として、この5事業につきまして、国と協力しながら検証しているところでございます。

**○おぎの委員** ありがとうございます。今、移行後の事業は特に問題なく進められているということによろしいでしょうか。

**○横田デジタル推進課長** こちらも、早期移行した5事業につきましては、特に問題なく現在、稼働しております。

**○おぎの委員** ありがとうございます。あと、クラウドの事業者はどちらでしょうか。

**○横田デジタル推進課長** 失礼いたしました。全事業、AWSを予定しております。

**○おぎの委員** ありがとうございます。移行したところが特に問題なく進んでいるということで安心しております。また、品川区はAWSということで、アマゾンということを確認いたしました。

現在、政府から採用されている業者が、アマゾン、グーグル、マイクロソフト、オラクル、さくらインターネットの5社となっておりますが、さくらインターネットの参入が2023年11月と遅かったこともあり、タイミング的にそうなのかなと思います。現状、アマゾンが90%以上を占め、残りはアメリカの3社がほかの自治体でも選択されているということで、海外企業のクラウドを使うということは、そこで少しリスクもございますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

1番目にデータ主権の問題です。日本政府は、データを国内のデータセンターに保存することを義務づけると対策を講じておりますが、万一の際に日本の重要な行政データが確実に保護できるのかといった懸念です。

2番目に、アメリカ政府の影響を受ける可能性。アマゾンはアメリカの企業であり、アメリカの法律によってアメリカ政府がデータへのアクセスを求める可能性があります。2019年に締結された日米デジタル貿易協定は、日米間のデジタル貿易を自由化し、企業がクラウドやデータを国境を越えてやり取りしやすくすることを目的としています。この協定のうち、データの自由な流通とサーバー国内設置義務の制限の部分が影響を与える可能性が考えられます。EUはデジタル主権を掲げて、アメリカのクラウド企業に依存しないように規制を強化しておりますが、日本は日米デジタル貿易協定の影響で、アメリカのクラウド企業への規制を強化しづらくなっている点があると思います。

3番目はクラウドロックインです。品川区の情報は、区内在住者の戸籍住民票、健康保険、年金情報、マイナンバー、またマイナンバーにひもづけられた全ての情報や個人情報のもとより、政策、予算、税収、議会、福祉など、区政に関する情報なども、クラウドを使用しているうちに、どんどん情報量が増えていきます。情報量が増えていけば、たとえバックアップを取っていたとしても、新たに情報を差し替える、移し替えるということがだんだん困難となっていきます。それは、情報だけでなくシステムと

いう根幹にも関わり、差し替え・移替えには手間がかかって、それがコストにも影響するので、費用的にも困難となって、結局は移設を諦めざるを得ないということが起こってくると思います。実際、でも使い始めは安い金額で契約できますが、使用した後、二、三年たって情報が増えていったときに、ストレージ不足や容量不足といった理由で追加料金が発生したり、メンテナンス費用や人件費の高騰などにより、基本料金を含めた値上げなどが考えられます。そのときに、先ほど申したように、情報量が膨大になっていると、言い値で契約を続けざるを得ないといった部分があります。

そして4番目が、日本企業の成長の機会を奪う可能性といったものがございまして。海外クラウドの選択により、日本のIT企業がクラウド技術で成長する機会が減ってしまう。日本のIT企業は、クラウド分野では世界のトップ企業に遅れを取っていると言われております。日本の大手のIT企業、NEC、富士通、NTTなどはクラウド事業を展開していますが、コストパフォーマンス面で海外企業に劣るなど、世界市場での競争力が弱く、国内市場でしか戦えていないと評価されております。政府の情報システムを受注するISMAPという基準自体がアメリカの基準を基にしておりますので、アメリカ企業であるアマゾンなどは、自国で既に有利な感じで進んでおりますが、日本企業にとっては初めてのことであり、305項目における条件を満たさなければならず、不利な状況下で今、出遅れているのが実情ではないかと思っております。

以上、4点、懸念点がございまして、それぞれについて対策等があればお聞かせください。また、日本の大手IT企業が育ってきたら切替えは可能な状態なのかも、併せてお答えください。

**○横田デジタル推進課長** まず1点目の、データ主権のお話になります。その辺りの懸念につきましては、デジタル庁とガバメントクラウドのサービスプロバイダーとの調達仕様書や契約書の中で規定しております。内容といたしましては、アメリカのクラウド法は、データがアメリカ国内に存在するか否かにかかわらず、アメリカ政府が、管轄権に服するプロバイダーに対しまして、犯罪捜査においてアメリカの裁判所が発布した令状がある場合に、当該企業が所有、保護および管理するデータ等の開示を求めることができるとしております。まず開示請求につきましては、適正な手続に基づく犯罪捜査という、極めて限定的なケースのみであること。その上で、アメリカの裁判所が当該事業者に対してデータ等の開示を求めてきた際には、速やかに日本政府へ通知するとともに、無断で日本政府の情報を提供することを避けるために、クラウド事業者が異議を申し立てること、当該事業者が、国家には他国のサイバー権が及ばないという国際法上の主権免除の対象となる旨をアメリカ政府に通知することを、調達仕様書および契約書に明記しております。そのため、情報流出の懸念は少ないと考えております。

また、日本企業が育っていないのではないかとこのところございまして、政府の令和5年度の調達仕様書におきまして、まだISMAP等の基準やガバメントクラウド基準を満たしていない場合でも、令和7年度中までに参加できるような条件を満たすのであれば、参入できますというような仕様書にしておりますので、その辺りはクリアできるのかと考えております。

**○おぎの委員** ご説明ありがとうございました。

最後に、国内企業の育成についてお伺いいたします。政府としては、完全に海外クラウドに依存するのではなく、国外企業の成長も支援しながら、実現的に海外クラウドと併用するといった方針を取っております。品川区では、五反田バレーをIT企業を中心地として掲げております。地元企業の成長を支援すれば、将来的に国内クラウド企業の向上にもつながります。大きな挑戦だと思っておりますが、品川区のIT企業が日本中で活躍できたら素晴らしいと思います。[時間切れにより答弁なし]

**○石田（秀）委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時50分休憩

○午後 0時50分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。吉田委員。

○吉田委員 私からは、49ページのベビーシッター利用支援事業、それから43ページの0歳児見守り・子育てサポート事業、それから67ページ、情報公開等経費について伺います。

ベビーシッター利用支援事業と0歳児見守り・子育てサポート事業については、午前中もいろいろご意見が出て大分分かってまいりましたが、私から気になることを質問させていただきます。

1つはベビーシッターです。ベビーシッターとの、相性といいますか、そういうものはあるかと思えます。そういう相性、マッチング、もし合わなかったときの何か対応などがあつたら教えてください。それから、あつてはならないことだと思うのですけれども、やはり万が一の事故というものには備えておくべきかと思っております。その場合の保険制度や、そういうものがあつたら教えてください。それから、ベビーシッターについては、かねてよりいい制度だと思つていたのですけれども、やはり、既にベビーシッターをお使いになつていて、なじみのある方がいらっしゃる。その方にベビーシッターをやつていただきたいといつても、今のところ、使えないのです。その点について、今後、制度を何とか使えるようにしていただける方向だといつと思うのですけれども、検討されているのかどうか、その点について伺いたいと思つます。

○芝野保育入園調整課長 ベビーシッター利用支援事業で何点かご質問を頂きました。

まず、マッチング、相性のところですが、東京都の制度は、マッチングには対応しておりませんので、事業者に登録、利用の申込みをして、利用者のほうでその方に合うような方を派遣するという形になっています。今の段階ではマッチングには対応はしていないという状況であります。

あと、万が一、何か事故が起きた場合の保険制度等々でございますが、東京都は事業者の登録に当たつて、そのような不測の事態が生じた場合のリスク的なところを規定できちんと定めておりまして、その規定に基づいて事業者のほうで対応するという形になっております。

あと最後に、なじみの方です。こういう方を登録できるような制度にしてほしいというところがございますが、先ほども少し答弁させていただいたように、個人での登録というのは、現状ではできない形になっております。ただし、東京都との意見交換の場は年間で複数回、設けさせていただいておりますので、そちらで区の状況をしっかりと伝えさせていただきたいと思つております。

○吉田委員 当初、なかなか利用が進まないときに、やはりベビーシッターというのは、おうちに入つてもらふ人だから、既になじみのある方、この方ならという方が使えたらいいのと思つてまいりました。ここまで利用が伸びるといふことは、やはり、この制度を運用する中で、だんだん相性などというものが醸成されていったのかと思つます。その点については大変評価しておりますが、やはりそこに踏み込めない、なかなかお子さんなども顔見知りだったりという方もいらっしゃるのので、その辺については、ぜひ東京都の制度の中でしっかり主張していただけたらいいと思つております。これは要望にとどめます。

もう一つが、0歳児見守りについてです。88.4%でしたか、登録が進んだということで、とてもいいことだと思つております。今度、登録はそこまで進んだということで、登録された方は100%

使っておられるのか、それともその中でも使っていない方がおられるのか、その辺についての分析はどうされているのか、伺いたと思います。

それで、利用者が増えるのはとてもいいことだと思うのですが、利用者が増えると、今度は配る方の役割といたしますか、それもどんどん重くなるかと思えます。まず、配るの人の人数というのは足りているのでしょうか。それから、前に質問したときは、しっかり研修をしていると伺っております。研修の体制も、利用者が増えて人が増えれば、その辺の負担も増えていくかと思うのですが、その辺についての現状を教えてください。

**○石橋品川保健センター所長** 0歳児見守りおむつ定期便の利用者の利用率になります。登録率は88.4%になりますが、利用率は83.8%になります。この差について、こちらで検証しているものとしては、妊娠期に利用の仮登録をして、出生後、出生届を出していただくと、登録、本登録という形になります。里帰り出産をされている方も、出生届を出すと、登録・本登録というのはこちらで自動的に行いますので、里帰りの方に関して、登録率と利用率の差というところが生じているものと、こちらとしては認識しております。

次に、利用者の方が増えているということで、配る配達支援員の方の役割というところの負担というところのお話になりますが、こちらは現在、人数がしっかり足りているところで実施しているところでございます。地域ごとに分けて支援員が訪問しておりますので、効率的に訪問している関係で、今のところ十分に、しっかりと支援できている形になっております。

また、支援員の負担というところの研修等についてになりますが、こちらも、支援員は今のところ、開始当初から一人も替わっていない状態になっておりますので、毎回同じ方がしっかりと訪問できている形になります。その中で、いろいろ支援が必要なご家庭や、保健センターと連携が必要なご家庭等についての研修というのは、区としっかりと情報連携をしておりますして、支援員の方も訪問後、支援員同士での情報共有等も毎回行っているというのを聞いておりますので、そういったことも含めて、情報連携、研修等もしっかり行えているものと認識しております。

**○吉田委員** ありがとうございます。いい制度にだんだん育っていったということが確認できました。

これからも、やはり有資格ではないということですが、それはそれで必ずしも有資格というよりも、実践の能力がある方にぜひやっていただきたいと思えますので、その辺についてはこれからもしっかりやっていただきたいと思えます。それで、適切な支援につながっているということであれば、それから支援を受ける方からの評価のお声というのは、今のところ、どうでしょうか。

**○石橋品川保健センター所長** 支援を受ける方、訪問された方のお声という形になります。

2月に利用者アンケートを、本年度の分も実施させていただきました。その中でですが、満足度というものが、92%の方に満足していただいているという評価を頂いております、昨年度よりも、およそ4%上がっている形になります。お声としましては、先ほどもお話をさせていただいたとおり、支援員の方が一人も今、辞めておられないということもありますので、同じ方が定期的に毎月訪問できているという形で、気軽な気持ちで相談できるということと、前回相談したことをきちんと記録で残しておりますので、そのことにつきましても、継続していろいろお話を聞けるということで、かなり評価の高いお声は頂いていると認識しております。

**○吉田委員** 本当によかったです。やはり、使っている方の使い勝手といたしますか、評価がどうかと思っておりましたが、使っている方からの評価が高い、支援を受ける当事者からの評価が高いというこ

とであれば、ぜひその方向で継続していただきたいと思います。

ただ、1つだけ申し上げておきたいのは、よくお分かりなので言わずもななかもしれませんが、やはり当初の、これは物を配るのが目的ではなくて、支援につなげることが目的だという、そこだけはぜひ押さえておいていただきたいと思いますということを要望しておきます。これは要望です。

それから、もう一つが情報公開等経費です。67ページに、93万円の減額の補正がついております。私としては、きちんと増額して、少なくともきちんと使って機能強化をしていただきたいと思いますという思いで質問をさせていただきます。どうしてかといいますと、行政情報部分公開決定通知が既に私に対して出ているにもかかわらず、なぜか出てこない行政情報が、今、1つ存在しております。情報公開の在り方については度々質問させていただいておりますが、その一つに、繰り返し質問してもなかなか納得できないのが、情報公開を請求する側、この場合で言えば私の側です。私の側には、審査請求などの書面の提出には期限が切られております。皆さん、ご承知だと思います。期限を過ぎてしまうと権利を失うわけですから、権利を失いたくないために、期限を守って一生懸命、審査請求や反論書を提出しております。ところが、公開を求められている側は、弁明書や再弁明書の提出期限のめどはあるのですけれども、特に定めはありません。つまり、どんどん時間が過ぎても、「まだでしょうか」と言っても、「今準備中です」ということで延ばせるのです。そのこと自体が理不尽だと思っております。こちらが期限を守らないと権利を失うのだったら、出される側も、長めに取っていただいてもいいですけれども、期限が過ぎたら、それは情報の公開でしょう。そういうふうにも思っております。何でこちら側だけが権利を制限されるのか。それが納得がいきません。もし何かお考えがあったら伺いたいと思います。

それから、本日なぜこれを取り上げたかということ、本当に問題がある事例が1つあって、この事例で最初に情報公開請求をしたのは2023年です。もう、かれこれ2年たっております。最初は、あるはずの文書が不存在とされ、いろいろ過去の委員会の議事録をたどって存在することを証明して、最終的には所管の長が、行政情報部分公開決定通知書が出ていることから、どのような形で資料を請求人に渡すことができるか、当時の広報広聴課だから、これは約束してくださったのが組織改編前です。「広報広聴課に確認します」とおっしゃった後、全然お返事がありません。それで、現在まで公開されておられません。区の部分公開決定が出ているのです。それなのに公開されていません。それどころか、遅れていることへの、「今、この辺まで準備が進んでいますから、もう少し待ってください」などというお答えも一切ありません。これはどう考えても理不尽だと思うのですけれども、見解を伺います。

**○與那嶺戦略広報課長** ご質問にお答えさせていただきます。

まず、情報公開請求を行う際に、請求者の方については、審査請求を行う際には、公開決定を受けてから3か月以内に審査請求を出すことという形が定めるところです。一方、その後に行う審査庁からの弁明書や反論書の提出期限については、確かに法令等については規定が現状ないところでございます。ただ、こちらでも過去の質疑の中でもご答弁申し上げているとおり、まず原則としては、運用上、1か月程度での設定という形で考えているところでございます。個別の案件について時間がかかってしまっているところについてのご指摘は、確かにこちらでも真摯に受け止めなければならないというところではございますが、まず、なるべく早く事務手続を進められるように、それぞれ進めているところでございます。

もう一件、ご指摘のございました、部分公開決定の通知の後に、さらに公開が出ていない件がある。個別の案件にはなるかと存じますけれども、こちらについては現状、所管のところ、ほかに複数、同様の案件の請求が出ているところでございまして、そちらの部分で、公開範囲の確定というところ

ろを、全体を通して行わなければならないというところで、再度、整理を進めているところでございます。委員がおっしゃるとおり、こちらの件について大変時間がかかっているというところについては、確かにそのとおりというところもございますけれども、所管を通じまして、こちらの公開箇所については再度整理しているところでございますので、完了次第、お示しできるように進めてまいりたいと考えております。

**○吉田委員** ぜひ期限を切っていただきたいと思います。「どれくらいには出ます」など、大体でもいいです。今までも、「いついつぐらいまでには」というお返事は頂いたことがありますが、それが過ぎた後、音沙汰なしなのです。「何日ぐらいまでと申しあげましたけれども、少し遅れております。かくかくしかじかの理由で遅れます」など、せめてそれぐらいあっていいかなと。それは、普通の社会人の生活として、それが普通かと思うのですけれども、それがないということについては、これは経費がどれくらいかかるか分かりませんが、減額している場合ではなくて、ぜひ、しっかりこの制度をつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○與那嶺戦略広報課長** おっしゃるとおり、時間がそれぞれかかってしまっているところは、先ほども申し上げたように、大変申し訳ないというところがございます。実際に各手続について期間を定めるかというところにつきましては、様々制度を運用している他自治体等も含めて、こちらも研究していくべきところかと思っておりますので、こちらについては今後の研究課題とさせていただきます。

**○吉田委員** ぜひ、きっちり、こちらは大体40日以内とか、それを言われますので。例えば50日以内などと決めていただければ一番いいのですけれども、それで、もう必死で書くわけですね。それを過ぎてしまったら権利を失うと思うから。でも、所管のほうは、それを過ぎてても全然、何のおとがめもないのです。1年間放置されたというのが過去にもあったのです。それは理不尽ではないかと。それで、私たちが最終的に求めているのは、期限を切って、書面が出せなかったら、その時点で公開決定してほしいと思います。それが嫌だったと言うのも変ですけども、公開が理不尽だと思うのであれば、しっかりその期日までに弁明書なり再弁明書なり出していただきたいと思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

**○與那嶺戦略広報課長** 期間の中で、過ぎてしまった場合は原則公開してほしいというご意見ではあったのですけれども、情報公開における公開に当たっては、条例に定めてあるとおり、基本的には原則として公開としながらも、公開できない情報というところを個別に定めているところがございます。こちらについては、期間を超える、超えないというよりは、そこの制度の中で公開範囲が決定されるべきところがございますので、そこは切り離して考えていくべきことと考えてございます。

**○吉田委員** 別に切り離して考えていただいてもいいのですけれども、だったら弁明書や再弁明書を期日どおりに出してくださいと。出さない、公開できない理由があるとおっしゃっているわけですね。それがあつたら、期日の間に私たちに弁明書・再弁明書を出してください。こちらは、審査請求も反論書も再反論書も、きちんと期日を守っています。だから、そこが平等でないというのは制度の問題で、公開すべき内容かどうかということと違うのではないですか。こちらだって、公開の理由があるから出しているわけですね。期日を守って出しています。非公開の理由があるのだったら、期日も守るべきではないですか。その辺のことを申し上げているのです。それが五分五分の関係であれば、これはもうある意味、丁々発止、お互いの議論の場で、私たちは意見陳述もさせていただいていますけれども、意見陳述の場面など、本当に具体的にやり取りができるから、非常に緊張感のある、いい場面だと思っております。この文書のやり取りも、そちらも緊張感を持っていただきたいという、それだけのことな

のですけれども、いかがでしょう。

**○與那嶺戦略広報課長** 確かに弁明書・反論書の提出に時間がかかってしまっている。これは先ほども申し上げさせていただいたとおり、時間がかかっているところについては申し訳ないところはあります。ただ、こちらについて、繰り返しになってしまいますけれども、現状、法令等において定めがないところでもございますので、こちらについては、今後どのように制度を運用していくかというところについては、他自治体などの運用なども勉強させていただきながら考えてまいりたいと考えてございます。

**○吉田委員** これ以上はもう繰り返しになりますね。それで、1つ、申し上げたいのは、それぞれの所管が今、情報公開の手续をしているのです。それで、前からこれも申し上げているのですけれども、例えば今回だったら、戦略広報室が情報公開手続の窓口になるということです。どの所管の情報公開についても、戦略広報室ではなくて、別建てで窓口をつくっていただいてもいいのですけれども、それを専門とする窓口があると、私以外にも、情報公開請求をする方たちもそれを求めておられます。どこに公開請求していいかわからないという方もあるので、そういう窓口をつくっていただきたいと思うのですけれども、そうすると少し整理がつくかと思うのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

**○與那嶺戦略広報課長** 窓口の件に関してですけれども、現状、各所管で情報公開請求を受け付けているところもありまして、それぞれの部署で受けているところでございます。一方……。[時間切れにより答弁なし]

**○石田(秀)委員長** 次に、のだて委員。

**○のだて委員** 私からは、105ページの補助教材費保護者負担軽減事業、83ページの区立保育園費の育児休業代替等人材派遣について伺います。

まず、補助教材費、いわゆる学用品無償化についてです。義務教育の無償化に踏み出したことは、よかったと思います。今回、補正で1,000万円、減額となっている理由を伺います。

**○柏木学務課長** 補助教材費保護者負担軽減事業の減額の理由でございますが、こちらは、当初予算では、各学校・各学年の補助教材費の最高額で予算を計上させていただいております。実際、今年度、執行してまいりまして、上限までいかない学校が当然多くあったという部分で、今回、減額補正をさせていただいております。

**○のだて委員** 区民から声が寄せられていまして、学用品が無償になったのにリコーダーのお金を請求されたとか、分度器のお金を払ったとか、また別の学校では無償だったのに、うちの学校では請求されたという声などが寄せられています。こうした声が出る理由を伺いたいと思います。学校の裁量はあると思うのですけれども、学校によって差が生まれているという現状の改善が必要ではないでしょうか。伺います。

**○柏木学務課長** 補助教材費の負担軽減の事業ですけれども、もともと条件を設定してございます。条件が幾つかございますけれども、まず、これまで学校が保護者より現金徴収をし、購入していたもの。次に、教育活動、学校の授業の中で使用するもの。原則、学年全員が共通して使用するもの等の条件を一応設定してございますので、各学校においては、これまで全員が購入していない、学校が取りまとめているというものもございまして、物、学校によって違いはございます。

それと、今後の改善の件でございまして、実施して1年たちまして、各学校からも意見等頂いていることとございますので、来年度につきましては、現在、学校の意見も聞きながら検討しているところでございます。

**○のだて委員** 学校の意見も聞きながらということですので、ぜひ進めていただいて、やはり保護者

の負担軽減のために実施されたということですので、ぜひそれに向けて来年度、改善されるようお願いしたいと思います。

次に、保育園の育休代替についてです。補正において1億2,000万円余を増額したということで、その理由と派遣人数は何人なのかを伺います。それで、今年度、育休・産休を取った人数と、病休を取った人数、それぞれの全保育士に対する割合を伺います。

**○中島保育施設運営課長** 保育園の人材派遣の最終補正予算の増額の件でございます。

こちら、当初は、幼保一体施設も含めて産休代替「等」として、部分休、時短を含めた職員の運営体制などの兼ね合いで、71人を予定しておりました。現状、育休代替と育児短時間勤務、部分休業のカバーを含めまして、103人を見込んでいるところでございます。

**○宮尾人事課長** 私からは、育休の取得等々の数値に関する部分をお答えさせていただきます。

現時点で育休を取っている保育士は93名いるところでございます。すみません。病気休暇に関しては全体の数字になってしまうのですが、2月の時点で、職員全体ですが、122名というところでございます。

**○のだて委員** 今回の1億2,000万円のところの派遣の人数というのが何人なのかも伺ったので、お答えいただければと思います。

今は、だから全体でいくと103人ということですね。やはり、結構いるなと思ったのですけれども、派遣が103人で、育休・産休が93人、今年度取っていらっしゃるということで、現場のお話を聞くと、園の中で4人から5人いるということで、その半分が大体、派遣ではないかという実感のようですね。これだけいる中で産休・育休が93人いるということで、これは実際に補充できているのかどうか、伺いたいと思います。あと、派遣だけではないと思うので、会計年度任用職員や臨時的任用職員が何人充てられているのか。空いたままという状況になっていないのかどうか、伺います。

**○中島保育施設運営課長** 失礼いたしました。今回、補正で上げさせていただいた人数は、担任のできる派遣保育士17名分でございます。その他の予算と調整した結果、この部分が不足するというところで計上させていただいたところでございます。

現状、育児休業のところは、基本的には臨時的任用職員を最初に充てまして、それでも足りない場合や、急遽の場合、派遣の産休の場合に派遣を使っているところでございます。

全体としましては、正規職員と派遣、そして臨時的任用職員、そして会計年度任用職員を組み合わせ、全体で区の保育園を円滑に運営しているところでございます。

**○のだて委員** 空きがないのかということでも伺ったのですが、お答えください。

**○中島保育施設運営課長** 失礼いたしました。

空きはしっかり対応し、派遣保育士、会計年度任用職員、臨時的任用を含めまして、しっかりと、穴はないように実施しているところでございます。

**○のだて委員** そうすると、今年度は穴がないということなのですかね。

現場の方から聞くと、やはり埋まらなかったときもあるということで、最初1人は来たけれども、もう一人が決まらずに、日替わりで来るというようなことも聞いております。今、急遽の場合、臨時的に派遣を使っているということでしたけれども、当初の場合から使っているということも聞いております。やはり、分かっている場合は正規で補充するようすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。少なくとも臨時的任用職員か会計年度任用職員ということで補充すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○中島保育施設運営課長** 臨時的任用職員をまず使っていくということが基本でございますが、年度末に保育園に入れなかったなど、復帰がなかなか難しかったという場合もありまして、そういうときには派遣を使うなど、柔軟な対応をしているところでございます。

また、やはり年度後半になりますと、派遣はなかなかすぐに安定的に入れないという場合もありまして、日替わりというか、少し短期間に入るような形の場面もありますが、極力、園に運営の支障がないように対応してまいりたいと思います。

**○のだて委員** 年度後半は難しいという話ですけれども、最初から埋まらないという事態があったということですので、そこはぜひ正規でやっていただきたいと思ひますし、派遣が多いことで正規が大変になっているということでもありますので、正規が担当する部分が多いということで、やはり正規を増やして、大変さを補うことで集まるということもあると思ひますので、ぜひ正規を基本に補充していただきたいと思ひますし、人材派遣のところでは、派遣会社にいろいろお金が流れてしまっているところは問題だと思ひますので、正規でやっていただきたいと思ひます。

**○石田（秀）委員長** 次に、中塚委員。

**○中塚委員** 101ページの防災課職員給与費に関連して、2月4日のJアラート訓練、国民保護共同訓練も伺いたいと思ひます。

まず、質疑に入ります前に、先日の本会議について一言述べます。21日本会議にて、選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会および政府に求める意見書が採択され、私は反対しました。その理由は、今、国に求めることは議論ではなく、選択的夫婦別姓の導入だと思うからです。もう一言述べますと、議論、議論と導入を何十年も先延ばしし、導入を求める声を踏みつけにしてきたのが自民党です。自民党は、議論が必要だと導入を拒みますが、国民的な議論や理解は広がり、制度導入を求める民意は多数です。それだけに、品川区議会として国に求めることは議論ではなく、今こそ制度導入をと思ひます。私は、この民意に向き合いたいと思ひて、意見書に反対いたしました。この場をお借りして一言述べさせていただきます。

それでは、質疑を始めます。2月4日のJアラート訓練です。当日は、職員や地元住民、森澤区長も参加したと伺っております。一方で、訓練実施に抗議する住民が多く集まり、様々な声が上がりました。訓練実施前から中止を求める意見が区にも寄せられていると伺っております。まず、当日を含め、どのような抗議の声が上がったのか、当日は何人ぐらゐのカウンター抗議があったのか、伺いたいと思ひます。私自身も、戦争の準備より平和への対応の準備をと、この場をお借りして訓練実施に抗議したいと思ひます。区長自らが参加するほどの重要な位置づけです。改めてどういった声が上がったのか、どんな意見だったのか、当日の抗議活動は何人ぐらゐだったのか、質問します。

**○伊藤災害対策担当課長** ただいまのご質問に対しまして、まず訓練当日ですけれども、何人ぐらゐの抗議人数がいたのかということで、私の目視でございますけれども、第1会場、戸越銀座、また戸越駅付近では、第二京浜国道、両方にまたがりまして、かなり、のぼりやアナウンス、スピーカーなどを用いて、100人ぐらゐはいらっしやったのではないかと考えております。また、第2会場である、しながわ中央公園の会場につきましては、訓練会場に入ってしまったため、平面からですので人数は確認はできませんでしたが、訓練をやる前から大きな声が聞こえましたので、大勢の方が集まっていたのかという認識でございます。

その中で、どういった声があったのかということでございますけれども、例えば、「ミサイルを発射させないことが重要ではないのか」、また「国民保護訓練は憲法9条に反する」、「戦争を起こさせな

いたためには、もっと別のことがあるのではないか」などという声を受けてございます。

**○中塚委員** 多くの方が抗議の声を上げたということです。

この訓練ですけれども、弾道ミサイル発射、Jアラート発令による品川区民避難行動、そしてミサイルの一部が落下し、除染活動などです。弾道ミサイル攻撃から身を守る行動や、落下後の救出・救助・除染活動などが行われましたが、この想定は、まさに本土攻撃です。今回の想定では、本土攻撃との説明はありませんが、実際のこのようなミサイル攻撃は先制攻撃であり、これは国連憲章・国際法に反します。非戦闘員への無差別攻撃もまた国際法違反です。核兵器の使用となれば、被害は地球規模で、人類の存続を奪うこととなります。ウクライナでの戦争、ガザでのジェノサイド、こうしたニュースが飛び込んできておりますので、今回の訓練を見て、戦争をリアルに思う、不安に思う方から、こうした訓練はやめてほしいと声が寄せられました。

そこで品川区は非核平和都市品川宣言をしておりますが、こうした弾道ミサイルの発射、避難、救出救助、除染活動とは、品川区の平和宣言に反する事態だとは思わないのか伺います。宣言に反する事態を想定する訓練に品川区は参加すべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

**○伊藤災害対策担当課長** まずは訓練の概要でございますけれども、今回の訓練想定につきましては、東京都から依頼を受けまして、東京都の想定で実施したという内容でございます。ただ、区といたしましても、この訓練につきましては、平素から起こり得るであろう災害に関する地震や風水害といった訓練と同様に必要な訓練だと認識しておりますし、また、平和都市宣言に反するものではないと、私としては思っているところでございます。

**○中塚委員** 私が聞いたのは訓練の概要や目的ではなくて、こうした想定が平和宣言に反するものではないかと伺いました。お答えください。

**○伊藤災害対策担当課長** ただいまの議員のご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、品川区の宣言に反するものではないと感じてございます。

**○中塚委員** 何がどういう理屈で宣言に反するものではないのか、全く中身がありませんでした。この訓練の想定について、区も弾道ミサイルと議会に説明しております。防衛省によると、弾道ミサイルとは、核、生物化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段と、ホームページに明記しておりました。訓練では、核兵器や生物化学兵器等の言及はありませんが、実際の訓練では化学防護服が使用され、除染活動を実施するなど、弾道ミサイルの殺傷力・非人道性は明らかです。こうした訓練の想定は、まさに平和宣言に反する事態だと私は思いますが、何がどう思わないのか、しっかりお答えください。核兵器も搭載可能な弾道ミサイルの発射、避難、高い殺傷力、非人道性。どう考えても宣言に反すると思いますが、いかがでしょうか。

**○伊藤災害対策担当課長** 繰り返しになりますけれども、今回、品川区の宣言に反するとは考えておりません。また、訓練内容につきまして、弾道ミサイル等の訓練につきましては、今回、化学物質が付近にある、落下したミサイルが破裂せずに化学物質を発生させたという内容の訓練で行っておりまして、通常の災害でも発生し得る行動。それが、ミサイルの落下であると判明したため、国民保護訓練につながったという内容であると認識してございます。

**○中塚委員** 違うと言うだけで、何がどう違うのか全く説明がないという答弁が2回もありました。私は、こうした訓練の規模が大きくなればなるほど、平和宣言がなきものになってしまうと危機感を抱いております。ロシアがウクライナに侵攻した際、品川区議会では全会一致で抗議決議を上げました。濱野区長も、ロシアの先制攻撃や非戦闘員への無差別攻撃、核兵器使用の示唆に対して、国連決議や品

川宣言を挙げて抗議しました。そして今回の訓練ですが、日本に向けられた弾道ミサイル、区民の避難、化学防護服による除染活動です。品川区民が危険にさらされている弾道ミサイル攻撃に対して、森澤区長はこの宣言を貫く姿勢を示せないのか。訓練の想定は宣言に反するとはなぜ思わないのか、伺いたいと思います。こうした訓練の実施によって、なし崩し的に平和宣言をなきものとし、軍事的緊張関係の高まりの先にあるのは、まさに戦争です。石破政権が軍拡へと突き進むだけに、現状はリアルです。他国であれ、日本であれ、どの国であっても、宣言に反する事態やその訓練は許されないと私は思いますが、いかがでしょうか。

**○勝亦総務課長** 非核平和都市品川宣言でございますけれども、品川区はこちらの宣言をいたしまして、ちょうど40年でございます。核兵器の廃絶、それから恒久平和の確立といった悲願を掲げてございます。そういった中で、核兵器の製造・配備・持込みを認めない。そして冒頭で、開発された兵器で使われなかったものはないと宣言してございます。そういった意味では、理想の、核兵器のない、恒久的な平和な世界を目指している中でも、そういった現実を見つめるという部分については、非核平和宣言と反するものではないと考えてございます。

**○中塚委員** 指摘に対して特に答弁はなく、ただ、区の事業を説明するだけのひどい答弁だと思います。やはり、訓練への参加は、宣言に照らして明らかに反する。こうしたものへの参加をやめるよう強く要望したいと思います。

あと、排除の声もあったのですけれども、それは後日また質問したいと思います。

**○石田（秀）委員長** 次に入る前に、中塚委員の冒頭の発言。皆さんに大変ご協力いただいております。款別審査をやっております。冒頭、ご配慮ということで、私も款別以外のものがあつたら注意する、そして最悪は止める。そういう話をしてきました。私はあえて今、止めませんでしたけれども、こういうことのないように今後気をつけてください。よろしくをお願いします。

それでは次に行きます。せお委員。

**○せお委員** 85ページ、病児保育新規開設運営補助経費、105ページ、就学人口増に伴う教室整備を伺います。今日は本当に病児保育とベビーシッターが多いので、重なる部分がありますが、ご容赦ください。

病児保育新規開設運営補助経費は、新規開設がなかったのでマイナス補正になっているということでした。昨年9月に新規開設募集の説明会がありまして、午前中にも質疑で3事業者と協議しているというお話がありました。施設が減って説明会を行うという流れが昨年あったわけですが、それに伴って、品川区病児保育事業実施要綱は変更がありましたでしょうか。少し、その辺をお聞かせください。

**○中島保育施設運営課長** 要綱につきましては、1施設閉鎖になりましたので、その閉鎖に伴いまして、見直しているところでございます。

**○せお委員** ありがとうございます。では、条件などは変わっていないと思います。

施設を開設するというのはとても大変で、その実施要項でも様々基準があります。そして、区民が施設に足を運ぶということは、地域バランスも考えなければなりませんし、あとソフト面では、保育士、看護師等も常駐しなければならないです。

私は以前から考え方を区にはお伝えしていて、昨年的一般質問でもお話ししましたが、子どもの体調が悪いときには保護者が仕事を休めるような社会になるのが最終目標で、それに到達するまでは、病児保育を充実させることが行政の役割であると考えています。施設の新規開設は、先ほど述べたような課

題もあります。訪問型はベビーシッターですけれども、病児保育の形態も、まず子どもの利益を最優先に考えながら、多様な形態が選択できるようにすべきだと考えています。以前から品川区も、東京都のベビーシッター利用支援事業は活用していて、病児保育としてもその事業の中で利用できるのは認識しておりますが、需要と供給のバランスが悪いのか、さらには事業者の中でも、病児保育を扱う事業者となると、さらに狭まりますので、予約が取れないというお声は私も以前から頂いております。そして、東京都の令和7年度予算案には、先ほどもお話がありましたけれども、ベビーシッターを活用した病児保育に係る検証事業を新たに実施とあります。東京都もニーズを把握していて、拡充を検討しているのは喜ばしいことです。

ちなみに近隣区の例なのですけれども、目黒区・港区は、区費で、ベビーシッターを活用した病児保育事業を行っています。大田区では、先ほど、せらく委員からありましたけれども、病児保育施設への保育園等からの送迎事業を始めました。それぞれの区で地域事情に合わせた施策を行っているのだなと思って、大変参考になります。

先ほど、あとマッチング型というお話もあったと思うのですが、それは、目黒区・港区は独自のものなので、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟の事業者ということです。その中にマッチングサービスをやっている事業者もあったりするのです。こちらは参考にお話ししました。

今お話ししたような様々な状況を踏まえた上で再度確認なのですけれども、区として病児保育の在り方や方向性を、いま一度お聞かせください。

**○中島保育施設運営課長** 病児保育につきましては、委員ご指摘のとおり、急なお子様の発熱等、体調不良によりまして、就労がなかなか難しくならないように、就労支援としてやっているものでございます。委員ご指摘のとおり、やはり最終目的としては、保護者の方がご自宅で看病等をするということはあると思いますけれども、区といたしましては、その間、しっかり、就労支援の観点から病児保育を進めてまいりたいと思っております。

現状では施設型が、地域バランスが悪いという課題がありますので、そこに全力を傾けてやっているとございます。また、ベビーシッターにつきましても、現状周知に努めているところでございますが、他区の事例なども参考にしまして、区の独自支援などにつきましては、引き続き考えてまいりたいと思っております。

**○せお委員** ありがとうございます。本日も大変、質疑も多くありました。ぜひ未就学児だけでなく、小学校低学年を対象にすることも含めて、ニーズの把握や、あと課題の抽出などを進めていただければと、今後のことで要望して、次に移ります。

105ページ、就学人口増に伴う教室整備です。5,600万円余の減額補正のご説明をお願いいたします。あと続けて、これは私の中ではここで関連しているのですけれども、校内別室指導のための教室、お部屋などは、全校、準備されている状況なのでしょうか。教えてください。

**○荒木学校施設担当課長** では私からは、減額補正の理由についてお答えいたします。

こちらにつきましては、本年度予定しておりました第三日野小学校の普通教室増設対応を取りやめたことによるものでございます。こちらについては、昨年度の予算編成時点では教室不足が予想されていましたが、実際には現状の教室で満足できましたので、取りやめたものでございます。

**○丸谷教育総合支援センター長** 不登校児童・生徒が利用する校内別室指導を行う部屋についてですけれども、専用の部屋がない学校については、会議室やパソコン室、多目的室等を、開いている時間等を工夫しながら活用しているところでございます。

**○せお委員** ありがとうございます。就学人口を理由とした教室整備という、今回補正予算に上がっている名目ですので、必要な費用をマイナス補正にするというのは理解できるのですが、教室整備というのは就学人口増のためなのかというのが、少し疑問があります。個別最適な学びを実践できるように、児童・生徒の特性などに合わせた環境整備というのは必須だと考えています。特性によっては時々、通常クラスから分けることは必要ですし、先ほどの校内別室指導も、不登校の理由によりますが、必要となってきます。

私は以前に、渋谷区の未来の学校づくりを少しご紹介したことがあったのですが、こちらは学校施設の未来像と建て替えのロードマップを示していて、プロモーションビデオも作成して、分かりやすく区民に示しています。そちらには、子ども一人一人が自分の個性を伸ばし、先進的で柔軟な考えを育むための教育に取り組むとあります。品川区もそのような考え方と方向性を明確にしてほしいと要望いたします。学校改築の方向性も明確にした上で、少し時代は違っていた、約10年ぐらい前の改築が終了した学校などは、学校格差ができるという課題もありますので、教室整備という名目で、様々な要因に応じた部分改修というところは予算で確保するぐらいの方向性も、今後、示してほしいと考えているのですが、その辺の見解を教えてください。

**○荒木学校施設担当課長** 学校施設、とりわけ改築校の計画・設計に当たりましては、区の展開する教育施策の実現を第一に考えまして、あとは加えまして、これまでの学校改築で蓄積されたノウハウや、文部科学省の策定しております学校施設整備指針などを総合的に勘案しまして、その時代に合った校舎となるよう設計を進めております。昨今は、特別支援教育の充実化や多様な学びに対応できるような室の配置、室の中のしつらえとなるよう設計しておりまして、将来的にも教育施策や区民ニーズの変化に対応できるよう、改修・用途転用をしやすいつくりとしております。

ただ一方で、委員がご指摘のとおり、既存校や既に改築済みの学校については、就学人口増への対応を優先したために、スペースや法的な課題がございます。こちらにつきましては、学校施設間で極力差が生じないようにすることは重要な観点であると考えておりますので、就学人口動向や必要な経費を十分に勘案した上で、改修と改築にバランスよく取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご紹介いただいたように、品川区の未来の学校づくりというものを私のほうでも拝見しております。品川区の学校づくりに関しましても、効果的に外部に発信する手法についても検討してまいりたいと思います。

**○せお委員** ありがとうございます。ご答弁にもありましたが、本当に時代に合った、あと児童・生徒に合った学校整備を進めていっていただきたいと要望いたします。ありがとうございます。

**○石田（秀）委員長** 次に、塚本委員。

**○塚本委員** 私からは、77ページ、戸越地区児童発達支援センター等整備、それから104ページの校庭整備、時間がありましたら、8ページになりますか、特別区民税や特別区財政調整交付金について伺いたいと思います。

初めに104ページの校庭整備からなのでありますが、これは1点だけ、学校を管理する学校側としての認識というか見解を最初に伺いたいと思います。今年の初めの頃だったか、1月だったか2月だったか、町会で隣の学校を借りて防災訓練をやっていて、炊き出しなど、以前からずっとやっていたのですが、今回何年かぶりに行ったら、すごく隅っこのほうで細々と炊き出しをやっていて、「あれ、どうしたのかな」と思ったら、校庭が人工芝になったのです。なので、火を使ったりするのは、人工芝の上ではやはりできない、やめてくれと学校から言われたと。

こういう話で、なるほど、それは、人工芝が燃えるというか、人工芝というのはそういうものなのだろうというのは思ったのですけれども、一方で、きちんと管理しながらというか、気をつけながらやれば、できる部分というのはないのかとも思ったりもしたので、学校として、こういった防災訓練等で、人工芝のグラウンドの上などで火器を使うということに対して、どういった見解なのか、お伺いしたいと思います。

**○荒木学校施設担当課長** 学校の防災訓練に合わせまして、人工芝で火器を使えるか、火を使えるかでございます。

基本的には人工芝はプラスチック製の素材でできておりますので、火を使うことは厳禁としております。ただし、まちの行事、町会の行事などで、一定程度、煮炊きをしたいといったご要望も聞いておりますので、そういった際は、人工芝の周辺に火を使えるようなスペースを設けて実施していただいているところでございます。

**○塚本委員** 分かりました。厳禁ということで、非常に厳しくやられているんですね。

これは本来、防災課でしっかり検討などして、何かしら乗り越えられる方策があるのかというようなことかと思っておりますので、またこれは、もし機会があれば、土木費のほうで議論させていただければと思います。

続いて77ページの、戸越地区児童発達支援センター等整備で、2,600万円の減ということになっています。今年9月開設予定ということでございますけれども、まず、この減額補正の理由を教えてください。

**○佐藤障害者施策推進課長** 減額補正の内容についてのご質問でございます。

こちらは、今おっしゃっていただいたとおり、本年9月の開設を見込んでいるところで、昨年から工事を進めているところでございますが、設計段階で材料費の物価上昇率等を見込んで予算化していたものでございますが、そういったところが想定を下回ったというところで、工事費が減ということになりまして、減額補正をさせていただいたところでございます。

**○塚本委員** 物価高を見込んだというところで、非常に先見の明があったということなのか、微妙な評価なのですけれども、いろいろな建築関係費用がスライド条項で増額となっている中で、やや目を引くというか、減額になった理由というのは、最初からそれを見込んでいたからだということだったのですけれども、特に今、公共事業が多く増額になっている中で、今回減になったというところについて、もう少し詳しいご説明を頂ければと思います。

**○長尾施設整備課長** こちらの工事の見積りにおいては、設計内容を踏まえて、工事費を概算で出しまして、また近年ですと物価上昇が見込まれますので、その部分に関しては一定の割合を乗じて、予算化するということで進めております。令和6年度の予算につきましても、そういった内容で予算を組んでいたのですけれども、発注前の詳細な見積りをした時点で、実際の予算化したときの金額よりも一定程度落ちたというところが実態でございます。

**○塚本委員** こういったスライド条項で、物価上昇の中で増額、増額というのがいろいろなところで散見される中で、こういった形で減額までいくほど工事費を抑えられたというか、効率的にできたというところがあるのかと思います。もしこれがいろいろなところで、今後の施設整備で見積りをしていく上で参考になるのであれば、1つの知見として活用していければという思いで質問をさせていただきました。

いよいよ9月に開設ということですよ。これは非常に珍しい形というか、指定管理で学研ココファン・

ナーサリーが指定管理者ということで、昨年から、議決を既に行っているかと思うのですが、区側の所管が、障害者施策推進課と、子ども育成課の児童センターとということで、2つに分かれている。それで、それぞれで指定管理をしている。その指定管理の中で、インクルージョンを実現させる内容というところを、1つ、ポイントとして評価点として挙げられているのですが、このインクルージョン、何となくイメージはできるのですが、児童センターと児童発達支援センターと、それぞれなので、もう少し具体的に、どういったものをこの施設の中で実現しようとしているのかを、開設がいよいよ迫る中で、より具体的な形でお伺いしたいと思います。

**○藤村子ども育成課長** 大原児童センターと児童発達支援センターの中でのインクルージョンということでご質問いただきました。

こちらにつきましては、今、指定管理者と調整しているところで、まだ概要というところなのですが、児童センターで、いわゆるグレーゾーンにあるお子様たちに向けて、学習支援というか、宿題の支援というか、そういった事業を区内の業者と連携してやっていければと考えておまして、障害の有無にかかわらずご利用いただけるような施設というのを目指してまいりたいと考えております。

**○塚本委員** いわゆる障害者支援のほうから言うところのインクルージョンというところのご見解は何かありますでしょうか。そこを少しお伺いしたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 私から、障害分野からの観点から見たインクルージョンというところでございます。

大原児童発達支援センターには、いわゆるインクルーシブひろばベルも内包するということになっております。ベルもこれまで、地域の子どもたちとのインクルーシブな環境の中で過ごすということで、イベントの中でも、障害のある・なしにかかわらず、親子での交流や子ども同士の交流を行ってきたところがございます。今後、児童発達支援センター内に児童センターも設けることにより、より広く、子どもたち、障害の有無にかかわらず、また親子の交流、そして地域との交流というものができるといったような拠点にしていきたいと考えております。

**○塚本委員** 開設に向けて、まだこれからいろいろ詰めていくところもあるのだと思うのですが、こういった新しい形の、多分、区内初、もしかしたら東京や全国でも珍しい施設になってくるのだと思います。そういった中では手探りのようなところもあるかもしれませんが、児童センターと児童発達支援センターが、1つの施設の中で、フロアは違いますが、1つの指定管理者によって運営していくという中で、しっかりとした成果というか、相乗効果というようなものが生み出される、そういった施設としてやっていただければと思います。

**○石田（秀）委員長** 次に、やなぎさわ委員。

**○やなぎさわ委員** 私からは、79ページ、福祉人材確保・定着事業と、77ページの障害者グループホーム整備助成について、お願いします。

まず、品川区の介護職員居住支援手当なのですが、こちらは1億6,000万円ほどの減額となっております。その理由をお伺いいたします。

**○菅野高齢者福祉課長** 私からは、品川区介護職員居住支援手当の減額の理由をご説明させていただきます。

こちらについては、今年度、新規事業で始めさせていただいておりましたが、申請件数が想定よりも少なく、執行残が発生するため、今回、減額補正とさせていただきます。

**○やなぎさわ委員** 恐らく想定外の7割ぐらいなのかと思うのですが、具体的になぜ、執行率と

どうか、申請が7割程度だったのかということの分析というのは、区でされていますでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長** 委員のおっしゃったとおり、申請が予想よりも少なかったということの理由等につきましては、約7割ぐらいということなのですが、その理由としましては、まず今回、今年度初めての事業ということでしたので、事業の動き出し、事業スキームの制度設計等も、東京都に合わせたり、いろいろと動向が動いたり、見たりしておりましたので、8月からの実施であったということが、まず1つあります。

そして、申請がなかなか振るわなかったときに、各事業者にアンケートを実施したときに寄せられた声を確認させていただいたところ、全国規模の法人の場合、品川区に勤務する職員だけに適用するような体制が難しいというお話もあるなどして、実施率が低かったと分析しております。

**○やなぎさわ委員** 想定されることとして、そのほかに例えば、こういった事業を知らないなどという可能性もあるかと思うのですけれども、全国規模の事業所は、格差が出てしまうからあえて申請しないということを伺いました。これはやはりもったいないと思ひまして、ぜひ全国規模の事業所というのは、確かに会社ごとなので仕方ない部分はあるかもしれないのですけれども、動き出しが遅かったので、申請を忘れている、知らないという方もいると思うので、ぜひ来年度は周知に向けてということで、取組を強化していただきたいのですけれども、何か今のところでお考えになっているような施策というか方針があるのか。あと、もしアンケートで事業者や職員の方の声などがあればお聞かせください。

**○菅野高齢者福祉課長** 事業者への周知につきましては、今年度も品川区ケア倶楽部という、全介護サービス事業者が登録しているポータルサイトを通じて、区から積極的に周知はさせていただきました。また、区のホームページを通して周知させていただいた次第です。このアンケートにつきましても、ポータルサイトを通じて実施させていただいたところ、寄せられたという結果となっております。

そのアンケートの中身等をいろいろと見てみますと、先ほどの全国規模のこと、あとは、こちらの事業の職員が対象外だった、勤務日数、勤務時間が少なかった、あとは、ほかの職種との関係で支給ができなかったなどの声も頂いております。

**○やなぎさわ委員** ありがとうございます。

私が現場で伺っているのと結構、似た感じできて、やはり勤務時間が20時間以上ということで、例えばAという事業所に10時間、Bという事業所に15時間、働いている方は、合計25時間だけでも対象になっていないという状況があったり、職種についても、デイサービスで言えば看護師や機能訓練指導員は対象にならないが、例えば40時間、フルタイムで働いているうち、20時間看護師の勤務で、20時間介護職員であれば、これはオーケーなのです。看護師でももらえるのです。でも、やはり20時間以上というところで、看護師が少ないところは20時間以上勤務してもらわないといけないので、支給にならないというようなことがありますので、ぜひ勤務時間を、東京都に合わせて、同じスキームで20時間となっていると思うのですけれども、やはりこのハードルが下がると申請できる方もぐっと上がると考えます。

今回、1億6,000万円ということは、大体、見込みと比べ千三百人、千四百人ぐらい申請できていないのかと思います。せっかく区として目玉の、物すごくいい事業だと思いますので、ぜひこういったところも柔軟に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長** 今年度につきましては、対象者など、事業スキームを東京都と同様にすることによって、事業者がスムーズに申請できるように考慮した経過もございます。都においては来年度も対象者を拡充するとは聞いておりません。区も、来年度も同じように事業を実施させていただいて、事

業者からいろいろな声が今後寄せられると思います。その辺りのところは今後検討していきたいと思  
います。

**○やなぎさわ委員** ぜひ前向きに検討していただければと思います。ちょうど先週、地域を回って  
いて、70歳の高齢の方が、90代のお母様を介護していて、日曜日にヘルパーがなかなか見つからない  
のだとお聞きしました。ケアマネジャーが何とか探してくれてくれるのだけれども、そういったヘルパー  
も1年置きぐらいに辞めてしまって、この綱渡りがいつまで続くか分からないと言って、非常に不安  
がっていました。老老介護ということでもあります。やはりこういった賃上げを行政でしていただける  
と、そういった人手不足の解消にもつながると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次です。障害者グループホームの支援事業で、整備促進助成の要件についてでございます。これは、  
資格要件があり、もしくは実務経験が常勤で3年以上ということで、非常にハードルが高い。昨年の決  
算委員会でも少しお話しさせていただいて、そのときは4件、見込みがあつて、結局、実施は2件と少  
なかったということでした。今期の見込みの実績がもし分かれば、お伺いしたいのですが、いかがで  
しょうか。

**○松山障害者支援課長** グループホームの有資格者助成の今期の見込みでございますが、1事業  
者・2件でございます。

**○やなぎさわ委員** やはり見込みより少ないということですね。これは、職員1人につき毎月10万円、  
助成されるということで、非常に事業所としてはありがたいものなのですが、やはり申請にハー  
ドルがあるということでございます。そのときの前回の決算委員会の答弁で、事業者の声を聞きながら、  
緩和を検討していただけるとおっしゃっていたのですけれども、その後の状況はいかがでしょうか。

**○松山障害者支援課長** 要件緩和につきまして検討いたしましたところ、サービスの質を確保する観  
点から、現行の要件による助成は継続しつつも、加えまして、中・重度の障害者の方が入居をさらに進  
めるために、来年度から事業所に対する新たな助成を考えることといたしました。

**○やなぎさわ委員** 初耳なのですけれども、ぜひその要件をお伺いしてもよろしいですか。恐らくプ  
レス発表がないと思うので、お願いします。

**○松山障害者支援課長** 新たな助成内容につきましてお問合せです。

中・重度の入居者数、そして障害支援区分に応じて、事業所へ運営費の助成を考えております。具体  
的には、入居者1人当たり、例えば最重度の方、区分6の方については月9万円。それから、区分3の  
方については月4万5,000円と、障害支援区分につきまして助成額を設けまして、より重度の方の  
入居が進むよう、事業者を支援してまいります。

**○やなぎさわ委員** 非常にすばらしい施策だと思います。ちなみにこれはプレス発表がなかったと思  
うのですけれども、ぜひこれは、品川区で全面的に広めていったほうがいいのかと思うのですけれど  
も、いかがでしょう。何でプレス発表がなかったのかということと、周知をしっかりとさせていただきたいのです  
けれども、その辺はいかがでしょうか。お伺いいたします。

**○松山障害者支援課長** この事業につきましては、大変いい事業と自負しておりますが、プレスにつ  
きましては、総合的に区としてプレスしたものでございますので、今後この事業につきまして周知に努  
めてまいります。

**○やなぎさわ委員** 非常に期待しておりますので、今後とも施策を進めていただければと思います。

**○石田（秀）委員長** 次に、松永委員。

**○松永委員** 私からは、69ページの区民施設経費、そして87ページ、猫の適正飼養および活動支

援事業について伺いたいと思います。

初めに69ページの区民施設経費、777万7,000円の減額について伺いたいと思います。この事業につきましては、先ほどの質疑の中で、施設経費の減額については老朽化について、検討状況について確認させていただきました。

そこで私は、保養所は残すべきであるという立場で質問したいと思います。現在、静岡県伊東市にあります品川荘と、栃木県日光市にあります光林荘の2つの保養所がございます。平成24年度から、運営事業者である東京ケータリング株式会社に無償で貸付けをされております。以前に比べて、利用状況についての変化、また実績についてお知らせください。また、利用状況の中で、品川区内、そして区外、外国人の方についての統計を取っていただければ、そのことについても併せて伺いたいと思います。

**○宮澤地域活動課長** 区民保養所の利用状況の変化と実績というところでございます。

まず、品川荘、光林荘を含めまして、利用のピークというのは、それぞれの改築後の翌年がピークという形でございます。品川荘でありますと、平成8年の改築の翌年がピークでして、1万6,672人が宿泊されているというところなんです。そこから宿泊者数は減少してきておりまして、貸付け方式に変わりました平成23年度以降、コロナ前と言いますと例えば令和元年は6,998名ということで、昨年度、令和5年度は7,521名というような状況になってきているという状況でございます。昨年度の状況で言いますと、そのうち約8割強の方が区民利用という形になっている状況でございます。また、外国人の利用に関しましては、統計等は取っておりませんが、日本人の方と一緒に宿泊されている方が若干名泊まっているというような状況でございます。

光林荘につきましては、平成6年の改築の翌年が一般利用のピークでして、1万443名の方が宿泊されていたという状況です。その後、宿泊者は減少してきておりまして、コロナ前、令和元年は1,835名という状況。コロナ後につきましては、一般利用のうち団体に限って貸しておりまして、令和5年度は約80名という形でございます。

**○松永委員** ありがとうございます。

年々、利用状況がよい方向に向かえればいかと思っておりますが、先ほどのご答弁の中で、そうではないということは確認できました。それぞれ利用されている方々について、年齢層や、家族連れ、また利用者からアンケートというのは取られているかと思いますが、そうした方々から、例えばこうした保養所を利用する目的や、そうしたところのアンケート調査の結果というのがありましたら教えていただきたいのと、光林荘については現在、一般の予約受付は中止されていると思っておりますけれども、そうした理由について、分かれば教えてください。

**○宮澤地域活動課長** 利用者、宿泊者の傾向というところでございます。

宿泊助成ベースから分析しますと、おおむね70歳以上の高齢者の方が45%程度ご利用いただいているという形でございます。家族連れというところで、小学生以下のお子様連れというところで見ますと、約20%弱の方にご利用いただいているかというところでございます。

利用目的につきましては、アンケート等を取っておりますが、特段、利用目的等はお伺いしておりませんが、おおむね区民の保養所というところで、それぞれ大人のグループ同士で来たり、宿泊されていたり、家族連れで来たりということで、それぞれの目的で旅行をされていると認識しているところがございます。

アンケートにつきましては、貸付け先の事業者で、お客様満足度という観点からアンケートを取っているというところで、そのアンケート結果も9割弱がおおむね満足という回答を頂いていると聞いてお

ります。

光林荘の一般の方の利用に関してというところでございますけれども、先ほどのとおり、一般の宿泊者数というのが減少してきております。そういった中で、光林荘につきましては、校外学習施設でも利用している大きな施設という形になっておりまして、少人数での宿泊になりますと、大きな施設を稼働すると、貸付け先の業者での収支・運営が厳しいというところから、団体の利用者に限らせていただいているというのが現状でございます。

○松永委員 ありがとうございます。

そういった統計やアンケートというのはいろいろお伺いしました。今後についての方向性について、どう取り組んでいかれるのか。いわゆる継続という形で、新規の方がご利用される環境の整備が私は必要だと考えております。

そこで、料金設定について伺いたいと思います。品川荘、また光林荘、今は団体だけということなのですが、料金設定が同じでございます。施設やおもてなし料理から考えますと、少し差をつけてもいいのではないかとこの考えがあります。区として、品川荘と光林荘が同じ料金に設定されている理由についてお知らせください。また、今現在、食材価格も物価高騰等で大変苦労されているかと思いますが、区としてどういった対策を行っているのか教えてください。また、光林荘については、中止というか団体のみということを理解いたしました。誰もが利用できるような施設であるべきと私は考えますけれども、これは、利用者が増えれば、今後、一般の方も利用できるということによろしいでしょうか。

○宮澤地域活動課長 まず、料金設定の部分からお答えいたします。

品川荘、光林荘ともに、平日であれば6,500円という料金設定になっておりますけれども、近隣の宿泊施設と比較しましても、大変安く泊まれる形となっております。それぞれの施設、運営事業者が創意工夫して運営しております。その中でも品川荘につきましては、静岡県の伊東市というところがございます。海の幸というところで、地元で取れた食材というのも取り入れながらということで、事業者のほうで特色を出すよう、力を入れているとは伺っているところでございます。

いわゆる物価高騰等の影響というところでございますけれども、運営につきましては、事業者に貸し付けて運営しておりますので、その中で事業者で努力しながらやっているというところで、区として何か特段の対策というところは取っていないというところでございます。

光林荘を含めてのところになります。宿泊者数が確かに増えていけば、団体に限らず一般の利用というのもできるかというところではありますが、コロナ前の時点からも、なかなかそこが難しいとは、事業者からお話は聞いているところでございます。

○松永委員 ありがとうございます。

事業者に対してもしっかりと対策を取っていただければと私は考えております。そこで、誰でも利用しやすい保養所についてですが、ホームページ等を拝見させていただきましたが、ホームページのアクセス数については統計などは取られているのでしょうか。取られていれば、大体どのぐらいの件数なのか、それぞれお知らせいただければと思います。

また、本区の保養所の周知が今後必要だと考えております。そこで、ホームページにアクセスしやすい環境、いわゆる旅行会社との連携や、ホームページにヒットさせやすくなるための口コミなど、区が行える範囲のSNSの活用など、今後の取組についてお知らせいただければと思います。

○宮澤地域活動課長 まずホームページにつきましては、こちらは運営事業者がホームページを開設

して運営している関係上、アクセス数等に関しては把握していないという状況でございます。

続きまして、保養所の周知という部分でございます。現状、区のホームページや広報しながら、またはパンフレットやチラシなどを区の施設に配架するような形で周知しているところでございます。事業者で、品川荘であればインスタグラムを使って、現地からのお料理の写真等々、発信しているところでございます。区といたしましても、SNSの活用など、効果的な周知の方法については検討していきたいと考えております。

**○松永委員** ありがとうございます。ぜひ今後、進めていただければと思います。

私は、意見になるのですけれども、例えばこちらを、品川荘、光林荘ともに、品川荘はもとより、光林荘は多分、敷地が結構広いと思うのですけれども、ペット同伴可能にしたり、例えばドッグランをつくったり、そうした場所も利用できるのかと思いますので、ぜひそうしたところを事業者に対して、ご要望ではないですけれども、できたらと思います。

次に87ページの、猫の適正飼養および適正支援事業、650万円減について伺います。

最近、野良猫・地域猫によるトラブルが起きているそうです。例えば、近隣住民の敷地内でふん尿をする、深夜の鳴き声、花壇を荒らすなど、近隣の方が迷惑し、苦情が多く寄せられている事例があると伺っております。また、最近、本庁舎でも、駐車場で野良猫をよく見かけます。そこで、この事業について、地域猫による、地域の野良猫もそうなのですが、トラブルを防止するために、猫の繁殖を抑制して、捨て猫を予防するという目的の事業だと理解しております。このことについて、猫の講習会ということを行っていると思いますけれども、どういった内容になるのでしょうか。また、これは年に1回開かれていることですが、どのぐらいの時期にされているのかお知らせください。

**○赤木生活衛生課長** ただいま委員からご質問いただきました地域猫に関する講習会についてですけれども、今年度につきましては、直近ですと11月に地域猫の啓発の関係の講習会を実施しております。今週末も第2回目というところで実施させていただく予定で、内容としましては、これから地域猫活動を始めようとしている方に向けて、実際にトラップゲージという、猫を捕まえる、わながあるのですけれども、そういう、わなの使い方や、そもそも地域猫活動とは何ぞやというところの部分につきましてご説明させていただいて、啓発に努めているというところでございます。

**○松永委員** ありがとうございます。

こうしたトラブルを解決するためには、地域・まちの声と理解というのがとても大事になってきますので、こうした講習会については、町会・自治会でも「やってくれ」という声があれば、ぜひ引き受けただいただければと思っておりますが、区の考えをお知らせください。

**○赤木生活衛生課長** 先ほど委員からご質問として頂きました、町会からの要望というところでの講習会の実施というところでございますが、今、現状としまして、町会・自治会からご要望というのは特には頂いてはない状況ではありますけれども、もしご要望等頂けるようであれば、こちらでどのような形で実施していくかについても検討はしていきたいと考えております。

**○松永委員** ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

これは、なぜかといいますと、大井第一地区なのですが、毒餌をまいている方がいらっしゃるという情報が入りまして、猫が何匹か亡くなっているということがありました。それは今、町会で掲示板等で周知はさせていただいておるのですけれども、ぜひ近隣住民の皆さんにも周知できるような環境の整備をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**○石田（秀）委員長** 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 53ページ、コンクリートブロック塀等安全化支援事業、91ページ、創業・スタートアップ等支援経費に関連した質問をさせていただきます。

まず最初に53ページ、コンクリートブロック塀等安全化支援事業についてお伺いいたします。

これは私の認識では、平成30年から、公道上の、道路において、大地震や台風などによって倒壊のおそれがあり、人命を守るため安全性が確認できない公道の、42条2項道路沿いの塀の除却を支援するというので、これは、まず今年度目標の件数と、今お分かりになるのであれば現在までの件数をお示ししていただきたいと思います。

○森建築課長 コンクリートブロック塀の助成の目標数値ですけれども、目標は今年度、50件でございました。実績といたしましては、本日までで30件となっております。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。区は、ポスティングなどで、いろいろ啓発などやられていると思うのです。それで、恐らく、これは委託業者がもしかしたらやっておられるのかもしれませんが、安全性の確認できない、道路沿いのコンクリートブロック塀を確認しながら、全区的にやっていると思うのですけれども、全区的にと言っても、その年の年度によって、できる、できないがあると思うのです。そういうことで言うと、今現在、「今年度は例えば荏原ブロックを、限定してやっています」などという考え方でよろしいのでしょうか。

○森建築課長 チラシ等なのですけれども、区の職員が自らチラシを配って、当該のブロック塀が存在する建物に対して資料をお配りしております。

品川区内を5区画に分けて、5か年で区内全域にチラシを配っております。1年当たり約700枚程度お配りさせていただいて、今までで2,600枚から2,700枚、お配りしているところでございます。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。職員の方が歩いていろいろとやっていっておられることは確認させていただきました。

それと、これはある自治体では、通学路に面するブロック塀の点検ということで、恐らくそこは委託業者が町会・自治会の方と一緒に回って、いろいろ点検されていると思うのです。こういったことをやって取り組んでおられるのならば改めてご答弁をお願いしたいのと、私は、これははすごく、お子さんの安全を守る観点からも、やはり通学路に面するブロック塀の点検をしていただいて、なおかつそこが、損傷が見られる、倒壊のおそれがある住居・宅地に至っては、そのオーナーにポスティングをする、啓発して取り組んでもらうというのは、子どもたちを守る観点からも有効的だと私は思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○森建築課長 通学路の安全性につきましては、教育委員会の教育総合支援センターで行っていると思うのですけれども、建築課からも、ブロック塀の安全性についても一緒に確認してほしいというお話をしていますし、必要であれば我々も参加させていただいて、ブロック塀の状態について等を含めて、通学路の安全性を高めてまいりたいと考えてございます。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。ぜひ、これは款をまたいで、教育委員会と所管課で連携して、子どもたちを守るためにも取り組んでいただきたいと思います。これは要望させていただきます。

次に91ページ、創業・スタートアップ等支援経費についてお伺いいたします。

まず最初に、今年度から新しく組織変更されて、新しくスタートアップ支援課ができたということで、新しくこの課をまとめるに当たって、各課長も相当、この1年間ご苦労があったかと思うのですけれども、まず最初に感想を述べていただきたいと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長　ご質問ありがとうございます。

今年1年の感想というところでございますけれども、近年、五反田・大崎地区を中心にスタートアップ企業が集積している、機運が高まっているといったところを踏まえて、新しい組織がつけられたといったところでございます。今年度、一番大きい取組としては、やはりいろいろなステークホルダーを巻き込んで、地域も巻き込んで、それから品川区内だけでなく各全国の拠点都市とも連携してやっていくという、結構大きなミッションを掲げてやってきたところでございます。この年度末にかけて、ようやく手応えというか、成果が出始めてきたところでございますので、この勢いを来年度にもつなげていきたいと考えております。

○高橋（伸）委員　どうもありがとうございます。

今年、区民委員会の行政視察で、これは県なのですけれども、奈良県に行ってまいりました。これも、女性の起業支援プロジェクトということで座学をしてきました。

奈良県の女性の職員が起業家を目指す女性のために本気で頑張っておられるということを感じたところであります。本区においても、今のご答弁で、本当に課長が頑張っておられるということを感じたところでございます。

それで、あと昨年ですか、10月29日に福岡市とのイベント、今年度、区長も行かれたかと思っております。これはもう一番に、2012年にスタートアップ支援、スタートアップ都市宣言を実施した福岡市と、連携していくということで今後どういうふうにやっていくのか。そしてまた、ロゴがすごくいいロゴで、区長もTシャツを着て、すごくお似合いな姿を私は拝見しました。ぜひとも福岡市だけでなく、今後どういうふうに取り組んでいくのか、方向性をお示ししていただければと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長　2点、ご質問いただきました。

今後、スタートアップ・エコシステム拠点都市とどのように連携していくのかというところでございます。まず、やはりスタートアップの事業成長は、単独の自治体では、やはり人材やリソースに限られると考えております。例えば福岡市でしたらアジアに近いといった地の利、品川区においては大企業や製造業、それから商店街が数多く集積しているといった強みがございます。それ以外にも、例えば東北では大学発スタートアップベンチャーが多いなど、それぞれの地域の強みを活かして、それぞれが連携・協業することで、地域課題の解決、それからスタートアップの事業成長につなげていきたいと考えているところでございます。この取組は来年度も継続してやっていきたいと考えております。

それからロゴについてでございますけれども、やはりスタートアップやエコシステムというのはすごく概念的なもので、なかなか皆様がイメージしづらいのかなというところで、象徴となるロゴというものを作成させていただいたところございまして、現在、その周知・PRのアメニティーとして、ステッカーやTシャツを作成しているところでございます。委員からのご質問にもありましたように、発信力の高い区長に、各イベントで着用して周知・PRを図っていただいておりますので、そういったところを活用しながら、このスタートアップの取組について幅広く発信していきたいと考えております。

○高橋（伸）委員　どうもありがとうございます。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

最後に、先日、第14回ウーマンズビジネスグランプリがあったかと思っております。以前、友人が入賞して、それからいろいろお話をさせていただいたのですけれども、ぜひ今後、今までの入賞者、参加していただいた方への伴走支援をしていただきたいと要望して終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長　次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私も、スタートアップ、頑張っていたと思っています。今日はやらないから大丈夫です。

83、85ページ、各保育園運営費について、そして81ページ、しながわネウボラネットワーク事業についてお伺いさせていただきます。

まず初めに保育園運営費ですが、昨年、国の補正予算の中で衝撃的な出来事がありました。人事院勧告に伴って、国家公務員の給与改定に準じて、何と10.7%、保育士等の給料が引上げをされるということで、しかもこれは補正予算が通って、多分、4月に遡って引上げられるのかと思っています。その部分が今回、運営費に入っているのかと思うのですが、改めて、いわゆる保育士等の給与アップについて、どのようなものが運営費に盛り込まれているのか教えてください。

○佐藤保育事業担当課長 今、委員からお話しいただきました運営費の増額補正についてでございますが、こちらは、お話しいただきましたように、処遇改善の加算の増額ということで、4月に遡って各事業者に支払われる分ということでございます。

○石田（し）委員 ありがとうございます。

ただ、国がいわゆる処遇改善、人件費のアップを目的として改定を行ったのだけれども、実際は運営費として、要は保育園に行くわけです。そうすると、人件費ではないところで使う園もあると聞いています。こういった処遇改善について様々、国も東京も品川区も一生懸命やっていたいのですけれども、保育園の運営をするには、もちろん人件費だけではないから、いろいろなものがかかってくる。それは分かるのだけれども、今、保育士等の給与を何とかして上げて人材を確保していこうという部分もあつての給与アップだと思うので、そこはぜひ、できる限り、各保育士の処遇改善につながっていくように、区としても保育園、各運営業者と取り組んでいただきたいと思います。

そのような中で、どのようにこの増額の周知と、「人件費ですよ」というか、「処遇改善ですよ」ということを各園は把握して取り組んでいるのか。また、今、いろいろ制度改正がどんどん行われている中で、保育園に対するどういった相談体制を区が持っているのか。その辺を教えてください。

○佐藤保育事業担当課長 今回、補正で増額させていただいた運営費なのですけれども、これらは全て処遇改善に資することということを国から言われてございます。我々としても、3月に精算を予定しているのですけれども、そちらを支払う際にしっかりと、保育士の処遇を改善するために使うことというのを周知してお知らせしているところでございます。

また、制度における相談体制でございますが、毎月、我々は運営費の支払いというのを各私立保育園等を実施してございまして、そういった意味ではコミュニケーションが非常によく取れてございますので、何か質問等あった際には丁寧な対応をいつでもできるように体制を整えているところでございます。

○石田（し）委員 ありがとうございます。ぜひ進めていっていただければと思います。

そのような中で、来年度からは、今、処遇改善に向けての制度が、ワン、ツー、スリーと3種類あります。そういった中で、それを全て一本化していこうという話もあります。また、経営の見える化。いわゆる保育園の経営をもっときちんと見える化していこうというのが、義務化されると思うのですけれども、やはり、そういった制度が変更されていく中で、なかなか業務が煩雑になってしまう可能性もあるので、先ほどお話ししたとおり、相談体制というか、制度が変わったときに区に確認したら、すぐ対応してもらえるというような体制づくりが必要だと思います。先ほどの話で毎月コミュニケーションが取れているということだったので、あれですけれども、ぜひ、特にこういった制度が変わるときはしっかりと対応していただきたいと思いますが、その辺、もう一度ご答弁いただければと思います。

○佐藤保育事業担当課長 先ほど委員よりお話しいただきました、処遇改善のワン、ツー、スリーの一本化や、財務情報の見える化について、国から示されているというのは我々としても把握してございます。制度の改正というものの背景に、非常に細かい事務作業というのがあるので、それを簡略化したという国の意向もございます。我々としてもしっかりと丁寧に、私立保育園園長会等がございまして、そうした機会を使いながら丁寧に説明していきたいと考えております。

○石田（し）委員 ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

続きまして、ネウボラについてです。まず、品川区が考えるネウボラについて、どのように区として考えているのか教えてください。

○染谷子ども家庭支援センター長 区におけるネウボラネットワークでございまして。

区としましては、現状、母子保健側の保健センター、それから児童福祉側の子ども家庭支援センターで、それぞれバトンタッチ型ということで、ネウボラネットワーク全体を構成しているところでございます。その両者の連携が非常に重要であるというところを認識しておりまして、この4月からは、保健センターにも子ども家庭支援センターの福祉職の配置をするなど、より連携を強めて、ネウボラネットワーク全体として切れ目のない支援を実施していきたいと考えているところでございます。

○石田（し）委員 ありがとうございます。ネウボラというのは、フィンランドのいわゆる伴走型がどうしても想定されるかと思えます。実は、今ある相談体制というのは、私は切れ目がないとは思ってなくて、なぜかという、いわゆる出産の前、妊婦のときからの相談と、出産したときと、子どもが生まれて1か月健診も含めて保健所に行ったりするとき、その全て、自宅に相談員が来てくれるというのがあるのだけれども、これが四、五回あるわけです。これが全部違うのです。さらに言うと、先ほどからもお話が出ている、おむつの宅配をしてくれる方も違う人。全部違う人。このときに、どうやって、ではどこにまず相談をするのかというのもよく分からないし、相談内容もいろいろ、その時期によって違うから、やはりネウボラというのであれば、どこかで本当の意味で伴走型をしっかりとやっていく必要があるのではないかと私は思います。その点はどうかというのと、先ほど、おむつ便で、いろいろな声は聞かせていただきましたけれども、私が聞いている声は違っています。おむつを頂けるのはありがたい。私のところも今、0歳児が頂いていますけれども、頂くのはありがたい。だけど、相談ができるかどうかといったら、その方が、いわゆる有資格者ではない方だと、なかなかその方に、急におむつを持ってきてくれたからといって、何か大事な相談をするかという、なかなか難しいです。しかも、その方が例えば、何だろう、表情一つでも元気に来てくれて、「何かありますか」といったときには、こちらもそういう対応をするかもしれないけれども、「どうですか」と言われたらそうでもないし、それは人によっても違うと思うのだけれども、私は、やはりここは、ある程度、有識者というか、相談ができる体制づくりをつくっていかないと、やる意味がないのではないかと思う。先ほどありましたけれども、これは相談が目的なのです。見守りが目的だけれども、今、私が聞いている限りでは、それは見守りではないのではないかと。この間も、ほかの委員会で、長寿お祝い事業というのがありました。これも見守りが目的だというけれども、目的と今実際にやられている事業がマッチしていないものが結構あると私は思っていて、ここで改めて、おむつ便も含めて、品川区のネウボラ対策というのをどうするかというのを教えてください。

○石橋品川保健センター所長 私から、妊娠期のネウボラ相談というところのネットワークについてご説明させていただきます。

今、相談のスタートというところでお話を頂きましたが、まずは妊娠期面談、初期の時点で、保健セ

ンターにいる助産師が、相談、妊娠期面談をお受けするところから、妊娠したところで相談をスタートさせていただいているところになります。その後、妊娠8か月頃の面談や、あとは出産後のすくすく赤ちゃん訪問、見守りおむつ定期便、確かに対応させていただく職員や支援員は違うのですが、そこについてはしっかりと、保健センターの職員、専門職と連携を取って実施しているところになります。今後もしっかり保健センターが中心となって、その辺りの事業、妊娠期から出産後間もなくも、しっかりとやってまいります。

**○石田（秀）委員長** 次に、こんの委員。

**○こんの委員** 私からは、97ページ、大井町駅周辺地区再開発事業、105ページ、校舎等整備、空調改修工事費について伺いたいと思います。順不同で行きます。

校舎等整備、空調改修工事ですけれども、これは児童・生徒の良好な学習環境、施設の安全性を保つといったことから、校舎や設備についての改修・維持管理といったことは重要な事業だと思っております。

昨年の夏も大変酷暑で、たとえエアコンが効いた教室の中であっても熱中症が心配されるほど、大変に暑い夏でもありました。その中で、学校によっては、「教室の空調の効きが悪い」、「暑くて勉強にならなかった」という声が聞こえてきました。具体的に1つ申し上げますと、伊藤小学校では、空調が効きが悪いという、そういう声を聞いたのですけれども、まずその点についてご認識されていらっしゃいますでしょうか。また、そのとき対応はどのようにされたのか、簡単にお答えください。

**○荒木学校施設担当課長** 伊藤小学校の空調機器の不具合でございます。こちらは、保護者から学校にご連絡がありまして、学校を通じて庶務課でも認識しているところです。その対応につきましては、現地の機器を確認したところ、空調機の詰まり、フィルター詰まりなどが確認できましたので、こちらは即、業者に依頼して、フィルターの清掃を実施し、現在は改善されているという認識でございます。

**○こんの委員** 現状について、ありがとうございます。こうした不具合がある学校というところで対応してくださっていると思うのですけれども、今年度の空調改修工事の実施校の数と、それから補正減額になっておりますけれども、予定では6校をされるという認識をしております。減額補正で、1,870万円減額になっているので、この物価高の中、空調機工事についても物価高の影響を得ている中で、減額というのはどういう状況だったのかというのを、参考までに伺いたいと思います。

また、改修工事の内容なのですけれども、抜本的に、いわゆる空調そのものを更新するという改修工事なのか、それとも不具合箇所を修繕するという改修工事なのか、いずれにしても計画的にされているのは認識しているのですけれども、その辺の工事の内容というのもお知らせください。

**○荒木学校施設担当課長** まず、こちらの減額補正の理由でございます。これに関しましては、契約落差による減額となっております。したがって、こちらは、計画しておりました小学校・義務教育学校につきましては全て、工事および設計を完了しております。

工事内容でございますが、基本的には、全面的にフルリニューアルする更新工事となっております。先ほどの答弁で申し上げたような伊藤小学校とは別に、耐用年数をおおむね15年程度と、空調機は計画しているのですけれども、この耐用年数が過ぎたものに関して計画的に改修を進めているというものでございます。

**○こんの委員** 全面改修という形でリニューアル、しかも15年程度を経過したものという基準でされているということを確認いたしました。

品川区学校施設長寿命化計画に記載されている小・中学校・義務教育学校の空調の評価結果一覧とい

うものを見ました。そこで、令和元年度から今年度まで改修工事を実施した学校にチェックを入れてみたのです。そうしましたら、評価BとCに値する小学校3校と中学校2校は、一度も改修工事がされていない現状が見受けられました。一方で、令和2年・令和4年・令和5年と実施している中学校が1か所あるというふうに見受けられます。こうした、工事を行う学校と工事を行っていない学校の差というところで、特に学校の改築計画にまだ載っていない学校。こうしたことが、なかなか修繕に至っていないのかという現状が見えるのですが、その辺のところを教えてください。

**○荒木学校施設担当課長** 設備の劣化の状況と、あとは更新の順位でございます。

委員がご指摘のとおり、改築を予定している学校につきましては、一定程度、修繕を遅らせた上で改築に進んでいるという状況がございます。あとは、現地も確認いたしまして、15年を経過している空調機も数多く発生しておりますので、保全的に実施するものと、もう緊急的に対応しなければいけないものをしっかりと見極めて工事に当たっているところでございます。

**○こんの委員** 学校改築が計画されているところは、そのときにするというのも私は理解しております。そうではない、まだ順番が来ていない学校で不具合が起きたときの対応です。その箇所だけの修繕ではなくて、抜本的にやはり替えていかなくてはいけないという現状を、よくよく見極めて対応していただきたいと思います。

設備を更新したり修繕したりというところは大事なのですが、せっかくですので機器をもっと効果的にしていくという対策も、もう一方で必要ではないかと思えます。それは、いわゆる構造上の修繕というか、構造上というところも考えていく。いわゆる断熱化といったところも考えていかなければいけないのではないかと考えるところです。この点については、いかが考えていますでしょうか。

**○荒木学校施設担当課長** 機器の更新と、あとは建物自体の断熱化というご提案だったかと思えます。

断熱化につきましては、基本的には改築に合わせまして、学校の外壁の断熱化に取り組んでございます。断熱化することによりまして、建物の中の温度の変化を下げることと、あとは外部からの気温、日射といったところの遮蔽という効果がございますので、現在は改築に合わせて取り組んでいるところでございます。

既存校につきましては、面積的・スペース的な問題から、なかなか取り組むのが難しいという現状はあるのですが、こちらでも経費などを勘案しまして、可能な限り、対応を検討してまいりたいと思えます。

**○こんの委員** ありがとうございます。学校改築のときに合わせてというお考えは分かりました。そうしたタイミングが必要かとも思いますが、とにかく児童・生徒の良好な学習環境維持・向上といったことを、機器の調整だけではなく、建物の構造上というところも併せて今後考えていくことが必要であるかと思えますので、要望いたします。

次に、時間がなくなってしまうのですが、大井町駅周辺の再開発に関してです。

私は、これは昨年の第3回定例会の本会議で取り上げた件なのですが、大井町駅の南側、東急側、イトーヨーカドー側のコンコースにつながるバリアフリーの話です。そのときに、まちの一体感があり、全ての利用者が分かりやすく、また優しくという、バリアフリーの考え方が国でも示されている中で、品川区としてはJRに相談を、また要望を継続していきますということでした。一方で、「JRでは大型のエレベーターやスロープ設置は難しいと聞いています」という答弁だったのですが、区としては、それで仕方がないという状況でいらっしゃるのか、いやいや、区民の利便性とというところで、さらに要望していくというお考えなのか、その点をもう一度確認させてください。

○中道都市開発課長　さらなるバリアフリー化についてでございます。現在も引き続き、鉄道事業者とは意見交換を交わして、さらなるバリアフリー化について検討しているという状況でございます。なかなか立地条件等は難しい状況ではございますが、「OIMACHI TRACKS」が1年後に開業しますけれども、北口にも新たなバリアフリールートなどできまして、また、そこからサンピア商店街とつながる通路などもできるというところでございますので、そうした状況を区としては注視しながら、新たな歩行者ルートを見ていきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長　次に、鈴木委員。

○鈴木委員　私からは、8ページの歳入全体と、それから79ページの品川区介護職員居住支援手当の減額について伺いたいと思います。また、この中にはないのですが、提案も含めて、省エネ対策業務改善設備更新助成金についても伺いたいと思います。

まず、8ページの歳入のところなのですが、配当割交付金が5億円、株式等譲渡所得割交付金が3億円、地方消費税交付金が5億円ということで、この項目だけで13億円の増収ということになっています。前の補正予算を見てみたのですが、令和元年から令和5年度の5年間の中で、この3項目が計上されていないのですが、今年度、特にこの3項目が増収になった理由を区としてどう捉えているのかを伺いたいと思います。

それから、特別区民税の増収分が28億5,800万円、それから特別区交付金、財政調整が30億円ということで、合計で、全部で補正が118億円の増収になっているわけですが、118億円という増収額というのは、近年、特に令和になってからは断トツの増収ということになりますけれども、このことに対しても区の認識を伺いたいと思います。

○加島財政課長　まず1点目の、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金の増額補正を行った理由についてですが、こちらは令和6年度、年度途中までの収入実績を見込みまして、令和7年度末までの予測を立てて、今回、最終補正で増額を組んだものでございます。

こちらの増収の分析なのですが、こちらは都税でございますので、決算段階で分析を進めていくものになります。ただ、こちらは伸びている基調でございますので、最終補正が必要だと判断いたしました。

それから、区民税の部分もまとめて、財政調整の部分をお答えさせていただきますけれども、今回、歳入が、区民税で27億円の増、それから財政調整の普通交付金でも30億円の増、合わせて補正予算として118億円の増額となっております。こちらは、先ほど減額がマイナス9.5億円、増額補正が67.2億円、残りにつきましては、公共施設整備基金、義務教育施設整備基金等に積立てをさせていただきましたが、その中の増額補正の中でも、公定価格の単価改定による増や、子どもの未来応援基金への積立てなどに活用させていただいているところでございます。

○鈴木委員　今回の補正の中で、こういう形で、なぜ配当割交付金や株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金が伸びたのかということについて、「伸びたことに対して、こういうふうにしました」という中身だけだったので、私はこの中身を見て、本当に区民の中で格差と貧困が広がっているのではないかという思いがしたのです。物価高にあえぐ中で、もう本当に近年にない、補正予算での増収ということになりましたけれども、地方消費税が5億円の増収になっています。私はこれは、物価高の影響があるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。それから、あと地方消費税というのは、一般的な標準税率の、10%の場合は地方消費税2.2%、それから軽減税率の食品などは1.76%ということになってはいますが、このうち品川区に入る消費税分というのは

何%なのかを伺いたいと思います。それから、住民税非課税世帯の割合が今どんな状況になっているのかということについても、増えているのか、減っているのか、その点についても伺えたらと思います。

**○加島財政課長** まず、物価高騰が地方消費税譲与の交付金に影響があるのかということですが、価格の中に物価高騰が転嫁されていれば、価格に対して消費税が支払われるものになりますので、その影響については全くないとは言い切れないと考えております。それから、地方消費税の、区に幾ら、何%ぐらい入ってきているのかということですが、消費税のうち地方に配分される分が、委員からもございましたとおり2.2%、その額を、都が2分の1、区市町村で2分の1、そして区市町村の2分の1を、国勢調査に基づく人口、それから消費に相当する額、50対50で案分したものが区の収入となるものでございます。この区の収入となるうち、22分の10を一般財源、22分の12を社会保障の財源として充てさせていただいております。こちらは法律に基づく対応です。

**○吉野税務課長** 非課税世帯の件なのですが、令和5年度と令和6年度を比べまして、ほぼ一緒の数字になっております。4万3,000世帯になっております。

**○鈴木委員** 4万3,000世帯というのが、割合として何%なのかということも教えていただけたらと思います。もう本当に区民の中で、消費税の負担が大体おおよそ、今の答弁ですと、品川区に入るの1%ということになるのかと思うのですが、10%ですとその10倍ぐらいが、負担が増えているという状況になるのではないかなと、本当に大変な、まちを歩いても本当に貧困が広がっているのではないかとこのをすごく実感するのです。消費税にしても、固定資産税にしても、これまでの生活を維持するだけなのに、区民の負担が増えているというのが実態なのではないかと思っております。

それから、株式等譲渡所得割交付金や配当割交付金ということでも、今回、歳入で計上するほど増えているわけですが、それは大企業の利益が上がっている。それで、内部留保が今本当に膨れ上がってまして、2023年度で539兆円、2024年度はさらに増えているという状況になっています。私はそういうところで、本当に消費税というのは物価高で、所得の低い人ほど重い負担になっているという状況になっていて、それが貧困をさらに加速しているのではないかと私は思うんです。

それなので、これだけ今まで近年にない増収になっているわけですから、これは区民に対して還元すべきではないかと思っております。補正予算の議決が3月ということなので、新規事業でさらに組むというのは困難だというのは、今の時期ということからも難しいというのは分かります。でも、これだけの増収分というのは、一定程度、予想もつくのではないかと思うのです。そういうことからすると、例えば省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金というのが1月末で打切りとなりましたけれども、これは大変、地域でも喜ばれて、本当に助かったという声もたくさん聞きました。3回延長して、たくさんの方にご利用いただいておりますけれども、この制度はぜひとも恒久施策として実施していただきたいと思っております。これは、中小企業や商店街支援とともに、地球温暖化対策ということでも大変効果的なのではないかと思っております。そういう点でも、こういう心を寄せた施策、それから、今年、打ち切るのではなくて継続ということもできるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○吉野税務課長** 非課税世帯の割合ですが、20%前後になっております。

**○小林地域産業振興課長** ただいま、省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金についてのお尋ねがございました。

こちらについては、電気代・ガス代の高騰ということを踏まえまして、政府の激変緩和措置が秋の時期に終了するということになったことも踏まえて対策・実施いたしました。商店街を中心に、多くの事業者の方に使っていただきまして、最終的に今、380件を超えるような申請が来ております。今後も

物価高騰の状況や、あるいは地域の声を聞きながら、必要な対策というのを、資金繰り支援も含めて、助成金も含めて、進めてまいりたいと考えております。

**○鈴木委員** もう時間がないので、すみません。この補正予算に対しての態度を表明したいと思えます。118億円という増収分は、近年にない最高の増収ということで、特に貧困で苦しむ方のためにも還元すべきだということで、反対という表明をしたいと思えます。

**○石田（秀）委員長** 次に、田中委員。

**○田中委員** 私は、99ページ、耐震診断関連で、住宅・建築物耐震化支援事業、79ページ、品川区介護職員居住支援手当関係、91ページ、中小企業の販路拡大支援事業、87ページ、産後ケア事業に関連してお伺いしたいと思えます。最後、区議会事務局にもお伺いしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

今挙げた項目というのは、それぞれは聞きません。それぞれの項目は、いわゆる森澤区長肝煎りのウェルビーイング予算の項目であります。令和6年度予算、今回補正予算で、7ページにも載っているとおりに、118億円の補正予算案が出されておまして、総額2,213億円余の総予算となりました。これはもう、ここまで来ましたので、今後の新たな事業の執行はないと思えますが、詳細はまだ未収金などの処理はあるのだろうと思えます。森澤区長にとってのいわゆる、新規で丸々1年、経験された予算案として提示されたのが令和6年度予算であり、事務事業評価をし、見直し等をした結果、捻出した財源を38.4億円活用してウェルビーイング予算に編入したということであります。既に令和7年度予算案が出ておますので、当然、令和6年度予算を踏まえた上で、令和7年度予算案が編成されているかと思えますので、7ページ、2,213億円、令和6年度予算、ウェルビーイング予算1.0の評価をお聞かせいただきたいと思えます。

**○加島財政課長** 令和6年度ウェルビーイング予算に関する評価ですけれども、令和6年度のウェルビーイング予算につきましては、4つの柱、「安全・安心を守る」、「社会全体で子どもと子育てを支える」、「生きづらさをなくし住み続けられるやさしい社会をつくる」など、こういった4つの柱に基づきまして、防災対策、子育て支援、高齢者・障害者福祉に取り組んだ成果といたしまして、今年度実施した、こちらの世論調査の中では、幸せだと感じている方が8割半ばとなりまして、区民の幸福度が前年度比で7.9%上昇するという成果が得られたものと評価しております。

**○田中委員** ありがとうございます。先日、企画経営部長、財政課長から、令和6年度の補正予算案についての説明と、令和7年度の当初予算案の説明を頂きました。そのときには、今のような説明は全くなくて、事項別の説明、今日の委員会の冒頭にもあったような趣旨の説明しかありませんでした。

私は説明の後に部長にお伺いしたのですけれども、令和7年度は、いわゆるウェルビーイング予算をしないのか、事務事業評価をして、それで生み出した財源を基に新たな支出をすることはしないのかという質問をしたところ、ようやく部長からご答弁いただいたのですが、そういうのを見ていると、区長は積極的にプレス発表等々でウェルビーイングの2.0バージョンを発表されている一方で、我々議会に対して、そのような説明がなかったというのは、区長部局の中での共有性が欠けているのか、あるいはプレス発表を通じて我々がウェルビーイング2.0を把握すればいいのだという思いからだったのか、そこをお伺いしたいと思えます。

**○久保田企画経営部長** 1月の末に、各党派所属議員も含めて、各予算の説明をさせていただきました。これは、プレス発表とは違ひまして、各事業について令和7年度に品川区としてどういう取組を進めていくかということ、詳しくプレス発表の前に事前に説明させていただくという趣旨でやらせてい

ただいたというところでございます。その後、少し間が今回は空きましたけれども、プレス発表がありまして、その間にプレス発表向けの資料も議会にもお配りしましたので、そういった意味では我々としては、プレス発表も含めて、事業の内容も詳しく議会にご説明させていただいたという位置づけでございます。

**○田中委員** その後の常任委員会などを踏まえると、一部、区長の思いがどれだけ職員に伝わって、委員会質疑でそれが活かされているか、若干、今回私自身が所属したのは文教委員会ですけれども、感じられました。ぜひここはしっかり共有していただいた中で、またそれを、今いろいろとネットで騒がれてしまっている部分もあるのかもしれませんが、区民に対して、しっかりと情報発信することで、そういったものに対する理解を得て、そういうことがないように行っていただきたい。

それで、区議会事務局の関係でお伺いしたいのですけれども、令和6年度の予算案が議決したときの議会だよりは、ここには毎年、新年度予算の議決内容が報告されますが、令和6年度の議決がされた際に、ウェルビーイング予算の「ウ」の字も、一文字も載っていなかったのですけれども、これは、どうということからそういう紙面になってしまったのか、お伺いしたいと思います。

**○大澤区議会事務局長** 区議会だよりの内容につきましては、広報会議で検討されて掲載されているものでございますので、事務局からの見解というよりは、広報会議での決定ということになってございます。

**○田中委員** それは、非を言うのではなくて、それは逆に議会側の受け止めとしての1つの現れだと思っております。

それで、もしできたら、今後、予算説明をするに当たって、区長が積極的にプレス発表をマスコミに対して一生懸命ご説明されていらっしゃいますが、私は本来、順番が逆だと思っております。議会に対して、あのような新年度予算に対するしっかりとした説明をしたことを、プレスにも発表するという、本来はそうあるべきだと思っております。二元代表制の下での議決機関として、我々は責任があるわけですので、そういった意味では、プレス発表の資料ではなくて、議会説明資料をプレスに発表するという、本来はそうあるべきだと思っておりますが、戦略広報課、今度は報道関係のことに変わるのでございますけれども、その辺の議会に対する説明の在り方、プレス発表の在り方について、お聞かせいただきたいと思います。

**○與那嶺戦略広報課長** プレス発表の出し方というところのご質問かと思いますが、プレス発表については、品川区が新年度予算において発表する内容について、メディアを通じて区民や世間に発表していく形でございます。そういった形でこれまで進めてきたところでございますので、事前の議会への説明というところ、今回ご指摘がありましたけれども、そちらについては今後の検討かと思っております。

**○田中委員** プレス発表に力を入れるのは当然必要だと思っております。マスコミから区政の新しい取組を全国に発信していただくという意味で、プレス発表の意味はすごくあると思っておりますが、ただ一方で現実を見ると、ある特定の、比較的、特徴のある施策のみが発信されている。しかもそれは若干、誇張されたりする中で発信されております。区長は恐らくそれだけを目的にプレス発表されているとは当然思えず、私はそのような発表こそ、直接議会に、我々が一つ一つの施策をどういう思いで立案され、どうしようと思われているのかということをしっかり説明した上で、今日のような予算委員会に本当は臨んでいく方がいい形なのかなと。私は、先ほども少しここで言っていたのですけれども、冒頭、財政課長が事項別の説明をされていらっしゃいます。これはある意味、議事録に載せるということの1つの意味合いもあるのかもしれませんが、これは私は、副委員長もいらっしゃいますし、委員長も

いらっしゃいますが、ここで改めて何十分もかけて説明する必要もない。むしろ、より施策の内容について説明を頂いて、それについて、より内容の濃い予算委員会にしていくことが望ましい姿だと思います。

以上です。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時10分休憩

○午後3時25分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。えのした委員。

○えのした委員 私からは、99ページのしながわ水族館リニューアル経費についてお伺いします。

令和6年度に行われた決算特別委員会でもお伺いいたしましたが、水族館は、持続可能な開発目標、SDGsの17の目標に関わり貢献することができ、魅力ある品川区の施設として価値を高めることが期待されています。先日の建設委員会において、しながわ水族館のリニューアルに向けた今後の進め方について報告がございました。今後の進め方を、なぜ見直しをするのか、改めて理由をお伺いいたします。

○大友公園課長 令和5年度から令和6年度にかけまして、基本設計を進めてきたところでございます。この設計過程におきまして、近年の物価高騰に伴う工事費の大幅な上昇が明らかとなりました。この状況を踏まえまして、より効果的かつ効率的な整備運営手法の再検討を実施するものでございます。見直しに当たりましては、しながわ水族館のより一層の魅力向上に向けて、さらなる民間活力の導入も検討してまいります。

○えのした委員 ご答弁ありがとうございます。確認が取れました。

総務省が今年の1月に発表した、2024年12月の消費者物価指数は、変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が109.6となり、前年同月と比べて3.0%上昇した。上昇率が3%台の水準となるのは、2023年8月以来の1年4か月ぶりで、電気・ガス代のエネルギー価格も上昇し、全体を押し上げている。物価高騰による影響を受けてとのことであるようですが、水族館のリニューアルにおける影響はどのようなものか、お伺いいたします。

○大友公園課長 建設資材の高騰は、3年で約3割増となっております。また、特注品の設備につきましても、一般的な建築資材よりも上昇幅が大きく超えるものがあるところでは、水族館のリニューアルにおいては、一般的な建築よりも、生物飼育のための設備機器が必要となることから、特注品の設備の割合が大きくなり、物価高騰の影響をより一層受けているところでございます。

○えのした委員 ありがとうございます。確認が取れました。

昨年12月の建設委員会での議会報告会では、久しぶりに区民の方と一緒にしながわ水族館も見学させていただき、バックヤードなどの、ふだん入れない施設の案内をしていただきました。確かに課長がおっしゃるように、館内の水槽だけではなくて、生物飼育のためには、海水のろ過装置・配管など、様々、必要となることを学び、記憶しております。その旨、理解いたしました。

そこでお伺いいたします。リニューアルのオープンはいつ頃になるのでしょうか。お聞かせください。

○大友公園課長 まずは来年度、整備運営手法の検討を行いまして、併せてリニューアルオープン時

期を含めたスケジュールの見直しも行う予定です。今後、その検討を踏まえまして、リニューアルオープンの時期など、スケジュールについて結果をご報告したいと考えております。

**○えのした委員** ありがとうございます。よいご報告を期待してお待ちしております。

そこでお伺いいたします。これは課題として、リニューアルオープンが遅らせれば、さらに事業費は上昇するのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

**○大友公園課長** 物価高騰を予測することは、かなり難しいところではございます。今後も物価の高騰が続くことも想定されますが、より効果的かつ効率的な整備運営手法を見直すことで、事業費の削減を図っていただければと考えてございます。

**○えのした委員** 効果的かつ効率的な整備運営手法を検討するとのことではございますが、現時点で具体的にどのような整備運営手法を想定しているのかお聞かせください。

**○大友公園課長** 現時点で、具体的にこのような手法というところは未定でございます。今後、事業費の削減を図るため、整備費だけではなく、リニューアル後の運営費や維持管理費など、長期的な視点、さらには民間のノウハウを活かした展示や演出などを取り入れた、しながわ水族館の魅力向上に資する手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○えのした委員** ありがとうございます。そうですね。まだ現状、整備運営手法は具体的には決まっていないとのことですが、事業費の削減を進められるように、この物価高で事業が引き延ばしになったことで、ピンチをチャンスと捉えて、ぜひ効率的で効果的な手法を期待して、次の質問に移ります。

今まで人気のあったイルカショーやイルカ展示は行わないとしておりますが、しながわ水族館リニューアルの方向性について見直しをするのでしょうか。ご見解をお伺いします。

**○大友公園課長** 基本的には、しながわ水族館リニューアルの方向性についての内容を変えることは考えておりません。リニューアルに当たっては、方向性で示した内容を、より効果的かつ効率的に実現できる手法を検討してまいります。

**○えのした委員** ありがとうございます。確認が取れました。

そうであれば、公式キャラクターの「しなフィン」やロゴマークもイルカですし、リニューアルするに当たり、しながわ水族館という名称も含めた新たな検討を要望いたします。そして、リニューアル後はどのような水族館になるのか、冒頭、決算特別委員会でも、質問・提案、様々させていただいたと申しましたが、その後、建設委員会の行政視察では、岐阜県各務原市、世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふ、あと、また会派視察では、福井県の坂井市の越前松島水族館に伺いました。運営会社の担当者にもヒアリングをしましたが、水族館で人気なのは体験型のものということでした。アクア・トトぎふでは、餌やり体験の餌を、がちゃがちゃで購入する演出があり、同じ会派の澤田委員も興奮しながらチョウザメに餌を与えて、越前松島水族館では巨大なアオウミガメに直接、トングで小松菜を与えることができ、まつざわ委員も子どものように喜んでいた姿が今でも目に浮かびます。同じく私も、アオウミガメの餌やりは初体験で、非常に感動して、大人でも楽しむことができました。そして、せお委員が声を上げて驚いていた、超異次元空間シースルー室。世界にきつとここだけということで、床の一面がガラス張りとなっていて、部屋が鏡張りとなった壁と天井に水槽が映り込んで、幻想的に下のサンゴの海の様子を、靴を脱いだり、そこに寝転んで魚を見るという体験ができるスペースがございました。予算案には、23区初など多く取り組まれていますので、水族館初、世界初などの、目玉となる取組にも期待しております。また、越前松島水族館のふれあい館では、海の生き物に直接触れ合い、体験して観察できる展示施設がありました。サメ、エイ、磯の生き物、ヒトデ、ナマコ、ウニ、そして何と、私も触りま

したが、ミズダコまで展示されていました。今は実体験が少ない時代になっており、図鑑やテレビ、またインターネットでしか生き物を見たことがない。そんなことが当たり前になってきております。私たちと同じように、本当に体験をすると、新しい発見や感動を得られることが間違いないと思います。また、親子で一緒に見て、触れて、体験することで、一生の思い出にもなり、環境学習としても重要だと考え、民間のノウハウを活かした餌やりと、生き物と触れ合える環境の整備を多く検討することを要望させていただきます。

そして、品川区は令和6年10月に、東京都競馬株式会社と相互の連携強化を図るため、包括連携協定を締結いたしました。2月の日本経済新聞には、「大井競馬場、エンタメ機能拡充 レース日以外も集客強化」との見出しで記事が掲載されました。「エンタメ」とはエンターテインメントの略語であり、人々が楽しむための様々な活動や内容を指す言葉です。しながわ水族館とも隣接していますので密接な場所でもあります。ぜひ東京都競馬株式会社とも、協定の締結によってさらに連携を深めていただき、区民サービスの向上、地域のにぎわいの創出を推進し、また、ほかの施設との連携も強化して、民間活力の導入を要望いたします。ご見解をお伺いいたします。

**○大友公園課長** 何点か、ご提案、ご要望を頂きました。

しながわ水族館は、社会教育施設として、子どもから大人まで学び、また感じるができる場となるよう、また品川区の魅力を活かした都市型観光を担う重要なシンボルとなるように、リニューアル後の名称や公式キャラクター、また頂きました体験のご提案などを踏まえまして、引き続き、より魅力のある次世代型水族館の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

併せて、大井競馬場をはじめとした周辺施設との連携強化を進めてまいりたいと考えてございます。

**○えのした委員** ご答弁ありがとうございます。

現状、しながわ水族館でも体験として、餌やり体験やバックヤードに入れる体験、アザラシへの餌やりなど、これは事前の予約から当日まで行うことを確認しております。ぜひ大井競馬場との連携強化を進めていただきたく、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

品川区のまた本当にシンボルとして、魅力満載の次世代の水族館の実現を心待ちにしております。

そこでお伺いいたします。リニューアルオープンは期待するところではございますが、リニューアルの延長に伴って、現状の水族館はどうなるのでしょうか。お聞かせください。

**○大友公園課長** 現在運営している既存の水族館につきましては、当面の間、水族館の運営上、必要となる維持修繕等々を行いまして、そのまま運営してまいりたいと考えているところでございます。引き続き、しながわ水族館の魅力を発信する企画や展示を実施するなど、事業者と連携しながら、より魅力のあるしながわ水族館の運営に努めてまいりたいと考えております。

**○えのした委員** ご答弁ありがとうございます。

やはり、現状のしながわ水族館についても、リニューアルオープンまでに時間がありますので、まだオープン時期も決まっていないということですから、区民をはじめとした多くの皆様から引き続き愛され続ける、魅力のある水族館の運営を期待・要望して質問をさせていただきますが、まだ時間が少し余りましたので、ぜひリニューアルに向けた思いを聞かせていただければと思います。

**○大友公園課長** しながわ水族館のリニューアルに邁進しているところでございます。しかしながら、今回、このような物価高騰に伴うきっかけもあり、一時、立ち止まらせていただくというところはありませんけれども、ピンチをチャンスにとといったことも先ほど頂いたところではございますけれども、よりよい水族館になるような検討機会を与えられたというところで、より一層、よい水族館になるよう、検

討を進めてまいりたいと考えている所存でございます。

○石田（秀）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 77ページの生活介護については、まずは増額の理由を確認させていただきます。それから、同じく77ページの救急代理通報システム。これについては1,700万円減額になっております。これについての減額理由も教えてください。よろしくお願いします。

○松山障害者支援課長 私からは、生活介護の増額の理由でございます。

当初は前年度実績の利用者496人を見込みまして予算を組んでおりましたが、令和6年12月末時点で既に利用者が496人に達しまして、今後も増える見込みであるため、補正を計上させていただくものでございます。

○東野福祉計画課長 私からは、救急代理通報システムの減額の理由でございます。

こちらは、当初の見込みが、月1,500件の稼働ということで見込んでおりました。無償化によりまして利用者が大分増えるという見込みをしていたところなのですが、現在のところ、令和6年12月現在で約1,100件というところで、見込みが少し多過ぎたかというところでの減額となっております。

○若林委員 それでは、生活介護は既に496人の予定を大幅に超えそうだとこのところ、重症心身障害者のことについて数字をいろいろ確認させていただきたいと思っております。重症心身障害者について、知的障害者と身体障害者とが重複する重症心身障害者ということでは、数字は分からないのでしょうか。一応聞きます。まず事業所別に、数か所の事業所が生活介護はありますけれども、ずれてしまうか。知的障害者も身体障害者も、そして重複する重症心身障害者もという数字でも結構でございます。事業所別、障害種別というのですか、あと障害支援区分別に、もし分かればお聞きしたいのと、もう一つは、いわゆる基本時間帯の利用者数と、あとは延長でも利用されている方がいると聞いておりますけれども、その辺の重症心身障害者の利用状況をお聞きしたいと思っております。

それから、救急代理通報システムについては、当初スタートしたときに、私も問合せを多く頂きまして、警備会社がこれだけの数で対応できるのかと、逆に心配の声を頂いたぐらいのことでもございました。その辺の、委託先の例えば出勤数など、実績も確認させていただいて、逆に、どのぐらいまでなら1委託先で対応可能なのかというところが分かれば教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長 重症心身障害者という定義が大島分類という定義で成っておりますので、区分等ではなく、実際に一件一件、ケースを当たりましてお調べしないと、把握できないものでございます。

○東野福祉計画課長 救急代理通報システムでございますが、年間で約200件ほど増えているような状況でございます。

こちらは、当初は約900件が、今は1,100件というところで、増えているという状況でございます。こちらにつきましては、廃止も含めてというところになります。月対応でいきますと、年間で370件設置している、廃止が170件ほどあるというような状況となっております。ですから、こちらに稼働するのが、月の中で事業者が目いっぱい稼働して、やっとなつけられているという状況を聞いておりますので、この辺が限界なところかと思っておりますのでございます。

○若林委員 すみません。では生活介護は聞き方がまずかったのですね。いわゆる車椅子を使わないといけない、あとは、いわゆる支援区分5や6などという重度の方は。

通じないか。そうか。車椅子利用でという、車椅子でないと移動できないという、いわゆる重度の方

については、お答えができないようですので、また改めて民生費等でさせていただきます。事前の確認が不十分だったかもしれません。

では、これは飛ばしまして、救急代理通報システムについてはもう、例えば令和7年度の予算をまだ見ていませんけれども、こういった1,500件などという予算立て、件数は、1委託先ではもう無理だと表した答弁なのでしょうか。

**○東野福祉計画課長** 今の委託事業者で扱えるのが大体40件から50件程度、月でいきますとその程度と聞いているところでございます。

令和7年度予算は、実は月1,500件という形で組んでいるところでございます。今、受託している事業者が今後どういう形で対応できるかというところにつきましても、併せ持って来年度、委託の仕方については考えていければと思っているところでございます。

**○若林委員** ありがとうございます。

それでは、予算も組まれているということで、また改めて確認するかもしれませんが、さらに拡充していくと。障害者も含めて高齢者等の命を守っていく大事な、サービスということで、いずれにしても充実を図っていただきたい。例えばこれは、支え愛・ほっとステーションと在宅介護支援センターで、主にお知らせをしたり、また受付をしたりということで、その2つの事業所のそれぞれの申請数。またそれ以外に申請されている窓口というのはあるのでしょうか。その辺の数値的な実績もお聞きしたいと思います。

**○東野福祉計画課長** 先ほどの370件という数字からいきますと、支え愛・ほっとステーションで受けているのが167件、在宅支援センターで受けているのが203件という形になってございます。そのほかのところでは、特に受けてはいないのですけれども、区で問合せがあった際には、近くのところをご利用いただくということでご案内してございます。

**○若林委員** 去年の決算だったか、会派の同僚議員からも質疑があったのですが、不動産の団体とのヒアリング懇談会を行ったときに、この救急代理通報システムは素晴らしいシステムだと。ぜひ大家も含めて、居住する方の安心も含めて、ぜひ広げていっていただきたいサービスの一つだということも、委員会でご紹介させていただいたと思います。

そこで、例えばこれから、居住支援の充実も来年度さらに図っていくということで、課がまたがりまされども、例えば住宅部門との連携で、そういったことの充実・拡充ということも図っていただきたいと要望いたしますが、お考えをお聞かせください。

**○東野福祉計画課長** 住宅部門とも連携を取りまして、拡充を図っていければと思っております。

**○石田（秀）委員長** 次に、西本委員。

**○西本委員** まず、今まで議論がありました病児保育について一言質問したいと思います。

病気になったときぐらい、親が面倒を見るべきだと私は思うのです。なので、大切なのは、やはり病気で仕事を休むというのが当たり前の社会になるというのが、これが最高・究極の目標だと思います。今回の定例会の中でも、職員の育児の超過勤務の免除対象が広がりました。これはすごくいいことだと思っているのです。そういう形で、制度で認めるという形で、役所が実際やっていかないといけないのです。それが、支援だ、支援だと言ったら、何でもかんでもやってくださいとなる。誰が子どもの面倒を見るのですか。やはり、第一義的な面倒を見るのは保護者、そしてお父さん、お母さん。そのことに関して、この支援について、もう一度お答えください。

**○中島保育施設運営課長** 病児保育につきまして、先ほどの答弁の繰り返しになってしまう部分もあ

るかもしれませんが、やはり最終的には病気のお子さんを保護者の方がご自宅で看病するというのは非常に大事だと思っています。あくまでそれは最終的な目標ということで、社会がそういうふうになればいいのかとは確かに思いますが、現状、就労している状況の中で、それを両立するという現実もございますので、そこに区もしっかりと対応して、保護者の方の就労支援も含めて施策を進めてまいりたいと思っています。

**○西本委員** これはまた、これからの予算特別委員会で上げていきますけれども、子育て支援というのは非常に難しいのです。親の代わりになってはいけません。あくまでもサポートにならなくてはならないのです。だから、その在り方によっては、ネグレクトをつくりやすい、増殖するということになりかねないので、やはり子育て支援の在り方というのは十分に考えて進めていただきたいと思いますので、これからまた別の款でお話をしたいと思います。

そして、まとめて質問いたします。67ページ、国際交流推進事業、「秀」の件です。皆さん、これはもう既に工事が始まっているのでしょうか。でも、これは遺贈という形で、公正証書等を含めて報告するという形だったのですけれども、議会への報告はないのですけれども、それでも既に始まっているのでしょうか。これが1点。

それから次に101ページの、しながわ防災ハンドブック全戸配布。これは、簡易トイレと一緒に配布しました。皆さん、分かりますか。携帯トイレ。もう販売されています。楽天やメルカリなど、転売しているのです。見ました。1キット、1,000円ぐらいで売っています。これはどうなのでしょう。ばらまきの怖いところはそういうところなのです。そう思っていない。そういう目的ではないのは分かります。でも、現実には転売しているのです。税金を使って携帯トイレを買って、そして配送料もかかって、これに6億5,000万円かかっているのです。そういうお金をかけて、片や転売してしまっているのを見たら、区民の方は怒りませんか。これは想定内なのか、想定外なのか。対応策はどう考えますか。お答えください。

それからもう一つは83ページの、子どもの未来応援事業、お米支援プロジェクトです。お米プロジェクトは、AIで調べたらお米が必要だということで決めたというのですけれども、これは5,000円だったのです。それが倍以上になっているのですか。本来は夏休み中に配布する夏休みの食支援です。それが、9月になっても配り切れていなかったという。これはどういうことか。見立てが非常に甘いのではないですか。その辺をお伺いします。

**○勝亦総務課長** まず、国際友好協会の荏原町への移転についてお答えさせていただきます。

まず現状、荏原町、「秀」への移転に向けまして、賃貸借契約は9月下旬に締結いたしまして、これに基づきまして、移転のための改修工事を行っている最中でございます。

**○吉岡政策推進担当課長** 公正証書、遺言の作成についてというお尋ねがありましたけれども、こちらについては個人のプライバシーに関わる部分でございますので、報告の時期というのは、来たべきというところで報告させていただく形になるかと思っております。

**○平原防災課長** 携帯トイレでございますけれども、複数のフリーマーケットに出品されていることは区でも把握しているところでございます。なお、こちらにつきましては、過去の同様の他自治体の事例においてもこういう事例があることは、あらかじめ把握していたところでございますが、本事業のようなものにつきましては、転売されているということについては大変遺憾なものでございますけれども、法令上、これを止めることはできないものでございます。

ただ、区といたしましては、在宅避難を区民に推奨する中で、それぞれ何が必要かを考えていただく

きっかけとして、ハンドブックとともに、能登半島地震でクローズアップされた携帯トイレを併せてプッシュ型で配布したものでございまして、配布が完了した後には事業の目的が周知されるよう、啓発を強化してまいります。

**○飛田子育て応援課長** 子育て世帯へのお米支援プロジェクトの件です。見込みが甘かったかということですが、当時、たまたま報道でもあったとおり、米不足ということが盛んに報道されまして、その分、応募申込み総数が増加したのかなと判断しております。

**○西本委員** まず「秀」の件ですけれども、公正証書は、別に個人情報を書かれたものですから、中身はいいです。けれども、決算のときにも、これはお約束したはずです。「遺贈という形で約束して契約します」。「では、それは議会に報告してくれるのですよね。そういう形で工事等々を進めるのですか」という形で、それはオーケーを取っていたと思います。了解を取ったと思います。それを、いつになるか分からない。これはいつになりますか。議会に報告されるのですか。お答えください。

それから、携帯トイレ。こういうばらまきをやってしまうと、当然ながらこういうことになるのは分かりますよね。これは、大切なのは意識改革だと思います。これは非常に難しい。大変なのは分かりません。でも、先日、私が住んでいる町会で班長会議があって、その中で防災の話になりました。トイレの問題が出てきました。もちろん、トイレトラックを宣伝しました。すばらしいと宣伝もしましたけれども、その中で、やはりトイレの問題は深刻だと、非常に皆さんに関心を持っていただきました。仮にそういうことがあれば、非常に効果があると思います。ばらまいて、あとは何とかしますではなくて、やはりそれをやる前に、どういう形で認識を高めてもらうか。詐欺だと思います。非常にこれは税金の無駄遣いだと思いますし、区民の皆様には申し訳ないと思います。反省してほしいと思います。その改善の方向をもう一度お願いします。

それから、お米支援プロジェクト。米騒動がありました。それで、私は来年度予算はないのかと思ったのです。こんなに米騒動があって。そうしたら、高校生まで拡大するというではないですか。これはおかしくないですか。どこからお金を調達するか分かりませんが、それで、全体に市場が上がってしまうのです。結局、もらっている親たちはいいかもしれないけれども、経済の動き方として、区民の人たちはどんどん、高い米を買わないといけなくなるのです。そういうのをよしとしてやるのですか。そこをお答えください。

**○吉岡政策推進担当課長** 公正証書遺言作成の件でございますけれども、作成があったからといって直ちに報告するというを申し上げたつもりはございません。こちらにつきましては、個人情報に係るところでございますので、適切な時期に、そういった報告をさせていただくというふうに考えているところでございます。

**○平原防災課長** 携帯トイレでございますけれども、こちらは今、15件のネット販売を確認しておりますけれども、現在の段階といたしましては、19万世帯分が終了している状況でございます。

そのような中で、それだけの数のものが届いているという状況でございますので、令和6年度はまず配布させていただいておりますけれども、令和7年度は周知啓発に努めていく所存でございます。

**○飛田子育て応援課長** 今回、お米配布と一緒にアンケートを取った結果、ぜひ食べ盛りの高中生にもという声が多数ありました。それにまた、お米をただ支援するだけではなくて、児童センターでの見守りも図っていきたいと考えております。

**○石田（秀）委員長** 次に、澤田委員。

**○澤田委員** 私からは、83ページ、ベビーシッター利用支援事業費、87ページ、不妊治療等支援

事業についてお伺いしたいと思います。

まずは83ページ、ベビーシッター利用支援事業費についてです。1億円を超える増額補正が行われており、それだけニーズが多いということは、本日、質疑の中で何度も確認されたところであります。説明に一部かぶるところがあるかもしれませんが、お許しいただければと思います。

利用者の中には、未就学の双子や三つ子のほかにも、2人以上同時に育てていらっしゃるご家庭もある中、現時点では基本的に、児童の人数と同数のベビーシッターが必要です。シッティング代金は、児童の人数分、助成されますが、ベビーシッターの方へそれぞれ支払う交通費やキャンセル料については持ち出しとなっております。多胎児世帯や多子世帯にとって負担となっております。私自身も、小学生の双子を現在育てておりますけれども、何もかもが2倍かかるので大変です。ベビーシッターに関しても、代金も交通費も2倍。万が一、発熱などをキャンセルしなくてはならない状況になった際のキャンセル料も2倍かかります。さらに二人、三人と、同日時に児童の人数分のベビーシッターの確保が難しい場合も多々あると聞いております。先ほど、ベビーシッターを利用者のうち、兄弟で利用しているご家庭が約600世帯とご答弁されていましたが、全体の中で600世帯というのは、多いと考えるのか、少ないと考えるのか。また、現状の多子世帯の抱える課題についても含めて、区の認識をお聞かせください。

**○芝野保育入園調整課長** 私からは、兄弟で利用している家庭が全体の中で多いか少ないかというご質問についてお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきました600世帯という数値なのですが、全体の利用者数をベースに、国の国民生活基礎調査の家庭の状況を勘案して出した推計値でございます。正確な推計値は出ませんので、そちらで答弁させていただきました。

国の調査によりますと、子どもが1人の世帯が全体の約49%、2人以上の世帯が全体の51%ということになっておりますので、多い・少ないという比較は難しいところではあるのですが、兄弟で利用されている家庭のニーズはあるものと認識しております。

**○澤田委員** すみません。全体で、兄弟がいらっしゃる家庭が51%ということで、その中に未就学の子が二人、三人いるなどという家庭はどれぐらいあるかというのは分かりませんが、ある一定数、やはり需要がありますし、本当に多胎児や多子を抱える世帯のご両親というか、お母様なのかお父様なのか、皆さん本当に大変だと思う場面も多いと思いますので、ぜひそちらの支援も進めていただきたく思っております。よろしくお願いいたします。

続いて東京都では、令和7年度予算案において、障害児・独り親家庭の利用上限時間の引上げとともに、障害児については小学校3年生まで利用対象年齢を拡大することです。しかしながら、障害児だけでなく低学年児童についても、学校から帰宅後に夕方までなら公園で遊ぶなどの留守番もできるかもしれませんが、夜間の1人での留守番、2人での留守番というのは、まだまだ心配です。区としては、小学校低学年だけの留守番についてどのようにお考えでしょうか。また、現在はどのような対応をされていますでしょうか。お聞かせください。

**○藤村子ども育成課長** 低学年の児童の留守番についてというようなご質問でございます。

低学年の児童が家で1人で過ごすことが不安と思われるご家庭というのは多いかと考えております。ですので、区では放課後の児童の居場所として、児童センターや、また、すまいるスクールという事業を行っているところでございます。また、夜間についてということですが、3年生までの児童につきましても、すまいるスクールで19時までの預かりというのを実施しているところなのですが、

そこ以降の時間ということになると、例えばファミリー・サポート・センターで、もう少し夜間までお預かりしているという事例がございます。

**○澤田委員** ありがとうございます。今ご紹介いただいた児童センターや、品川区にはすまいるスクールがありまして、19時までということ、共働きの子育て世帯や独り親家庭の保護者にとっては大変助かる事業であることは理解しております。

ただ、どうしてもすまいるスクールに合わないお子さんや、保護者が独り親の場合には特にですけれども、両親がそろっていたとしても、近くに祖父母などの頼れる人がいなくて、19時までにお迎えできない場合もあるかと思えます。そのようなときは遅くまで公園で遊んでいたりと、図書館などで保護者の仕事終わりを待つお子さんもいらっしゃることもお聞きしております。先ほどこちらでもご紹介いただきましたけれども、ファミリー・サポート・センターがあります。10時まで預かってくださいますが、様々課題があることもお聞きしています。こちらについては、改めて別の項目で質問させていただければと思っております。

すまいるスクールに合わないお子さんなどについては、どのようにお考えでしょうか。

**○藤村子ども育成課長** すまいるスクールに合わないお子様というところで、今、すまいるスクールに行きますと、「すまっぴ」という形で、親御さんにメールが行くような形で、安心安全の環境を提供しておりますので、児童センターにつきましても、そういった形で親御さんには来館時にメールが行くような形のシステムも考えておりますので、そういったものを取り入れて、児童センター、すまいるスクール双方で、安心安全の環境を提供できればと考えております。

**○澤田委員** 「すまっぴ」があるというのは私もよく存じておりまして、大変素晴らしいと思っております。「すまっぴ」は本当に安心でいい支援だと思うのですが、港区では未就学だけでなく12歳までのベビーシッター利用支援がありますし、区独自で行われています。昨年度の年度途中から始まった事業であるのですが、1年生から3年生までの利用時間は2,300時間と多く、右肩上がりであるとお聞きしています。ぜひ児童センター、すまいるスクール、ファミリー・サポート・センター、いろんなサポートの形で支援していて、でも、そこに合わない、どうしても無理だ、難しいというお子さんや保護者の方に向けて、品川区としても、低学年児童のベビーシッター利用者の現状やニーズの把握をまずはじめとして、先ほど来から皆さんがおっしゃっていますけれども病児保育とともに、私からの要望として、ぜひ対象年齢の拡大についても、今後ご検討いただければと思います。こちらについては要望にとどめて、次に移らせていただきます。

続きましては、87ページ、不妊治療等支援事業についてお伺いいたします。3,386万円の減額補正が行われておりますけれども、その理由についてお聞かせください。

**○若生健康課長** 不妊治療支援事業の減額理由でございます。

今年度7月から開始しました生殖補助医療による不妊治療医療費の助成件数が、当初の見込みより少なかったこととなります。本事業は保険適用された後の自己負担を補助するというので、区の独自のスキームになっておりまして、他の自治体でもあまり例がないことから、以前の旧制度の特定不妊治療助成の時代に最も多かった年度の助成件数を参考に、年間1,000件としたところです。一方、実際は初年度ということもありまして、半年ほどは実績がそこまで伸びなかったということで、大幅な減額補正に至ったところでございます。

**○澤田委員** ありがとうございます。年度途中からのスタートということで、こちらもまだこれから伸びていく事業なのかなと思っております。

区独自で今行ったださっているということで、不妊治療というのは保険適用になりましたけれども、まだまだ何かとたくさんのお金、費用がかかっている、子どもを望むご夫婦にとっては、精神的にも経済的にも大きな負担となっております。ぜひこれからも、より一層、この事業の周知に力を入れていただきたいと思っております。例えばLINEや「しながわこどもぽけっと」などを活用していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○若生健康課長** 本事業の周知につきまして、事業開始時に、広報、ホームページ、事業案内チラシの医療機関等への配布等、周知に努めてまいりましたが、加えて、区のLINE、Xでも情報を発信しているところです。今年度、助成実績は徐々に伸びてきていて、周知は浸透してきていると実感しておりますが、今後も、ご提案の「しながわこどもぽけっと」も含めて、積極的に周知に努めてまいります。

**○石田（秀）委員長** 次に、高橋しんじ委員。

**○高橋（し）委員** 36ページ、歳入で特別区税、特別区民税についてお伺いします。

今回の補正で、特別区民税が28億5,800万円増額になっております。補正後は532億3,800万円です。それに関して、ふるさと納税の寄附金控除額について幾つかお伺いします。

特別区長会事務局資料がホームページで公開されています。今年度の品川区のふるさと納税控除額は50億9,000万円で、区民税に占める割合は10.11%となっています。令和4年度は8.08%、令和5年度は8.84%、令和6年度は10.11%と、順調に悪い意味で伸びてきております。これは看過できない状況となっております。

そこで、この数字でまず正しいのかということと、数字のことなのでお分かりになる範囲で、正しいのかお伺いします。

**○吉野税務課長** 委員のご指摘のとおりだと思います。

**○高橋（し）委員** ということで、数字が正しいと。なぜ区民税に占める割合を確認させていただいたかと申しますと、今年度の納税控除額の大きさからいうと、世田谷区が110億円と、23区では圧倒的に多額で、マスコミで話題になっていますけれども、問題は区民税に占める割合がどうかということだと思うのです。23区を眺めてみると、世田谷区は今年度8.68%で品川区より低いわけです。それで、10%を超えているのは、1番で中央区、10.8%、2番目に文京区、10.24%、3番目に品川区、10.11%ということです。区民の皆さんもマスコミのPRを通じて、この制度が浸透してきていまして、この勢いで、悪い意味で順調に伸びるとすれば、区の自主財源を失うことになるのもう周知のことです。それは、区民サービスの低下につながりかねないということは、もう本当にとおりでありまして、そこで、国の制度でありますから、様々な壁・課題がありますけれども、その壁を乗り越えるというのなかなか難しい部分があると伺っていますが、区民の良識というか、区民の皆さんの気持ちに訴えていく方法も必要なのではないかと思っております。

そこで、区のホームページには今みたいな内容が出ていますけれども、そこでは「23区として」とか、「特別区長会を通して」などという表現であって、人ごとのような感じに、私としては受け取ってしまいます。特別区長会においては、非常に厳しい表現を使っています。不合理な税制改正等に対する特別区の主張ということで、令和6年度に発表しています。その1項目に、ふるさと納税制度は廃止を含む抜本的な見直しが必要という考え方を強く示しています。当面の緊急的な対応として、法制度などは少し置いておいて、法制度も含めてになってしまいますけれども、次の事項について強く求めているということで、4つの項目を強く示しています。このような主張を、特別区長会の一員として区のホームページでもPRしておりますが、区民の皆さんになかなか届いていないということですので、さらに

説明して認識していただく手段も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○吉野税務課長 委員のご指摘のとおり、50.9億円というのは看過できない状態です。

去年なのですけれども、SNSで、「50.9億円とは」という部分と、50.9億円があったら何ができるのかというようなことをSNSで発信させていただきました。その結果なのですけれども、12万件の閲覧がありまして、かなり関心が高いものになっています。コメントも、やはりこの制度については反対であるというようなことも多いですし、あと区についても、「もう少し頑張ってください」というようなことも入っておりました。

来年度なのですけれども、こちらは、SNSも当然なのですけれども、広報でも同じように、SNSを見られない方に対しての広報をしていきたいと考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。今、SNSの効果についてご説明いただきました。まさにそのとおりです。

ただ、なかなかもう少し詳しくということになってきますと、やはりホームページというところが必要になってきます。世田谷区はやはり危機感があって、かなり具体的で、図解を入れています。豊田市も、分かりやすいメッセージを発表しております。そこで、SNSもそうすけれども、ホームページでは区長が、「特別区長会では」などではなくて、「私からは」、「私は」ということで、一人称で区民の皆さんに訴えることで、品川区民の皆さんの気持ちに訴えるというところを全面的に出していただきたい。区民の皆様も今、12万件ということがありましたけれども、自分ごととして考えていただきたい。そして、易しく分かりやすい内容で図解も入れて広報するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○吉野税務課長 来年度なのですけれども、特設サイトというものを作成する予定であります。ここに当然、返礼品も入れるのですけれども、今、委員のおっしゃられた内容につきましても、もう少し分かりやすい内容を加味していきたいと考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。品川区民の方へは数字をお示しするにも、示し方や図解、グラフなども、言い方を変えれば、小学6年生にも分かるようにといったイメージで、ふるさと納税の課題と、区が直面している課題を表現する必要があるかと思えます。先ほども何度もお話ししましたが、「23区として」という人ごとの表現ではなく、難しい用語も使わずに、分かりやすいイラストを駆使して、特別区長会が非常に資料を活用して詳しく調べてきていただいています。その辺も活用して、ワンストップの問題や、地方交付税等の問題もありますので、その点も含めて表現していただきたいと思うのですが、改めてもう一度、いかがでしょうか。

○吉野税務課長 やはり、何というのでしょうか、この制度自体の周知といえますか、そういったところ。どこが悪いのかといったところも含めて、やはり周知していかなければいけないと思っておりますので、分かりやすい内容にしたいと考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。様々な広報の方法を、今後も、SNSという一歩踏み込んだところをやっていたので、多くの方に周知されたと思えます。

その一方で、今までいろいろな委員会の問題になっていきますけれども、この区民税、税収のマイナス分の要素については、これはまた考えていかななくてはいけないのですが、区民税収のマイナス要素に、今後、区としてどのように対処していくのか、お伺いします。

○吉野税務課長 先ほどと答弁が重なってしまいますけれども、今回のふるさと納税についての課題といったところを増やすとともに、あと、品川区としての魅力の発信というところで、いわゆる返礼品

といったところの開発をさらに進めていきたいと考えております。

○高橋（し）委員 魅力発信ということは、ずっとお話ししていただいているわけですが、近々、令和7年度は、令和6年度の金額を経てどういった方向か、もう少し具体的にお話しいただけるとよろしいかと思えます。

○吉野事務課長 令和6年度なのですけれども、今回、いわゆる返礼品に関しましては、体験型というところを大分増やしました。来年度も同じように、区内の企業にまたご協力いただいて、こういった体験型の返礼品は増やす予定です。それから、あと、物に対しての返礼品も増やしていきたいと考えております。

○高橋（し）委員 対応するということ、体験型を増やしてと、幾つか方策を考えていただいているのですが、ぜひ実効的なことを進めていっていただきたいと思えます。

そして最後に、先ほどお話ししましたが、23区、そして川崎市やほかの自治体などとスクラムを組んでいくことも非常に重要ですが、「品川区は」という一人称で、大変な状態になっていることを、区民の方に訴えていっていただきたいと思えます。これは要望をお願いします。

○石田（秀）委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、69ページ、区民保養所経費について伺います。

まず今回、宿泊費の助成が減額補正となっています。こちらについては、今日は面白いことに立場が違う双方から質疑があったところでもありますけれども、この減額補正の理由も、先ほど、これは筒井委員の質疑の結果、出てきたということかと思えます。

この区民保養所については、私ももう廃止すべきという立場です。これはもう、実は結構前に取り上げたことがあるので、その立場ではあるのですが、ただ廃止すべきと言って、それで、「はい、そうですか」となるかといったら、それはまずないと思えますので、今日は少し違う観点からも聞いていきたいと思えます。

まず、宿泊助成でございますけれども、区民は区民以外の方たちに比べると、かなり安く泊まれるということは、そのとおりかと思えます。これに加えて、70歳以上の方については、さらに1,000円減額されるということかと思えます。障害をお持ちの方などにも減額があるのですが、では何で70歳以上の方には減額しているのかということについて、まず理由をお伺いしたいのと、私としては、これはこの間の一般質問でも、一般質問以外でも聞いたりもしていますが、社会保障関係費が増大していく中で、高齢者の方たちに対する予算は生命・身体に関わるものに集中していただいて、こうしたある意味、特権的なものについては見直しを検討すべきと考えているのですが、いかがでしょうか。

○宮澤地域活動課長 区民保養所の宿泊助成でございます。70歳以上の高齢者につきましては、1,000円加算して5,000円という形になってございます。

区民保養所は、区民の保養と健康増進を図ることが目的でございます。その中で、高齢者の方の健康の維持や増進、また生きがいづくりなどを目的に、より安価で安心して泊まっていだけるよう加算しているものでございます。また、高齢化が進む中で、利用者の層としまして、70歳以上の高齢者というのがメインターゲットでございます。運営している事業者からも、平日の稼働率を上げるというところが課題というところがございますので、そういったところ、メインターゲット層をより宿泊助成しまして、施設の利用促進を図っていき、保養所に多くの区民の方に泊まっていただくことで稼働していくというところがございます。

○松本委員 ありがとうございます。平日のというところなのですが、やはり今、日本国内を見た

ときに大変なのは、日々、平日も働いて、しかも賃金が安いという方たちが大変だと思っておりますので、ここはご事情は分かるのですけれども、見直してほしいというのが私の考えです。

これはもう一個付言すると、今回の予算案に対して、高齢者向けのものがあまりないのではないかとこのことを言う人もいますけれども、実際はそうではないと私も思いますが、加えて、これは70年代、80年代に、高齢者向けのサービスというのは相当充実してきたということがあると思うのです。その見合いとして、今、若い人たちに、できるだけ予算を回していこうという流れがあると思いますので、これはその一環として質問させていただきました。今後もこうした提言についてはやっていきたいと思えます。

次に光林荘ですけれども、光林荘については、区立の小学校・義務教育学校の利用のときと、団体の予約のみで、一般の区民の方は予約できません。この理由については、先ほど松永委員からの質疑に対する答弁がありました。需要の問題や、施設の特性上、受け入れ難い、難しいというお話がありました。

この点で過去、委員会に提出されている移動教室に関する資料を見ると、確かにゴールデンウィーク明けから夏期休業期間を除く9月末までというのは移動教室の日程が入っています。これは今も同じという認識でよろしいのか、伺います。

**○宮澤地域活動課長** 光林荘の校外学習施設の利用につきましては、おおむね4月下旬から10月末まで利用されているというところがございます。

**○松本委員** ありがとうございます。

それで見ると、少し違和感があるところがありまして、品川区の小学校の数や、過去の出されている資料を見ると、では1週間のうち、校外学習、移動教室で使われているのは何日かといったら、多分3日間なのです。これは、夏季は林間学校があるので、ほぼ毎日使われているのですけれども、それ以外のゴールデンウィークぐらいから9月ぐらいまでというのは週3日しか恐らく使われていないのではないかと思います、ここは事実でよろしいですか。

**○柏木学務課長** 光林荘の使用状況でございますが、基本、移動教室は2泊3日で実施しておりまして、その後、順次、各学校が、最終日は重なったりしていますけれども、そういう形で実施しておりまして、週3日かという、月によっても、その週によっても異なりますけれども、基本は大体、土曜日等も含めて、移動教室を夏季施設で使用している状況でございます。

**○松本委員** 事実上、土曜日に使われている週もあるとのことなのですが、多分、見た感じだと、土日は大体空いているのではないかと思います。そうすると、区民保養所といいながら土日が空いているというのはどうなのだろうというところ。さらに言うと、今のお話ですと、4月後半から9月ぐらいまでは使っているということなのですが、一方で、11月から翌年の3月までは、原則、休業という形になっています。この施設があるのは日光です。紅葉がきれいなところなのですが、11月から休みを取っているのはなぜなのでしょう。

**○宮澤地域活動課長** 光林荘の利用という部分でございますが、確かに学校の利用していない土日というのがございます。4月から冬季の部分を含めて、現在、団体での利用というところで限定しているところがございますが、今年度に入りまして4月から12月までの間に、団体の利用で大体、300名ぐらいが泊まっているという実績がございます。その辺は、使っていない時期に利用しているというところがございます。

学校の利用が終わった後の冬季につきましては、施設が学校での団体利用を想定して造られておりますので、非常に大きい施設になっております。本当に、少人数で泊まられると、全館を稼働しますと光

熱費等々がかかりますので、そういったところから団体での利用をお願いしているというところがございます。

**○松本委員** 今のお話だと、紅葉の時期に団体でも受け入れていないというところは、なぜなのかというのはよく分からないところはあります。これは、ホームページを私も拝見したのですが、実際には団体利用の方たちについても、そんなに受け入れたくないというのが多分本音ではないかと思っております。ホームページを拝見すると、詳細な記載というのはほとんどないのです。問合せがある場合にはこの電話番号をお願いしますと書かれています。これは、昔の区の施設だったら、そういうのもよくあったと思うのですが、今、団体利用する区民利用をお願いしてもいいという施設について、こういう、申込みホームもない、空室状況も分からないという施設はなかなかないと思うのです。このように考えると、これはもう事実上、民間に今やっていただいていますけれども、民間も、これはもう普通の団体客を含めて、受け入れたくないというのが本音ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○宮澤地域活動課長** 運営事業者等をヒアリングする中で、実際、正直なところというところでお話しておりますが、やはりコロナ後、なかなかまとまった団体での利用がないと、やはり収支というのが非常に難しいというところは、お声として聞いているところがございます。

**○松本委員** なので、では団体へ拡大していくのかといたら、そうではないというのが今の私の考え方で、このように考えていくと恐らく、敷衍すると、民間事業者もなかなか受け入れ難いということをおっしゃるのではないかと思います。そうすると、これはもう、区民保養所というよりも、学校の子どもたちのための教育宿泊施設というほうが適切な施設になってくるのではないかと思います。これをずっと「区民保養所」と言うと、また少し視点がぼやけてくるのではないかと思います。ここはいかがでしょうか。

**○宮澤地域活動課長** 区民保養所につきまして、民間に貸し付けているというところで協定を結んで行っております。その協定の期限というのが令和10年3月となっております。そこ以降の部分につきまして、今後の保養所の方向性について課題となりますのは、校外学習施設というところでの利用が多い光林荘というところがございますので、そういったところも含めて検討を進めていくというところがございます。

**○松本委員** 今日の質疑で、ほぼ、やはり子どもたちの教育施設なのかなというところが、ある程度分かったのではないかと思いますので、今後の施設の在り方は、また別の機会でもらせていただきたいと思います。

今日は以上です。

**○石田（秀）委員長** 次に、須貝委員。

**○須貝委員** 68ページ、新庁舎整備費についてお聞きしたいと思います。

民間・公共を問わず、建築プロジェクトの延期や中止といった計画見直しが増えています。急激な円安の進行などを背景に、建設費や資材の高騰が止まらないため、建設を中止したり、延期したり、規模を縮小したりしています。また、入札の不調の増加や、入札のめどが立たない工事も増えていると聞いています。

ところで、品川区の新庁舎計画はどうでしょうか。令和3年・令和4年の新庁舎整備基本計画における建設工事費は400億円でしたが、それから2年4か月しか経過していないのに、令和7年2月時点には707億円に値上がりしています。当初計画予算から75%も増えている。このまま進むと、イン

フレズライド条項により、建設費に加算金が増えると、トータル1,000億円にもなると想定されますが、建設工事費はどのぐらいまで増えると想定していますか。教えてください。

**○小林新庁舎建設担当課長** 工事費の想定という観点でございますが、今回、予算の中でお示しさせていただいている金額の中で、発注時までのいわゆる上昇率というのは一定程度見込んだ形で予算要求しているところがございますので、まず発注という観点で申し上げますと、今の予算の中で収まる中で発注できるのではないかと考えてございます。

その後の上昇という観点でございますが、なかなかそれについては想定し得ないところもあろうかと思っておりますが、近年の人件費の高騰等につきましては、やはり続いているところがございますので、一定程度的上昇はあるのかなとは考えてございます。

**○須貝委員** 日本経済は、異常な円安が長期間続いたため、インフレの進行が速くなったこともあり、もうじき日銀においては金利を上げ、円高にして物価を抑えると私は思います。今の日本はインフレ経済の上に、建設の工事費バブルの状況下にあるため、新庁舎建設は大変高いという状況ならば、私はこの工事を延期するべきではないかと思うのですが、お考えを教えてください。

**○小林新庁舎建設担当課長** 今、委員からお話がありましたとおり、やはり今現在の状況から申し上げますと、建設に関する市場というのは非常に需要が高い状況でございます。これは庁舎に限らず、民間も同じような状況なのかなと思っております。

ただ、この先をやはり見ていく中では、例えば需要がある程度収まったとしても、建設業界で働く方、特に作業員の方々のいわゆる労働力というのは、今後やはり減少していくということが言われているところがございますので、その部分について価格が今後下がっていくというところは、なかなか想定し得ないところかなと思っております。

そういった観点から申し上げますと、新庁舎につきましても、早く着工して早期に竣工させるということが一番合理的だと考えるところがございます。

**○須貝委員** 今、例えば江戸川区なのですが、2023年12月に、都営新宿線船堀駅を計画している新庁舎の工期を延長し、開庁を、当初予定の2029年3月から2031年1月まで、2年ほどずらすと発表しています。303億円を想定した工事費が590億円に膨らむことが理由だそうです。そして2024年の春に、品川区内五反田の東京卸売センター、TOCの建て替えが突如、延期になりました。建て替え中止の背景は、やはり人件費・資材の高騰、想定外の増加、そういうことによって事業を止めた、延期した。JR東日本の中野駅の周辺では、駅を挟んで北口と南口、合わせて11の再開発事業が計画されているといいますが、跡地61階建ての超高層ビル、中野サンプラザを建設する予定が、開発の総事業費2,639億円では、現時点で900億円も不足するというので、野村不動産など事業者は、施工許可申請取消しを申し出ています。やめているということです。順天堂大学は、埼玉県のパウ和美園地区に開設を予定していた国際先端医療センターの病院建設を断念し、2014年11月29日付で、県に病院設備計画中止届を提出しています。このように、いろいろなところで、全国で中止したり延期したりしています。品川区新庁舎は、中止するということは私はできないと思うのですが、このバブルのインフレの時代に、この高額な金額を区で出す。私は今まで、例えば企画部でも何でもそうですが、一生懸命、いろいろな事業見直しをして、スクラップ・アンド・ビルドですか、その見直しをして、お金をきちんと使って、区民のために還元するということを基本としていたわけです。それが今回、400億円の当初予算が、今はもう700億円。恐らくこのままいけば800億円、1,000億円というのが、誰が見ても私は考えられると思います。この一番高いときに、なぜ進めなくてはいけな

いのか。税金でしょう。それは、十億円、二十億円ならいいです。それが、三百億円、五百億円も増えるだろうと想定できる金額の事業を推し進めるというのは、私は今やるべきではないかと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

**○小林新庁舎建設担当課長** 委員がお尋ねの、時期の話でございますが、今お話がありましたように、現庁舎は今、様々な課題を抱えているところでございます。今、築約55年を超えているところでございまして、やはり経年劣化もかなり進んでいるところでございます。これらを進めていく中では、例えばバリアフリー動線の関係や、あるいは設備機器の老朽化など、これらを根本的に解決するためには、全面的な建て替えというのが必要だと区としては認識しているところでございます。

時期でございませけれども、先ほども申し上げましたとおり、今後、建設費の高騰というのがこのまま続いていくのか、あるいは下がっていくのか、その辺の見通しはなかなか立たないところではございますけれども、やはり先ほど申し上げたとおり、一定程度、今後も労働者人口が減っていく中で、特に建設で働く方々の、いわゆる就労人口が非常に減っていくというのは大きな課題だと思っておりますので、そういった中では、早く着工して早く竣工させるということには変わりないと考えているところでございます。

**○須貝委員** 現在ここにある庁舎も、免震構造、ダンパーをつけて、長くもつように改修していますよね。今ここが、免震診断しても駄目だというなら、もう課長がおっしゃるとおりだと思います。すぐやらないといけない。いつときでも早くやらないと。でも、せっかく改修して、別に慌てる必要がない中で、何で突き進まないといけないのか。だって、当初400億円が、今700億円。もう800億円、1,000億円に向かっています。もう恐らく課長の頭の中、想定では、もっとこれは大変なことだと思っております。それでも、何でそんなに急がないといけないのか。税金を使うなら、やはりきちんと、「これはちょっとやばいな」、「これは今はまずいな」と思ったら、止める勇気も私は必要ではないかと思うのです。やっていくのはいいです。だけど、止めるというのは大変なことです。でも、皆さんの税金を考えたら、私はそこは考え直すべきだと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

**○小林新庁舎建設担当課長** 今回の予算の中でも、やはり我々、実施設計を進めていく中で様々広く検討してきたところでございます。そうした中では、やはりコストということも非常に大きなポイントでございまして、今回整備していく中で減額案というのもしっかりと考えてきたところでございます。額で言いますと約35億円ということで、しっかりやってきたところではございますけれども、それを上回るようなところがやはり出ているところでございます。

先ほどお話がありましたように、確かに今、現庁舎の建物自体につきましては免震構造ということで、構造上の課題はないと、当然これは認識はしているところでございますが、やはり設備機器や、その他もろもろ、老朽化している部分が多々あるところでございます。これを抜本的に改修していくためには、部分的に仮の移転をしながら整備していかなくてはならないような大規模な工事も発生するところでございますので、そういったところを踏まえて、建て替えのほうが合理的だと考えてございます。

**○須貝委員** 建て替えが合理的だ。でも、その前に、私は財政部、企画部にしっかりお聞きしたいのです。一方で、一生懸命、予算、税金を無駄遣いしないように使って、片一方は区民サービスに努めている。予算を減額して、ウェルビーイングでもいいですけども、そちらに回す。片一方はやっているではないですか。ところが、これは何ですか。300億円、400億円を超えても、「ああ、しょうがないですね」。企画部もこういう姿勢でいいのですか。結局、建てないといけない。その意味は、私も同じように分かります。でも、今ではないでしょう。今この金額を、また区のために300億

円、400億円のお金を中に戻すというのは、大変なことです。先ほど、ふるさと納税の話もありました。50億円、60億円。でも、これは300億円、400億円を超えても構わないのですか。また500億円もいってしまうかもしれない。それは誰が見ても想定できますよね。企画部もこういう考え方を進めていいのですか。

私は久保田企画経営部長と再三いろいろ討論してやってきました。「いや、私たちはもう皆さんの税金を大切に使って、スクラップ・アンド・ビルドをして、そしてまた新しい困っているところに、区民サービスに回します」。でも、その額ではないでしょう。この額は半端な額ではないですよ。いいのですか。もう一度ご答弁ください。

**○加島財政課長** 新庁舎につきましては、担当課長から答弁がございましたように、老朽化等の課題から、将来に対応できるような機能を備えた庁舎を実現する必要があると考えております。金額の面でいろいろご意見を頂いておりますけれども、今、事業中止にかかる金額というのを具体的に申し上げることはできませんけれども、こちらは施工当初からの徹底したコスト管理、それから安全を確保した上での効率的な施工の実施等によりまして、想定した予算を大きく上回ることはないよう、新庁舎整備課と共に進めてまいりたいと考えております。

それから最後に、私どもといたしましては、区民の皆様からお預かりしている大切な税金です。決して無駄にすることなく、今申し上げたような透明性の高い事業運営と、それから厳格な予算の管理によって、施工を進めてまいりたいと考えております。

**○須貝委員** 先ほどもお話ししましたけれども、公にしろ民間にしろ、それぞれ皆さん、建設に対して、延期したり、縮小したり、やめたりしています。それは何ですか。無駄にお金を使わないようにと考えてやっているのでしょうか。これは区民の税金ですが、もし皆さんの会社や自宅を建てるようなときに、この金額になったら、それでも進めますか。ほとんど進めないと思います。倍になったら、冗談ではないです。75%も金額が増えたらやめます。それが普通です。でも、何で役所は進めるのですか。それは自分の金ではないからですか。私はそういうところを考えると、区民とマッチしていないのではないかと思います。税金である予算は、やはり私は有効に使うべきであると思うし、基金がある、お金があるからといって、300億円、400億円増えても、膨大な金額でも払ってまで建設しなくてはいけない、進めなくてはいけないという考え方というのは、私は区民にはっきり説明するべきだと思います。今ここが、もう事業ができない。この建物では何もできないというなら分かります。でも、そういうことを考えたら、見直しということも私は勇気があると思うのですけれども、そういうところも考えてやるべきだと思いますが、もう一回ご答弁ください。

**○小林新庁舎建設担当課長** いろいろご意見を頂いたところでございますけれども、やはり庁舎の喫緊の課題を速やかに解決することが区民サービスの向上にもつながるところでございますので、当然、お金を無駄にしながら工事発注するつもりはございませんけれども、適切な庁舎を、コスト管理をしていながら進めてまいりたいと考えてございます。

**○石田（秀）委員長** 次に、石田ちひろ委員。

**○石田（ち）委員** 私からは、115ページからの国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の特別会計について伺いたいと思います。

まず、令和6年度の予算で、国民健康保険も後期高齢者医療も介護保険も、それぞれの保険料が全て上がるというトリプル値上げの予算となりました。共産党は、予算の総括質疑でもこの問題を取り上げて、国民健康保険の子どもの保険料の無料化、また介護サービスに大きな影響を来しているヘルパーの

人材不足や処遇の改善等々を求めてきたところでは、子どもの国民健康保険料の無料化については、区の判断ですぐにできるものです。23区の特別区長会の国民健康保険の見直しに関する提言の中でも、子どもの国民健康保険料軽減について国に求めています。

先日の共産党の代表質問で子どもの国民健康保険料の無料化を求めましたけれども、区は、「国からの事務連絡では、特定の対象者に対し画一的な基準で保険料の減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの適切ではないと示されており、独自の実施は考えていません」という答弁でした。国は適切ではないと言っていますが、禁止はしていないと思いますけれども、禁止はしていないという認識でいいか、確認させてください。

**○池田国保医療年金課長** 保険料の減免については、国では禁止していないということでの答えをしているところでございまして、保険料の賦課につきましては、国の法律によりまして基準がございます。それを超えての各自治体での保険料の賦課はいけないということは決まっているところでございます。

**○石田（ち）委員** 地方自治法を明記した憲法の下、自治体が予算や条例で福祉の取組を行うことを国が禁止することはできません。それで、法定外繰入れでは子どもの国民健康保険料を無料化できないと区がおっしゃってきたので、第77条を示して、できるのだということ、ずっと求めてきたところなんです。ですので、禁止はされていないということで、できるということなんです。でも、区としてはやらないと。できるけれども、やらないと判断しているということなんですけれども、なぜなのでしょう。これは国がやるべきだと考えているということでしょうか。伺います。

**○池田国保医療年金課長** 保険料の減免につきましては、国からの事務連絡では、市区町村は災害や失業などで収入が減少した方々に、条例を定め、申請に基づき、保険料を減免することが可能であるところでございます。特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免することは、明確に法令違反ではないと。これは、先ほどから委員のおっしゃるとおりではございますけれども、あくまでも、災害やそういう必要などで収入が減少した方々に、条例を定めてということになってございしますので、私どもは、こちらのものについては国がやるものでございしますので、国に対する要望までということとさせていただきます。

**○石田（ち）委員** 様々理由は述べられているのですけれども、国民健康保険法の第77条ではできるとなっています。ほかの自治体では、自治体独自で引き下げているという現状がしっかりありますので、できるということなんです。それで、もうこれは何回も指摘してきていますけれども、子どもから保険料を取っているのは国民健康保険だけです。しかも、所得水準が低い被保険者が増えてるのが国民健康保険です。そうした世帯の子どもからまで保険料を取る。これは、年間1人6万5,600円です。新年度では少し下がるというところなんですけれども、しかし2人いれば13万1,200円、この保険料がかかるわけです。未就学児は半額になったとはいえ、これは大変な負担だと思います。そして、無料化は2億円ちょっとで実施できるということで、区もそれは答弁されております。ですので、改めて、禁止もされていませんし、自治体独自で引き下げているところも増えていきますので、区としても独自の無料化を、そして軽減策を、子育て支援としてしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○池田国保医療年金課長** 保険料につきましては、まず、なぜ未就学児の保険料について5割しか軽減しなかったかということがございまして、こちらは国民健康保険制度自体が相互保障の精神に基づきまして、お子様についても保険を使つての制度ということでやってございしますので、実際には

めどということだけでなく、5割軽減というところまでのものでございました。ということで、実際には、先ほどから申し上げていますように、保険料の減免というところにつきましては、災害等によるものでは減免はできるけれども、画一的な免除ということになりますと、こちらはもう国でやる制度でございますので、私どもは国に要望するというところまでが精いっぱいのところでございます。

**○石田（ち）委員** 区独自でできますのでということは何度も述べていますので、ぜひ実施していただきたいです。社会保障は権利です。それは森澤区長も施政方針でおっしゃっていると思いますので、その立場に立って、ぜひ引き下げ、そして無料化を進めていただきたいと思います。これは求めておきたいと思います。

そして介護保険ですけれども、159ページの介護給付費準備基金の基金を取り崩して、保険料が大幅に引き上がらないように調整されていると思います。令和6年度から第9期が始まっておりまして、そのときの見込みでは、20億円の基金から13.5億円を取り崩す。そして、保険料が大幅に値上がらないようにする。結局、400円、値上がったわけですけれども、その準備基金が、補正予算を見ますと24億円余になっているわけです。

今、第9期ですけれども、その前の第8期は、この準備基金12億円のうち8億円を取り崩して4億円残るというふうに、令和5年度末でしていたのですけれども、結局、令和5年度末は20億円も残ったということなのです。この基金というのは、65歳以上の人の保険料が余って積み立てられたものです。なので、積み上がっていく要因としては、保険料に見合ったサービスが受けられていない。背景には、認定が軽くなるということがあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長** 介護の保険料についてです。

介護の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて保険者ごとに設定させていただいております。ご指摘のとおり、第9期の介護保険料は基準額6,500円となっております。前期、第8期よりも値上がりしている状況となっております。

基金が、令和6年度末基金見込額で24億円と、今回補正予算の中でお示しさせていただいておりますが、基金が積み上がっている理由としましては、見込みよりも保険給付費のほうが少ないということが大きな原因だと思っております。第8期においては、特にコロナの影響で、施設サービス費を中心に給付費が伸び悩んだというようなこともございますので、この辺りは今後、コロナが明けて、施設サービス給付費も伸びているというところで、今後は見込みが増えていき、基金を取り崩して使うような状況になっていくものと、こちらは推測しております。

**○石田（ち）委員** 認定が軽くなるということは、私たち共産党としてもずっと指摘してきました。この国平均で見ても、要支援の出方が、国全体では28.2%なのが、品川区だと42%も要支援の方が出るので。介護保険の推進委員会でも、委員の方から、「品川区の介護認定は必要以上に介護度が抑えられているのではないかと思います。身の回りでも少し、あり得ないような判定が最近結構出ていると感じられる」という声も出ています。感じられている人が、私たちだけではないのです。ですので、ぜひ、しっかりサービスを使っていただきたい。そのためにも認定はしっかり出していただきたいと思っております。

**○石田（秀）委員長** 次に、大倉委員。

**○大倉委員** 12ページ、しながわ水族館リニューアル実施設計委託の債務負担の廃止について、55ページ、給食運営費について、58ページ、ふるさと納税寄附金について、77ページ、障害者グループホーム整備助成等について伺います。

水族館のリニューアル検討についてですが、廃止理由について等は先ほどの質疑の中で分かりました。物価高騰等の工事費の拡大といったことを受けて、特注品の材料が多いということで、本当に、庁舎にもかかりますけれども、エレベーターなど特注で造ると、もう何年も来ないというお話も地域の方からも聞いていて、大変だと。そんなお話も聞こえてきている中です。

そういった中で、水族館では特注品が非常に、リニューアルで多くなってきているということで理解しました。今後の物価高騰等の状況を見て、事業費を削減しながら、さらに魅力向上に向けて、1回ストップして、今度検討を進めていくという理解で分かりました。

併せて、庁舎の建て替えは進めていきますということで、このまま建設費、人件費を含めて予算が増えていく中でも進めていきますというところ。理由としては、経年劣化、設備機器を更新していかななくてはならないということで、建て替えると、新庁舎のほうは伺いました。そうすると、リニューアル、水族館のほうは、まだ少し余裕があるという認識でいいのか。一方で水族館は一時止まって、もう一回、検討し直す。新庁舎は建て替えを進めていくという判断というのは、どのように決めていくのか、教えていただきたいと思います。

先ほどもほかの委員から、都内の施設、公共施設の建て替えが中止になっているというところのお話がありました。本当に様々な建て替えが中止されている中で、今後も、これは一般代表質問でも聞きましたが、国際経済の動向や国内施策等の影響で、物価高騰の見通しを立てることは非常に難しいと思っております。これからそういった中で一旦見直していくという判断をどのように進めていくのか教えてください。

給食費のほうですが、今回新たに予算で、学校給食費における有機農産物等活用推進事業ということで、給食費の有機農産物の導入がされるということです。これについては、目的・背景のところ、アンケートで無償化に加え、給食の質などに対する要望と、また、おいしい給食が食べたいとの中学生とのタウンミーティングというところでした。こうした声を受けて、どのように分析されてこういった経緯になったのか、教えていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税ですが、これも先ほど質疑がありまして、50億9,000万円ということで、令和7年はさらに流出が増えるのかと。さらに分析すると、割合としては、予算の中の区民税における10%の額ということで、他区から見ても高い状況があるというところでありました。

私もいろいろ聞こうと思っておりましたが、ほとんど聞いていただいたので、現状が分かった状況です。これから増えていくと、まさに区民サービスの低下につながりかねないというところで、様々な、今も検討がされていて、SNSでの発信等もしているということでありました、令和6年度予算の執行においてという依命通達においても掲げられておまして、ふるさと納税については、今まで以上に情報発信を行うなど、積極的な財源確保の取組を強化することということがありました。これからも広報で周知していくということが分かりました。今後、先ほどもご提案がほかの委員からありましたが、区長からの発信や、様々な、区民により分かりやすく周知していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。こども答弁があったら、お願いたします。分かりやすく周知していくということでは理解しております。

併せて、企業版ふるさと納税の制度を教えてください。これは、品川区は使えないということだと思うのですが、使えない理由についても教えていただければと思います。

あと、グループホームについてですが、77ページの障害者グループホーム整備助成等のところで、マイナス5,000万円ということで、これは毎年、昨年も、たしかその前も、2,500万

円、5,000万円とマイナスになっていますが、なかなか進んでいないという状況なのだと理解しておりますが、この状況について教えてください。

**○大友公園課長** 水族館の部分について、公園課長から説明させていただきます。

まず、水族館のほう、改修までに余裕があるのかという点におきましてなのですが、水族館は海水を扱う設備ということで、30年が設備更新の目安となっております。この30年をもう超えておりますので、余裕があるという状況ではないというのが、まず1点目となります。

2点目、水族館は改修を一回立ち止まるのに、新庁舎を進めるところの差異はということになるのですが、一般の公共施設と違いまして、水族館の場合については、入館料、またショップやレストランでの売上げなどの収入というものがございます。そちらの収入等と運営の中で検討するというところの手法の中では、PFIの手法ということもございます。PFIの活用ということにおいての中では、現在、新たにいろいろな手法ということが示されているところもあります。その中において、一回立ち止まって、運営を含めて整備する手法ということを改めて検討するというところにおきまして、その検討結果が出次第、また速やかに水族館の設備を進めていくという形になるかと考えているところでございます。

**○柏木学務課長** 私からは、学校給食への有機農産物の野菜の導入についてお答えいたします。

初めに、今回の有機農産物等の野菜の導入につきましては、おいしさや質・量の向上を目指すものではございません。あくまでも、政府が策定しました、みどりの食料システム戦略の2050年の日本の農業の在り方として、耕地面積の25%を有機農地とするという大きな方針、それを踏まえ、有機給食を推進する農林水産省の方針がございまして、持続可能な環境保全・農業を推進する観点から導入を図るものでございます。

なお、質と量についてでございますが、こちらはこれまでも1食当たりの単価を引き上げてございます。令和4年度と比較しますと50円以上の引上げとしてございまして、来年度につきましても1食単価を引き上げるとしてございます。あと、加えて栄養士などの研修等を実施するなど、様々な取組を総合的に進めていきたいと考えてございます。

**○吉野税務課長** 来年度なのですが、少し答弁が重なってしまっていますが、来年度も魅力的な発信を引き続き行っていきたいと思っております。それから、企業版のふるさと納税なのですが、こちらは、いわゆる地方交付税、財政の制度の一つであります、国が地方公共団体の財源の偏在を調整するものがあるのですが、こちらの不交付団体は、こちらは利用できないということになっております。

**○佐藤障害者施策推進課長** 私からは、障害者グループホーム整備助成等の減額のご質問についてお答えさせていただきます。

こちらは、新規設置による施設整備への補助についてというところでの整備助成になりますが、こちらは申請が令和6年度になかったということでの減額補正となっております。こちらにつきましては、施設の不動産オーナー等に対しまして相談会やセミナー等を行って、整備の案件が進むような形で事業を行って、グループホームの整備が進むような形で事業を進めているところでございます。

**○大倉委員** 水族館のリニューアルについては分かりました。今後、PFIの新しい手法というのを楽しみにしておりますが、余裕はないということだったので、進めていっていただくということで理解しました。

次の給食なのですが、農林水産省の学校での有機農産物等の利用というところで進めていくということと理解しました。そうすると、これは各学校、品川区だけで進めても、なかなか全体的には難しいと

ころがあるのかなということはあるところと、あと、進めていくことはいいのですが、学校数、生徒数、約2万人ぐらいなのかと思うのですが、こういうところの安定的な確保というところでは、どこまでできるのだろうかという、ちょっとした不安もあります。きちんと確保できるのかというところ。あと、これは農林水産省の制度で進めていくということだったので、それはいいのですが、おいしい給食というところというと、栄養士を含めて給食をつくっていただく職員の技術というのが非常に大きいかと思っております、数百人の食事を作るというのは、かなり特殊な技術が必要だと思います。経験も必要になってくるだろうというところで、こうした方への処遇改善というのも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうかというところ。

あと、ふるさと納税は分かりました。これからまだまだ流出抑制に向けてしっかりと取り組んでいただけるということなので、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

グループホームは、なかなかこういった制度をつくっているけれども、使ってもらうのが難しいというところで、より声を聞きながら、使いやすい制度にしていっていただきたいというところを要望します。先ほども、これもほかの委員からお話がありましたけれども、施設を運営していく中で、重度障害者の方への支援が進むように、新しく制度をつくっていくというお話だったのですが、以前も、昨年か、代表質問や予算委員会などでも、重度障害者のグループホーム等、障害のある方が入れるような施設などもぜひ進めていっていただきたいということで、区の補助に資するような制度の要件の見直しを検討してくださいということで、会派として重点要望としても求めてきたところでございます。今回、こういった、厚生委員会の中でも重度障害者が、ほかの区だと重度障害者に特化してやるほうが、重度障害者の施設入居が進むというような話で、品川区は、逆に言うと、3度・4度の方へも支援をしていて、そちらも進んでいるという理解なのですが、委員会でも、ひがし委員が言っていましたけれども、重度障害者が進むように、新しい制度というところでは歓迎するところなのですが、その制度についてもう少し詳しく教えていただければと思います。

**○柏木学務課長** それでは、私から学校給食の関係ですけれども、まず有機農産物の関係で、区立の学校の学校給食を賄えるのかという部分ですけれども、今回の事業につきましては、有機農産物だけではなくて、化学肥料等の使用が非常に少ない特別栽培農産物も含まれてございます。供給量や供給件数には問題ないという形で、市場関係者からは聞いているところでございます。

それと、おいしい給食という話でございますが、学校給食は文部科学省の、国が定めております摂取基準に基づいて、バランスのよい食事ということで提供しているものでございます。また、これまでもいろいろ、おいしい給食は当然、供給しているところでございますので、ただ今後、それをさらにレベルアップできるように、研修等を通じて総合的に進めていきたいと考えてございます。

**○松山障害者支援課長** 私からは、中・重度の障害者の方の入居された場合の運営費助成についてでございます。

入居者数と障害支援区分に応じまして、受け入れた事業所へ運営費を助成するものでございます。こちらの助成を通じて、より重度障害者の方が入居促進できるように進めてまいります。

**○大倉委員** 最後の制度のところは、ぜひ周知して利用が進むように、よろしく願いいたします。

**○石田（秀）委員長** 次に、あくつ委員。

**○あくつ委員** 私からは、順番を入れ替えまして、85ページ、病児保育新規開設運営補助経費、そしてもう一点は、83ページ、私立幼稚園保育料助成から伺ってまいります。

本日も議会で多数取り上げられてまいりましたが、病児保育施設の不足については、私のもとにも多数の、多くの皆さんからお声が届いております。これは非常に大切なところなので、ぜひ取り上げてほしいというお声がございます。多分、15年間の区議会議員生活で初めてなのですけれども、病児保育の声というのを届けさせていただきたいと思います。

具体的な内容を教えてほしいということで、相談者の方に改めて伺いましたところ、ご友人の中からかなりたくさんのお意見を集めていただきました。このようなご意見です。後段につながりますので、少し長く、生の声を引用させていただきます。

品川区の病児保育ホームページで、品川区を上下左右、十字形、4つのエリアに分けているマップがあり、それを見れば一目瞭然なのですけれども、区役所を中心として品川区を縦2つに割った左側、五反田・大崎・荏原方面に3つありますが、区役所より海側部分には1件もありません。皆さんご存じだと思います。既存の3か所ですと、距離的に利用が現実的ではない。海側、せめて中心の大井町周辺に設置してほしい。

別の方です。大森付近にあった病児保育を以前に利用していました。第1子は年に二、三回は利用していたが、病院とともに閉鎖されてから、第2子は病児保育の当てがない。

別の方です。体調不良時に電車に乗って通勤時間帯に子どもを連れていくことが難しい。夫婦で半休ずつ取得して、その分の仕事は夜中や早朝にする。基本は睡眠時間を削ります。子どもが胃腸炎や感染症などのときは1日で終わらないため、結果的に親自身があまり睡眠を取れていない中で育児・家事・仕事が続くと、体力的にいつまでできるかというのがある。徒歩や自転車などで行ける距離に病児保育施設があると大変ありがたい。

ほかの方です。病児保育が利用できなくなった今は、家での療養は子ども親もかなりストレスがかかる実感があり、そうした心の面でも、病児保育があればもっと生き生きとした子育てができていたという気持ちになります。

ほかの方です。そもそも子どもが体調不良なので電車が使えない。タクシーで行くとしても片道4,000円ぐらいかかる。

ここまでは立地の課題です。訪問型の病児ベビーシッター事業も品川区はかなり拡充していただいておりますが、次のようなご意見もあります。選択肢ですから、否定するわけではないのですけれども。

病児保育で有名な事業者は、入会金3万円、そして月会費1万3,000円程度、それにプラスして利用料がかかり、補助があってもなかなか高額で利用できない。ある事業者は利用料も高いけれども、最近、当日の予約も難しくなっており、そもそも確保が難しい。今日もたくさん、そういうご意見はありました。

知らない人を家に入れることや、子どもと一対一で置いていくことに抵抗感があり、病児保育施設の拡充をお願いしたい。

まだまだありますけれども、ざっとこのようなご意見を次々に頂いたところです。昨年5月公表の品川子ども・子育て支援事業計画に、区の委託事業である病児保育の今後の課題と方向性として、次のような方針が示されております。「令和5年度末に1施設が閉鎖したため、現在は3施設となっています。地区によっては、病児保育施設が近くにないのが現状であり、今後も新規開設について検討していきます」。これも様々、議会質問での答弁と全く一緒ですけれども。今日の質疑にもありましたが、もう一度、重なりますけれども確認します。現在、新規開設について3施設と交渉しているということでしたが、それは医療機関型なのか、保育園併設型なのか。また病児保育施設の新設に向けて、先ほど要綱を

改正しないという話がありましたが、インセンティブを設けるなどして、区としてどのような工夫を示されているのかお知らせください。

もう一つ、私が受けた大きな要望というのは、先ほど申し上げました、区を半分に割ったときの海側、現在一件もない海側での病児保育施設。少なくとも大井町以東、東側での設置を求められていますが、交渉において、要望に沿うような立地の施設と交渉されているのか。そして、先方のある話なのですけれども、要望されている皆様の子育てのタイミングというのがやはりあるのです。今、強く要望されている皆様。近日中の合意をぜひ目指していただきたいと思いますが、この辺りの感触を教えてください。

**○中島保育施設運営課長** 病児保育に関するお尋ねでございます。改めて貴重なご意見をたくさん頂きまして、この事業の重要性を強く認識したところでございます。

ご質問の、まず協議状況につきまして、3施設と今、協議させていただいています。まだ具体的ところはなかなかお伝えできないところでございますが、施設といたしまして、2施設が医療機関併設型で、1施設が保育所型で、協議させていただいているところでございます。

また、インセンティブというところでは、今回、予算でも、病児保育の委託料引上げをお願いさせていただいているところでございます。今、実際に運営している医療機関等にもお話を伺いまして、必要性、継続性を担保するためにも、少し今、インセンティブというよりも、見直しをさせていただいたところでございます。

また、場所につきましても、今、海側と、あと大井町近辺も含めまして、立地を目指しているところでございます。

また、時期的にも来年度に少なくとも1施設、ないしは、ほかの施設も可能な限り早急に開設を目指して、またその際はお諮りさせていただきたいと思います。

**○あくつ委員** プレッシャーをおかけして本当に申し訳ないのですが、ぜひ早急をお願いしたいと思います。

先ほど、大田区の病児保育送迎事業利用について、お話がございました。私も提案しようと思ったのですが、せらく委員からも質疑があり、しかも検討していただくというご答弁がありました。そちらも、それがやはり近くに足りていなければ、そこに行かなくてはいけないから、ぜひお願いしたいと思います。

次に、施設の登録方法について伺います。このようなご意見も頂きました。以前住んでいた世田谷区では、区役所への電子申請で、利用を希望する全ての拠点への登録が一括でできたのに対して、品川区では直接それぞれの実施機関に電話をし、登録のための日程予約をした上で出向かないといけないので、入り口の利用ハードルが高いと感じています。この点も、区での一括登録ができるようにご検討いただけると大変ありがたい。

別の方も、「今ある病児保育の利用登録説明会の予約が取れなくて使ったことがないです」。確認しますと、世田谷区では、病児・病後児、両方対応の施設が9つ、病後児のみ対応の施設が2つありますけれども、世田谷区の公式ホームページで、全ての施設の事前登録がスマートフォン・パソコンによる電子申請で一括で可能になっています。電子申請での登録後、発行される登録番号が送られてきますので、利用登録確認書というのが送られてきて、それぞれの病児保育施設へ登録番号を伝えれば予約できるようになります。これは、利用者の負担軽減のために、利用の一括登録という導入の検討を、ぜひお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

**○中島保育施設運営課長** 申請方式のご提案を頂いたところでございます。

現在、区の病児保育施設につきましては、きちんとお子様をお預かりするために、各施設において、対面において、ご登録をお願いしております。お子様のことをお聞きしたり、施設での注意事項などもお伝えするということが兼ねておまして、行わせていただいております。

ただ、今ご提案のございました、利便性の向上というところも重要な観点でございますので、そちらにつきましては、病児保育施設の意見も聞きながら、今後、課題も把握しながら検討してまいりたいと思います。

**〇あくつ委員** ありがとうございます。ぜひ進めてください。

次に、予約システムについても伺います。現状、病児・病後児保育事業を利用する場合、先ほど申し上げた登録をした上で、さらに施設に直接、電話で空き状況を問い合わせる必要があります。いうまでもなく、先ほどもありました、深夜や朝、起きたら子どもが発熱している。具合が悪かったり、子どもの体調というのは大変変化しやすくて予想ができない。その逆に、前日調子が悪かったので苦労して病児保育を予約したのに、翌日けろっと治ってしまってキャンセルしなければならない。利用者は、予約をする、キャンセルするために、日中に電話連絡をする必要があり、また、施設職員も朝に電話の予定対応と、児童の受入れを行うための負担が大きい状況がある。文京区では、こうした課題に対応するために、昨年6月に病児保育予約サービスを導入しました。文京区が委託する全ての病児・病後児保育室で、昨年7月から予約受付を開始しています。ネットで見ればすぐ出てきますけれども、「あずかるこちゃん」というシステムで、私もLINE登録を試みました。保護者はいつでも簡単に、LINEやウェブから、区内のみならず近隣区の登録している病児保育室を検索・予約申込みが可能です。開室時間外でも予約キャンセルができ、キャンセル待ちの状況も把握できます。アプリのようにダウンロードする必要もなく、ブラウザから利用可能で、保護者にとって使いやすいだけではなく、施設のスタッフも煩雑な事務作業から解放され、保育に集中できるようになるメリットがある。「あずかるこちゃん」の導入自治体は、地域にある委託先の病児保育室の情報を一元管理できるようにもなる。現在、225施設・11自治体で導入されており、登録児童数11万人、および累計予約数40万件を突破したと。それが売り文句になっています。

文京区の広報チラシに次のような。これもやめましょう。時間がないからやめます。

ちなみに、文京区の病児・病後児保育施設がすごくたくさんあるからこれを導入したかということ、そういうことではなくて、総数は4施設ということです。品川区とほぼ同数。同じく本システムを本年の2月に導入した、静岡市においても、市が委託した市内施設は3施設ということで、品川区と同数です。利用者目線に立っていただいて、先ほどもありました、施設とぜひ協議をしていただいた上で、先ほど申し上げた一括登録とともに、手軽な予約システムの導入をご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**〇中島保育施設運営課長** 病児保育のオンラインでの予約というところでございます。

現状、実際にお預かりする際には、クリニックで前日に診療してもらったりという形で、丁寧に今、受入れをしているところがございます。先ほども同じですけれども、利便性の向上・改善につながるというご提案でございますので、病児保育施設との意見交換を通じまして、重ねて検討してまいりたいと思います。

**〇あくつ委員** 当然、大本である施設数を増やさなければいけないということはよく承知していますが、だからといって、利便性の向上ということも並行して行っていかなければならないということです。そちらを先にやるから、こちらは後にしますということではないと思いますので、並行してお願いした

いと思います。

先ほど、あえて多くの意見をご紹介しました。私もたくさんの意見を頂いて、今日も一目瞭然で、こういう要望が今日こんなに多数出るということは、恐らく区内の中で多くの声があるということは間違いないことだと思います。これは行政の全国的な話なのですけれども、利用を諦めてしまうということで、ニーズが少なくなってきたという誤った分析をするということが問題になっているということも指摘されていますので、ニーズがあるということ、ぜひよろしく願いいたします。ニーズはあるということで捉えていただきたい。

時間がなくなったので1点だけ、私立幼稚園のところ。昨年ご要望させていただいて、私立幼稚園の保護者補助金については、施政方針の中で区長にも取り上げていただきましたように、区分の差なく、所得制限なく、一律4万円ということで、これでほぼ実質無償化になったのかなと思います。

もう一点、昨年ご要望させていただいたのが、今の現況、品川区は償還払いについて。一旦、保護者が保育料を払わなければいけない。これについては、そうではない形で、上限を超えなければ一切払わなくていいというやり方を自治体が取っているところもある。法定代理受領ということをしていただきたいとお願いしました。これはもう、前向きに捉えていただいて、「ぜひやります」というようなご答弁を頂いていたはずなのですけれども、そのご答弁をしていただいた後に、すぐに問合せをして、4回ぐらいこれまで問合せをしたけれども、まだやれていないということがあります。これは、選択できる自治体もあります。ぜひこれは4万円ということで、細かい計算をやる必要がもうなくなるはずなのです。そこについて、ぜひこれを早急に、一刻も早く、法定代理受領を行っていただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

**○芝野保育入園調整課長** 私立幼稚園補助金の法定代理受領のご質問でございますが、法的な問題では特段問題がないということで、クリアされるという形になっております。

一方、これまで園におきましてご負担をおかけする要因となっております事務的な負担につきましても、今回の所得制限の撤廃によりまして大幅に解消されるというような見込みになりましたので、保護者の経済的負担の軽減や利便性というのを促進する意味からも、各園のご意見をお聞きしながら検討を進めてまいりたいと思います。

**○あくつ委員** 昨年も検討して、やるということだったのですけれども、ぜひこれは一刻も早くやっていただきたい。みんなが足並みそろえて全ての園がやらなければいけないということではないということも確認していますので、手を挙げて、こういったことでまた保育園と差がついて、それで私立幼稚園を選ばないという保護者の方がいるというご主張もありますので、新制度になった保育園については、それはそもそもやらなくていいということになっていきますけれども、今、17園のうち今年2園が新制度に移りますけれども、残りについては今までと同じですので、ぜひそこについては一刻も早くやっていただきたいということを最後をお願いいたします。

**○石田（秀）委員長** 次に、西村委員。

**○西村委員** 順番に、65ページ、基金積立金、その後、10ページ、民生費、児童福祉費から、子どもの未来応援基金について伺ってまいりたいと思います。

まず、児童福祉費49億円余の増額の主となるものは、公定価格の上昇分と、子どもの未来応援基金の増額だと理解しております。公定価格の上昇分については、国の考え方に基づくものだと思いますが、その背景と保育施設の種別ごとに、どのくらいの規模の上昇が図られたのかお答えください。

**○佐藤保育事業担当課長** まず国の公定価格の増額における、背景でございますけれども、こちらは

保育士の処遇改善というのを国が実施していることによりまして、公定価格の単価が増加されたものでございます。

あと、施設ごとの増額でございます。区内の私立保育園経費におきましては、運営費を約8億円ほど増額してございます。また、地域型保育事業におきましては、運営費を1億3,000万円ほど増額としてございます。

**○西村委員** ありがとうございます。保育士処遇改善のための大きな補正と、また、さきの文教委員会ですべての未来応援基金についてのご報告がありましたので、こちらの点を伺ってまいりたいと思います。

基金の活用として、大学生奨学金、居場所確保事業、ヤングケアラー事業などの事業を選ばれた理由と、区民の方から頂いた25億円という大きなご寄附の活用に向けての使途や計画をお聞かせください。

**○藤村子ども育成課長** 基金の使途や計画というところでございます。

こちらは、国では令和5年度末に「こども大綱」というものが示されまして、区におきましても令和6年度10月に児童相談所が開設。令和7年度から、「こども計画」のスタート元年ということで、今までよりもさらに社会全体で子育てを支える機運というものが醸成されているような形になってございます。

そういった中で今回予算編成でございまして、より大きい視点から子育て支援を考えまして、制度や分野のはざままで、支援から抜け落ちている子どもたちにスポットを当てて、利益を享受できるような施策を中心に、特定財源も考慮しつつ検討いたしました。その結果として、生きづらさを持つ方、既存の支援の網から逃れているような、セーフティーネット機能を持つような事業というのが、使途の多くを占める形となりました。また、このような事業に充てることで、区民の方のあらゆる不安というのを取り除くことにつながりますので、区全体の幸福度の向上につながると考えておりまして、今後もそういった事業での活用を計画しております。

**○西村委員** ありがとうございます。制度や分野のはざままで支援から抜け落ちている子どもたちを対象とした事業ということですが、既存の制度で対応し切れない課題に焦点を当てるといって、基金ならではの柔軟性を活かした考え方だとは思いますが、例えばヤングケアラー事業や居場所確保事業などは、制度や分野のはざまが課題として優先度が高いと判断されたのか、区内事業の中で、この基金をどの事業にどう使うか、優先順位と根拠をもう少しお聞かせいただければと思います。どれも大切な事業ですが、検討プロセスについてももう少しお答えいただければと思います。

同時に、文教委員会の中でご報告があったのですが、奨学金貸付基金を廃止する理由と、廃止によって充当された金額は本来は奨学金目的のものでございますが、こちらをどのように活用される予定かをお聞かせください。

**○藤村子ども育成課長** 事業選定の理由をもう少し詳しくというところと、あと奨学金基金の活用についてでございます。

事業選定の理由というところは、どれも子ども未来部で扱っている事業は大切なものですが、例えばヤングケアラー支援事業や、あと子どもの居場所というところにもありますけれども、様々な体験活動を通して子どもの成長を支えるというところがございまして、そういった複合的な面を総合的に捉えまして、事業を選定したところでございます。

また、廃止する奨学金貸付基金についてですが、こちらは、経済的に困難を抱える家庭の子どもが進学の道を諦めることがないように支援するという目的から設置された基金でございます。

今回の新基金の充当事業には、先ほどお示しのとおり、奨学金も含まれておりますし、生きづらさを持つ若者が、様々な体験をして将来の夢を見つけるところで、そちらは人生を切り開いていくところを目的にしている事業も含まれております。そういった意味で、新基金は、直接的にも間接的にも奨学金貸付基金の意思というものを引き継ぐものではないかとは考えておりますので、つきまして、旧基金は廃止と同時に新基金に充当いたしまして、新基金の原資として活用していきたいと考えております。

**○西村委員** ありがとうございます。私自身が品川区奨学金運営委員会に所属させていただいたときに、人生に立ち向かう多くの子どもたちの選定に立ち会わせていただきました。この奨学金貸付基金の意思を、ぜひ引き継いでいただきたいと思います。

この基金ですけれども、大学の奨学金に使えば、最大4学年で年間2億4,000万円程度の算出になると思います。大学生奨学金以外の来年度予算と合わせると、最大3億7,300万円の支出が見込まれる中で、計算しますと約10年程度でなくなってしまうのではないかと懸念しております。対象学部の拡大、ほかの事業も始めればさらに早くなる可能性があります、基金残高を少しでも維持するために方策があれば、お考えをお聞かせください。

**○藤村子ども育成課長** ご指摘のとおり、このままいくと、基金の残高というのが十数年で枯渇する状況になりますが、今後の充当事業というのは、各年度の予算編成の中で検討しているものでございますが、まず基金の財源というのが枯渇することのないように、1点目として、使用予定のない基金残高の短期債等での運用というのを考えております。

また、もう一点、クラウドファンディングをはじめとする寄附によりまして、基金残高の積み増しを図るところで、こちらを基軸に、まずは運営していきたいと考えております。

**○西村委員** ありがとうございます。運用益の確保やクラウドファンディングも組み合わせて、持続可能な仕組みをぜひ構築していただきたいと思いますが、寄附見込みや、クラウドファンディングで賄える規模なのか、寄附を集めるのか、そんなに集まるのか、どうなのかと思いますが、その辺りのお考えがあればお聞かせください。

**○藤村子ども育成課長** 寄附のところというのは、やはり不確定要素が高いものかと思いますが、ただ、今、子育て応援課で実施しておりますクラウドファンディングでも、毎年、おおむね寄附の金額が増えてきている形でございますし、今、区が積極的に、各種無償化など、先進的な子育て施策に取り組んでおりますので、他自治体や国の施策もこちらに影響を受けて動いているようなところもあろうかと思えます。今後こういった姿勢というのは各方面から評価いただけるのかなと考えておりますので、そういった視線に賛同して、寄附をするなら品川区というような機運が高まっていけばいいのかなと考えておりますので、そうなるように努めてまいりたいと思います。

**○西村委員** ありがとうございます。品川区は、区民や企業からの寄附も見据えておりますし、ふるさと納税の仕組みも取り入れております。クラウドファンディングもまだまだ様々に工夫できると思っておりますので、ぜひ、区の姿勢に賛同してくださる機運の高まりを目指していただきたいと思います。

最後に、最終補正予算書に記載されている令和6年度末基本見込額を見ると、少々心もとないかなと感じておりまして、区民サービスの提供や老朽化した施設への更新等を踏まえると、少なくとも令和5年度決算時の現在高を維持していく必要があると考えます。区の基金積立てに関する考え方と今後の見直しをお知らせください。

**○加島財政課長** まず、予算書に記載の現在高につきましては、あくまで予算編成時点での経過点で

ございますので、基金現在高につきましては、その目的に応じて積立て・繰入れを行っておりますので、現在高のみをもって即座に財政の悪化を示すものではないと認識しております。

その上で、基金積立ての考え方としてなのですが、区民の生きづらさを解消し、区民がここ品川区に住んでいてよかったと実感していただくための施策を積極的に展開していくためには、やはり堅固な財政基盤が不可欠だと考えております。

今後の公共施設の更新や、財政需要が上昇局面にある中、安定的な区民サービスの提供と両立させていくためには、基金の存在というのが不可欠であり、私どもといたしましては、基金の現在高を適切に維持いたしまして、区民の不安を解消し、生きづらさを解消いたしまして、幸せの実現に交渉できる施策をやってまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員長　以上で、第1号議案から第4号議案までの令和6年度品川区各会計補正予算4件の質疑が全て終了いたしました。

これより採決に入ります。

初めに第1号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。

本件につきましては起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○石田（秀）委員長　起立多数と認めます。ご着席願います。

よって、第1号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算および第4号議案、令和6年度品川区介護保険特別会計補正予算の3件を一括して採決いたします。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件につきまして、賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○石田（秀）委員長　起立多数と認めます。ご着席願います。

よって、第2号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算および第4号議案、令和6年度品川区介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上をもちまして、本日の予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日午前9時30分から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時39分閉会

---

委員長 石田 秀 男